

一、百姓萬種物惡敷を蒔候得ば、出來劣申候得共、勝手不如意之者共は其考も不得仕。急成時は給物に仕、種物用意不仕、其節に至り惡敷種籾を才覺仕漸蒔躰に候。向後者麥其外作物出來之時分、夫々相應之種物宜敷を爲取除候而、肝煎・與合頭見届、封を付置候様に組々可申候、以上。

元祿十年丑五月廿一日

改作奉行

五月。鐵炮の使用に關する幕府の法令を領内に傳ふ。

〔上田源助舊記〕

- 一、猪・鹿・狼多出田畑を荒、人馬にも障り候者不及伺、玉込鐵炮に而爲打可申旨。
  - 附、目付に家來付置候儀、並打留候類、寄々書付不及指出旨。
  - 一、玉込鐵炮免許之儀に候間、常威打並日切威打、向後不及願旨。
  - 一、獵師鐵炮相續並増減之儀、鐵炮改方に不及相窺、御代官・領主・地頭可爲勝手事。
  - 一、用心鐵炮並寄進鐵炮之事。
  - 一、商賣鐵炮並質物鐵炮之事。
- 右三ヶ條者前々之通り相心得、鐵炮改方に相伺可被任指圖候事。
- 一、獵師共荒候畜類打候外者、在々並町方鐵炮打申間敷候旨、御代官・領主・地頭方に而常々

三ヶ條は二ヶ條か

遂吟味、每歲一度宛鐵炮改方の證文可被指出候事、以上。

丑 四 月

鐵炮之儀に付、大目付松平石見守殿より御渡候御書立之寫指遣候旨に而、御年寄様方より元祿十年丑五月御郡奉行に御觸付。

六月十日。刑を受けたる百姓の財産に關する處分法を定む。

〔改作所舊記〕

- 一、向後下百姓之儀、或者疵付御追放、又は斬罪被仰付者は、家財・農道具共に十歩一爲拂可申事。
- 一、下百姓疵付不申御國御追放、或所御追放被仰付者は、家財被下候事。
- 一、本百姓並下百姓、改作方より家追出に申付者、高・農道具取上、外之道具之儀は構不申候事。
- 一、右下百姓高之儀は、上百姓へ相渡支配申付候。上百姓支配仕兼候得者、餘百姓に可申付候事。
- 一、上百姓右之品に被仰付者之下百姓持高は、跡々之通其外百姓支配申付、上百姓持分は追而高・農道具餘百姓に可申付候事。

以上

元祿十年六月十日

六月十六日。町方の婦人にして老年ならざる者の上國に赴くものあるを禁ず。

〔國事雜抄〕

一、町方娘・嫁或妻・後家等、歳若き者上方に參詣仕候共、向後は御手判被下間敷旨。去共歳罷寄、信心にて參詣仕様成者は、御手判可被下旨、御口上にて被仰渡候、以上。

丑六月十六日

六月十八日。前田綱紀今次の參觀に隨從すべき老臣を定む。

〔前田備前家記〕

元祿十丁丑歳六月十八日、於二之御丸表御居間に被召出、御直御誼。今年儀、去歳以來不作等之儀に付て、御留守中御仕置之儀別而無御心許被思召候。仍之年寄中少茂人多に被殘置度被思召に付て、前田對馬一人江戸御供被仰出候得共、於江府毎々御家老役之者兩人御城に之御供相勤、御目見茂兩人被仰付候。先年間違之儀有之、奥村伊豫・津田玄蕃被召連候時分一人

自分  
は前田  
備前

當昏は當暮

御目見、以後何かと滯申儀も有之付て、今年之儀も一人被召連、重而之御格如何と被思召、旁々御内證をも聞召被合之候處、菟角如毎々兩人被召連可然御様子に候。自分儀は去年茂被召連、大儀に被思召候得共、右之御首尾に付て當分御供可被召連條、其意得にて萬端軽く、當分御使相勤候心得に用意可仕候。とても來年は御姫様・備後守様之御婚禮に付て、御與・御貝桶等之役人、年寄中之内御國より可被召寄候。たとへ當昏亦是來春御歸し被遊候とても、菟角右之通當分之意得にて可罷越旨被仰渡事。

右畢て御前退出以後、葛卷新藏を以、黄金二十枚以御目錄被下之、俄に御供被仰出、爲用意被下之候。内々にて被下事に候條、右金子は稻垣三郎兵衛・鹽川安左衛門方より、自分家來を招爲相渡可申旨、新藏迄御内意。依之稻垣・鹽川に及示談候旨、新藏演述也。不存寄金子致拜戴、別て有難奉存旨新藏迄及御請。

右は六月十八日越後屋鋪出座、八時歸宿候處、追付御用候條可登城旨、新藏より奉書來り、即刻登城之處右之通也。

六月二十日。宗門を變更せんとする者の心得を令す。

〔十村勤方類集〕

覺

一、惣領せがれ並養子或は養子等之儀、其家繼申宗旨、寺々堅く可申付事。  
 一、兄弟懸り人等之儀は、其親方相對を以宗旨替可申付事。但兩親・祖父・祖母・伯母・兄弟、親方之者納得いたし不申、我儘に宗門替可申付、親方之申儀も承引不仕族は、急度可申付候。親方納得之上を以、證文ども取かはし、夫々此場の罷越、願聞届宗旨替可申付事。  
 一、一度替候而者、替申儀成不申候間、其段急度可申渡候事。  
 右宗旨替申儀、覺書を以而申渡紙面あらめに付、重而多人相談を以如斯に候條、今年より宗門替、寺替之通り相心得可申候、以上。

元祿十年六月廿日

岡田助七郎

古屋六丞

礪波・射水十村・御扶持人中

六月廿四日。町會所の式日に就いて上申す。

〔國事雜鈔〕

私共町會所相詰申式日、四日・十日・十六日・廿日・廿四日・廿八日、右六日跡々五時過より九つ迄罷在候。去年十月より八時迄罷有申候。御用多刻は七時迄も罷在候。同心共之儀は長日毎に相詰申候。勿論私共罷出申節猶以相詰申候、以上。

長日は丁日なるべし

六月廿四日

三輪七左衛門

前田清八

多賀信濃殿

玉井勘解由殿

六月廿六日。金澤城二ノ丸の殿閣成りたるを以て移徙の儀を行ふ。

〔聞書〕

一、同年六月六日二之御丸御造營相濟、就御移徙爲御祝儀、御子様方並年寄中より献上物有之。  
 一、同年六月廿六日御移徙爲御祝儀御能あり。

〔政隣記〕

同六日二之御丸御作事成就依御移徙、於櫻之間年寄中に御祝被下、給仕御表小將。

塩引切重 御白粥 御吸物鯛ひれ 御酒 御取肴巻賜  
 香物

頭分には於檜垣之間御祝被下、給仕御大小將。

鹽引之代田作、其外右同斷。

表・奥其在合之頭分以上、且定番頭並御留守居物頭者、依召罷出頂戴之。恭姫様附水野次郎

加賀藩史料 第五編 元祿十年

右衛門重正<sup>三百</sup>者、頭分末座に而頂戴之。  
右爲御祝儀献上如左。

恭姫様より 御小屏風一雙 鹽雁二雙

節姫様より 鹽雁二雙箱入

勝次郎様より 並鯛一箱

富五郎様より 鹽鴨三雙箱入

毛氈三十枚 雁二雙箱入

御鹽二箱入 御湯次二箱入 鹽鴨二雙箱入

御手燭廿箱入 鹽鳧三雙箱入

御手水鉢三圓<sup>一信樂</sup> 鳧三雙箱入

御臺子三飾<sup>風呂水指・柄杓立・水盥・蓋置・釜環</sup> 鹽鳧二雙箱入

御手水鉢<sup>一信樂</sup> 箱入 鹽鳧三雙箱入

二枚折御屏風二雙<sup>内一雙</sup> 桃源八景<sup>狩野探信筆</sup>

鳧三雙箱入<sup>一雙</sup> 近江八景<sup>狩野伯圓筆</sup>

本多安房守  
前田源隨  
前田主税  
横山左衛門  
前田對馬  
奥村壹岐  
奥村伊豫  
多賀信濃

御祝御當日は就忘中同月十日献上之人々。

御屏風二雙<sup>内一雙</sup> 七福神裏櫻幕<sup>一雙</sup> 八景

長 大隅守

鹽鳧二雙箱入 御湯次二箱入 鹽鳧二雙箱入

村井出雲

同斷

前田備前

七月十日。藏宿たるもの、妻子にして旅行する者あるときは之を届出でしむ。

〔國事雜鈔〕

當町藏宿仕者、親兄弟遠所の罷越候共、妻子之外御斷におよび不申旨被仰渡候、以上。

丑七月十日

七月十三日。前田綱紀參觀の途に就く。

〔政隣記〕

七月十三日卯刻金澤御發駕、當御留守中御月番毎日越後屋鋪に出席、式日には年寄中不殘可有出席旨被相定。従是以前は諸役人於月番宅勤之、御横目毎日出席。當御留守より裏御色代番止之、組外に柳之間勤番被仰渡。

但、是迄は人持組・物頭中より御留守中勤番之處、今年より止之。

當御留守より毎月朔望之出仕、御在國之通二之御丸に可有登城旨被仰出。且金谷御門勤番是迄與力相勤候處、御發駕御當日より御馬廻御番可勤旨被仰出。

〔改作所舊記〕

今年御參勤、七月十三日御發駕、津幡寄馬五百疋。

七月廿五日。前田綱紀江戸に著す。

〔政隣記〕

七月廿五日江戸御上邸に御着。但從御道中被仰出、追分口より被爲入之間、御門内暗く無之様提灯爲燈、尤割場奉行一人、御歩横目二人・押足輕召連可罷出旨被仰出。則追分より被爲入、御先道具中御門前に相殘、御持弓番所之方、御色代前に御留守に相詰候頭分、何茂白洲に罷出御目見仕。今般相改、平士之分は御目見に不罷出。其外毎々之通。但本文之通に而裏御式臺より御入、且今日毎々之通、御老中方並伊掃部頭殿・本庄因幡守殿御廻勤。翌廿六日上使土屋相模守殿御出。

七月廿八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿八日、月次なり。松平加賀守綱紀はじめ參觀の拜謁するもの五人。

〔政隣記〕

七月廿八日、御登城御下り、直に御老中方御勤、御歸館之上御普爲聽。

今日御登城被遊候處、於御座間御目見、其上御手自御熨斗御頂戴、且又御在國中度々御使者被上之儀、並御息災之趣上意有難思召候。先達而御老中迄御願置被成候御講釋・御仕舞之儀、今少冷敷罷成可被遊旨御懇之上意。其外對馬・備前御目見被仰付、忝仕合被思召候。此旨頭分之面々に可申聞旨被仰出。

右之趣御年寄衆に以御書被仰下由、八月十五日金城出仕之面々に被仰聞有之。

八月六日。十村等油種を藩外に輸出せざる件に付き意見を上申す。

〔改作所舊記〕

油直段下直可仕旨、金澤町人より、惣而油種他國・他領に洩不申様、御國中縮可仕旨申上候に付、御郡方につかへ申儀有之間敷哉、就御尋申上候。

一、菜種等惣而油種他國洩不申様仕、御公儀に上げ油、其外御家中入用之油共に、下直罷成申様可仕旨、宜儀与奉存候。

一、菜種之儀作り申時分より御納所に當日、年内より手前宜町人等に約束仕賣申所に、向後右望人、菜種出來時分御郡方へ罷出、何角縮がましき儀仕候者、買手きづみ賣場つかへ可申

きづむは手  
扣の義

金澤町人  
柄巻屋利右  
衛門・越中  
屋治兵衛

候。左候へば向後作かね可申候。尤菜種之儀は、直段春より高直に御座候故、賣場むづかし  
く下直に罷成候者、せんく菜種多作り申間敷与奉存候間、菜種賣申節、跡々之通百姓勝手  
次第被仰付可被下候、以上。

元祿十年八月六日

石川・加賀郡惣十村連名

御改作御奉行

八月十二日。百姓をして藩の用銀調達の命に應ずべきことを諭さしむ。

〔改作所舊記〕

當年大阪御登米少々に付、御拂方差つかへ申候間、随分情を出し御借り銀上候様、御支配人  
々々可有御申付候。百貫目に御米千石宛大阪に而御指除、右御拂代銀に而元利段々返辨申圖  
りに候。證文等も御年寄衆より御差遣可有之候。今般御かり銀之品替り申候條、今月・來月迄  
之内に急々御拂方有之候間、指上可申と申銀子御聞届、御申越可有之候。右之趣當場より可  
申達旨、御年寄衆御指圖に付如此に候、以上。

八月十二日

御算用場

永原 權 丞殿

長瀬 湍 兵衛殿

八月十四日。船舶を賃貸することを禁ず。

〔廳事通載〕

所々浦方におゐて船賃候儀御法度、假令賃候共請人取置賃可申旨、先年より被仰出候。彌賃  
船不仕、國舟に而も番を付置、盜不申様舟持之者共急度申渡、請書付取置、其身共御請上之  
可申候。勿論浦方縮急度可申渡候、以上。

八月十四日

長瀬 湍 兵衛

永原 權 丞

加賀・石川・能美浦方十村中

右元祿十年御觸也。御文段之内國舟と有之處、眞鑑之書損と相見る。國舟と申儀にも可有之  
歟。

眞鑑は親簡

八月二十日。加賀三郡の紺屋を調査し且つ黒染の註文を受くる時は之を  
記帳せしむ。

〔改作所舊記〕

松任並御郡中所々に居申紺屋、何村誰と、人々一郡切帳面に記可出之候。紺屋之外に黒染仕  
者、向後染物請取候砌、何色之物何方誰々、侍は誰内誰方より何月何日に請取染候由、帳面

加賀藩史料 第五編 元祿十年

に記置可申候。盜物等染直し色をかへ候に付、此等之趣吟味之ために候間、紺屋中改置可申旨、加藤十左衛門方より示談に付如此候條、右帳面今月廿五日切に可出之候。本帳は十左衛門方へ遺候、下帳は此方に留置候條、二冊宛可出之候、以上。

八月廿日

永原權丞

長瀬湍兵衛

三郡・松任

猶以紺屋數之帳面、松任は別に一冊調可出之候、以上。

八月廿六日。加賀三郡の質屋を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

松任町並宿方其外御郡方におゐて、質物取申物者何方誰々々、一郡切に帳面に記、早速可出之候。押立たる質屋にて無之共、輕品少々之質物取申者も書入可申候。右之趣加藤十左衛門方より示談に付如此に候、以上。

八月廿六日

長瀬湍兵衛

御郡廻 永原權丞

能美・石川・加賀郡・松任肝煎

〔改作所舊記〕

三郡質屋しらべ加藤十左衛門へ申遣候儀、元祿十年八月より始る。

九月四日。今後寺庵の移轉することを禁ず。

〔國事雜鈔〕

寺庵方所替仕儀、向後罷成不申筈に候。□裁許□。寺庵方若所替候節者、即刻御案内可申上候旨被仰渡候。且又庵持道心者之類家賣所替仕候者、是又何方に罷越申旨御斷可申上旨被仰渡候也。

丑九月四日

九月十六日。酒造業者の運上に關する幕府の法令を傳達す。

〔岡部氏御用留〕

酒造連上之儀に付、公儀御奉行衆御書出指遣候間、可被得其意候。當暮酒造連上取立之品は追而可申入候、以上。

九月十六日

御算用場

生駒傳助殿

今井源六郎殿

加賀藩史料 第五編 元祿十年

〔岡部氏御用留〕

覺

- 一、酒商賣人多、下々猥に酒を吞、不届儀共仕候に付、今般酒運上取立、運上に應酒直段高直に成、下々酒多給不申積、就夫酒屋減候分者其通に候事。
- 一、運上之儀、江戸並御料者公儀被相伺、私領方は地頭可取立事。
- 一、運上員數、唯今迄酒商賣直段五割程茂高直に成積、運上取立可申候。酒善惡に應直段高下就有之、少々過不足は無構、大概右之通取立可申事。
- 一、江戸は御用相達候御酒屋共之内四人、右之改並運上取立申等候。在々は御代官より相改、手代相廻運上取立申等に候。但酒屋家數多所は、御代官手代計りに而は改委細難成に付、其所酒屋共之内一兩人宛、三・四人程酒屋數に應、改並運上取立之儀を申渡、取立候筈之事。
- 一、運上取立候役儀申付候酒屋は、手代など差置、其儀に付入用茂懸候積を以、失却無之少之徳分在候様に、入用爲取申積候間、私領方に而も其心得可在之事。
- 一、右改運上取立役相勤候酒屋茂、自分造候酒之運上は人並に出可申事。
- 一、運上之儀造酒屋計取立、請賣之酒屋は不及運上候。たとへば他領之造酒屋より請賣仕候酒屋有之候はゞ、何方より請賣候哉買本を聞届、賣せ可申候。何れ之道に茂彌重に不成、運

上取落も無之様に可有吟味事。

右之通爲心得書付候、以上。

丑 九月

九月十八日。酒造業者に運上を課するを以てその造石高を隨意にせしむ。

〔岡部氏御用留〕

- 一、新酒勝手次第に爲造可申事。
- 但何石何斗何升与酒之石高を改置、追而運上銀取立可申候間、酒石高承届次第書付を以可及案内候。金澤表直段一升到付代一匁宛之由に候得共、無構所相場に爲賣可申事。
- 右之通今日御算用場御奉行衆被申渡候條、面々得其意、組下可申渡候、以上。

九月十八日

生駒傳助  
今井源六郎

十 村 中

十月八日。明日徳川綱吉の上野に赴く際江戸邸内に火を焚くこと平常の如くなるべきを告ぐ。



〔前田貞親手記〕

十月八日。

一、上野御成之時分、御家中火不燒儀、御横目ども心得ちがひと被思召候。禁烟之御定も無之、何時分より急度御觸有之儀も御聽不被遊候。人馬之食物は、毎日拵不申しては不叶ものに而、其内平日とはちがひ候へば、常よりも切々足輕等ども廻し、烟など多く出、脇之火見前よりも目立候程に有之小屋候はゞ、早速其段申聞候得者宜候旨、若年寄衆並御横目方へも以新藏被仰出候旨、村田彌三郎演述。仍之明日上野御門主へ御成之事故候。例之通烟たて不申様に今晝何も相觸申候條、重而觸直之、右之趣に候得者、少々食物など相拵候ために火燒候事は、不苦旨可申と存候旨村田演述之事。

同 九日。

一、今日上野御門主に御成に付而御門留之事。

十月十一日。前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聽く。

〔徳川實紀〕

十月十一日、論語の講筵あり。家門並に松平加賀守綱紀・松平左京大夫頼純・松平出雲守義昌・松平讃岐守頼常・藤堂和泉守高久・松平播磨守頼隆・松平大學頭頼貞・酒井河内守忠舉拜聞す。

次に猿樂の御遊あり。同じ輩並に松平陸奥守綱村・松平薩摩守綱貴・佐竹修理大夫義苗・松平備後守吉長・池田内匠政倚拜覽せしめられ、おのゝ響應せらる。家門家司もおなじ。次に家門並に加賀守綱紀に金入五卷・錦二卷・純子三卷づゝ給ふ。

〔政隣記〕

十一月十一日、兼々御願之御講釋等に付、辰刻御登城、酉下刻御歸館御普爲聽之趣。

今日於御城御講釋御聽聞、御能御拜見、其上御懇之上意、御手自御目錄を以御卷物御拜領被成、重疊難有思召候。此旨可申聞旨被仰出。

右御卷物、新組之者八人長持に入持之、御歩横目・御小人目付一人宛、新組之者頭四人罷越、裏御色代わ持參。依之御歩目付は御廣間溜、御小人目付等於御使者之間、二汁五菜御料理等被下之。新組之者は於上使腰掛に御料理被下之。

十月廿八日。本年年米作不良なるを以て收納米の検査を緩にせしむ。

〔參議公年表〕

當夏より天氣不宜候に付、作毛實入惡敷、其上打續雨繁候故、米出來やはらかに有之由。就夫米拵等之儀、隨分入念候様に者申付候得共、例年之通米撰候而者、納所手づかへ可申候條、右之通相心得、御藏入・給人知共に米納候様に仕度旨、改作御奉行及斷候處に、其通に可申觸

十一月は十月の誤

旨御年寄衆被仰渡候間、御自分並御組共に可被得其意候、以上。

十月廿八日

御算用場

十月廿八日。酒造業者の運上徴收に關する細則を定む。

〔岡部氏御用留〕

一、御郡方酒運上之儀、當暮より所々酒屋共、前々之通勝手次第爲造、酒之石高相改帳面に記置、運上取立可申事。

一、酒直段之儀、金澤之格に無構、御領國中其所々、唯今迄賣來候直段に、五割運上取立可申事。

一、酒之善惡により、直段高下三品程に定置可申事。

一、酒石高改、相極候以後損酒出來候はゞ、其趣吟味人に相斷、見分之上直段下直に相極、准其五割之運上取立可申事。

一、請賣酒之儀は、元酒屋承届爲賣可申候。元酒屋に而運上懸候得ば、請賣人より運上取立申間敷事。

附、他領酒造買元相知候分は、酒運上之様子相尋、爲致請賣可申事。

一、酒造高吟味仕、運上取上申役人之儀、所々小物成取立人に爲致裁許可申候。依之被下銀

之儀、或其所酒屋軒數、或酒造多少により見計、運上之内を以被下銀追而相極可申事。

一、運上銀每歲七月・十二月兩度に爲取立、畢竟御郡奉行並所々奉行人等縮仕、金澤へ指越、御土藏に上納可仕事。

一、今般改運上指上候得者、前々より在來之酒役銀之儀は、向後取立申間鋪候事。

右酒造運上之儀、今般御年寄衆に示談仕、如斯相極候條、各御支配中に被申渡、運上取立可被申候。酒之石高帳面之儀、本帳は各手前に被指置、被致寫與書を以當場へ一冊宛可被出候。

且又運上銀、定之通兩度に上納仕、畢竟御土藏切手を以、諸事小物成之格に遂算用候様、御心得可在之候、以上。

十月廿八日

御算用場

生駒傳助殿

今井源六郎殿

十一月十二日。金澤に於ける油及び油種の賣捌人を指定す。

〔温故集録〕

乍恐申上候。

一、胡麻・木實類問屋仕、並木實油私共一軒賣仕度旨最前願上候處、問屋之儀者被仰付儀難成

候間、何とぞ勘辨仕申上候様被爲仰渡候。左候はゞ木の實之間屋指除、木の實油・ごまの油・  
ゑの油迄私共一軒賣に被爲仰付、勿論京都其外所々より持來候右品々之油之儀も、私共支配  
仕候様被爲仰付可被下候。然者最前御請仕候通、御城中御用之油無御手搦指上、代銀は三ヶ  
月切に請取、直段毎月平均相場に一升到付一分宛下直に可仕候。菜種並油他國・他領に洩不申  
様に、津々浦々に見廻り吟味可仕候間、被仰付被下候はゞ難有忝可奉存候、以上。

元祿十年九月廿八日

南町 柄卷屋 利右衛門

材木町 越中屋 治兵衛

町御奉行所

覺

南町 柄卷屋 利右衛門

材木町 越中屋 治兵衛

右兩人、向後油並油種他國・他領に洩不申様縮可仕旨、當町奉行衆迄願、則吟味人に相究候  
條、各支配所にも右人々罷越相改可申候間、被得其意、末々可被申渡候。尤右品他國・他領に  
出申儀、前々より御停止候へ共、密々に洩申由に付、今般吟味人相究申事に候、以上。

丑十一月十二日

御算用場

十二月十一日。前田綱紀所々に在番・在住する士の年頭參賀に關する規  
定を令す。

〔袖裏雜記〕

所々在番在住之面々年始金澤に參上之覺

一、小松在番之面々者、守定之趣、隨其日限可致參上事。

附、年頭之外に罷出儀有之時者、前方年寄中迄窺之、可受指圖事。

一、所々役人之儀、是又應其定可致參上、尤役所之用事不差支之様に可相心得事。

一、他國在留之面々者、親類又者其身病氣等之外、雖爲年始不及參上事。

右之趣昨日出雲に端々申含候へども、不詳候條如此候。畢竟小松在番之外者、只今迄之通替  
儀無之候。在番之輩も於年頭者、每時不及伺之、定之通可致參上候、以上。

十二月十一日

十二月十九日。前田綱紀、徳川綱吉より初めて寒氣見舞の使者を受く。

〔御年表〕

十二月十九日初寒氣御尋、上使御小將番頭阿部遠江守正房を以御檜重御拜領。

十二月廿六日。金澤町人の家財を關所に附する場合の手續を定む。

〔國事雜鈔〕

覺

一、金澤町人斬罪、或疵付追放等被仰付候者、家財關所仕候刻、所持之金銀並外に貸置候金銀・賣懸銀不殘取立、諸道具之内跡々より公事場の上り候品々之分、先格之通可被上之事。  
一、斬罪或疵付追放被仰付候者之方は、外より金銀借り置並賣懸銀有之刻は、右所持之金銀・賣懸銀等指引仕、並諸道具拂立代銀を以貸主方は相濟し、餘銀之分可被上之候。若餘銀於無之は可爲其分事。

一、家並屋につき候品々、先格之通金澤町中へ被下候事。  
右關所之儀、前々より如此候處、中頃より致混亂候に付、今般先格之通御年寄衆へ相達候條、金澤町中之儀向後彌可被得其意候、以上。

元祿十年十二月廿六日

公事場 印

町 會 所

元祿十一年

本文は幕府の令なり

丑は元祿十年なり

正月五日。俳諧に賞を懸くることを禁ずる幕府の令を傳ふ。

〔改作所舊記〕

俳諧點者連衆之内、褒美と名付、器財をかけわざの様に取遣り仕、畢竟博奕之勝負に似寄不宜相聞申候。左様之取遣りを定、博奕わざ仕成候儀向後無用に候。左様之仕形致密々、脇よりあらはるゝにおゐては可爲曲事候。勿論有來之通俳諧點者致候儀は、其通に候事。

丑十二月晦日

今般別紙之趣に付而、御家中嚴重に可申渡旨被仰出候故、於爰許夫々申觸候。依之右寫進候條、早速急度被仰觸可然存候、以上。

正月五日

前田 對馬

前田 備前

横山左衛門様

奥村 壹岐様

村井 出雲様

右之通前田對馬・前田備前より申來候條、被得其意、支配所未々迄急度可被申渡候、以上。

戊寅正月廿三日

奥村 壹岐

村井出雲

横山左衛門

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

元祿十年の公儀觸、翌春到來也。

〔前田貞親手記〕

正月九日。

正月九日は  
前田貞親手  
記の日附

誹諧禮物之儀御停止之趣廻狀に申來候。此儀御家中可相觸儀に候、申渡候哉之旨以新藏被仰出候付而、右廻狀之儀いまだ見不申旨申上候得者、如何之事に候哉、此儀は勿論事に候故被仰出にも不及事に候得共、若被仰出を見合申儀も可有之哉与被思召、爲念被仰出事候。早速嚴重に相觸可申旨被仰出。

御使新藏

右之被仰出付而、同五日に觸狀相調夫々申遣、且又金澤年寄中にも同日に書狀相認候事。

正月十九日。前田綱紀の子雅十郎金澤に生る。

〔御年表〕

元祿十一年正月十九日金澤にて御男子御出生、雅十郎君と稱せらる。御生母は得田頼母女、源藏妹也。後別所孫太夫重詮に下し嫁せしめらる。

正月。石川郡下小立野新開の由來を上申す。

〔改作所舊記〕

一、石川郡下小立野と申所は、先年大桑村より罷越、爰かしこ少宛畠を開支配仕候處に、寛永六年に辰巳御水ごう御出來仕候に付、其翌年御水ごう上水餘り申に付、大桑村に被仰付候は、唯今御水ごう餘水を以、下小立野田地に開可申と被仰渡候へ共、大桑村之者共御請不仕候に付、其後下小立野と申所新開高に罷成候間、望可申と御郡中の御觸被爲成候に付、私共在所は加賀郡涌波村に而御座候處に、右之様子承、私共在所より與兵衛・久兵衛・善右衛門・九郎兵衛・加兵衛・次郎兵衛・宗兵衛・七人、此者共罷出望申候へば、其時之御奉行様は辻平丞様・村山彌五右衛門様・神野六左衛門様・森權太夫様、右四人之御奉行様方私共召連、下小立野に御出被成候が、善光坂より上は板橋切、西は川懸け指除候而、東は御栗林・いちご畠指除、其跡不殘私共領地に被仰付候に付、私共請取御田地に開立、田に成不申所は草刈場に仕置申候。然所私共七人に居屋敷三百歩宛被下候。其外に諸役御捨免被爲成候。然共御改作以前より、居屋敷・諸役も御郡中なみに罷成申候御事。

一、明暦元年に御栗林跡新開御高二百十六石、上野新村・三口新村・涌波新村三ヶ村に被仰付候に付、右之内六十石八斗私共在所へ御請仕請取申候故、東は御水どう切に、其時より只今に到、私共支配仕申候。

元祿十一年正月

涌波新村百姓 四郎兵衛

二月六日。用銀の調達を郡中に命ず。

〔改作所舊記〕

今般江戸御入用之銀ひしと指撮申旨申來候に付、御借銀才覺仕事に候間、各御支配中ね被申渡、夫々應分限銀子指上候様可被申渡候。尤江戸御入用御てづかへ儀に候へば、大切御事に候間、随分情に入相調候様了簡可仕旨申聞、ケ様之節御用相立候へば、第一御奉公にも罷成申事に候條、何とぞ追々にも指上候様に可被申渡候。勿論各之儀も、随分無油斷可有御申渡候。百貫目に御米千石宛大阪におゐて除置、相返申等に候。證文にも、去年之通御年寄衆奥書有之首尾に候條、其段委細御申聞御才覺尤に候、以上。

二月六日

御算用場

右紙面之通寫遣候條、委曲得其意、其方共與之内勝手宜敷者共へ人々申聞、少々にも銀子指上候様に可仕候。江戸御入用御てづかへ之儀に候へ者、大切成事に候條、其方共致了簡、

何とぞ御用相立候様可仕候、以上。

永原權丞

長瀬湍兵衛

石川・加賀・能美郡十村中

二月十九日。前田利家百年忌法會執行に先だも罪囚赦免の方針を決す。

〔貞親手記〕

二月十九日。

高德院様百年御忌就御法事大赦可致仰付、然ば禁獄之者共之内、大科之外書出し可申出旨被仰出候付、其元より被差越置候公事場奉行言上書付之趣を以、輕重書出入御内見申候處、御宥免・追放大抵如此に候。乍然於爰許拙者共僉議之儀は、公事場奉行紙面之趣を以相分ち申儀に候。各々儀者於其許淵底存知之事に候間、大根は右之通に而、猶更其許に而僉議次第可被申渡候。追放被仰付候者之内に而も、江戸御構之者も可有之旨被仰出候間、可被得其意候。將又瓦盜取候足輕武藤與四兵衛、山下三之丞せがれ儀、是は親存生に候へば相殘申内に而も可有之候へ共、親自害等仕儀に候間可爲追放候。且又追放立歸左門儀、御宥免にては立歸おほせ候と申ものに候由被仰出候。又園女に罷成候さん事、是以御宥免一通り之者に而無之旨

就被仰出、右之者ども追放之内へ入申候。ケ様之儀も爲御心得申達候。

一、此般此方より申達候者共之儀は、其元より到來之書付に有之者どもに候。いまた言上無之禁籠之者共之内にも、吟味差詰り顯罪之者は、一統に右之趣を以可被及御沙汰候。最早餘日も無之儀に候間、不被及相伺早速被僉議候而、夫々可被申渡旨御意に御座候。若今度之儀少々相違有之候而も、仕損には罷成間敷候旨、無遠慮僉議次第に可被申渡旨被仰出候。則右様書立入御覽紙面、並公事場言上之書付共進之候、以上。

二月

横山左衛門様

奥村 壹岐様

村井 出雲様

右同夜以新藏入御覽相極る。但廿一日の日附に相調遣之。此紙面は不入御覽相極事。

三月三日。前田利家の百回忌を修す。

〔袂草〕

一、參議行正四位下左近衛權中郎將兼加賀州刺史菅原綱紀朝臣。恭遭高祖高德院殿之一百年遠忌。就于本山開大齋會。以資薦冥福三日勤修。元祿十一刁年龍蹄著雁攝提格春三月、右御

法有之。

三月十四日。加賀郡淺野村等の百姓、用水の妨害を除くべきことを歎願す。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

一、私共在所七ヶ村に取申用水、淺野川小橋之上みより取上申候。然所右用水町之内を通り申候へば、御地子町家有之所、年々に屋敷を仕出し、河せばく罷成、水つかへ迷惑仕候。先年は幅九尺餘之用水に而、跡先は今以其通御座候得共、右地子町之内は漸々に三・四尺程に罷成申候。折々斷申入候得共、せんくせばく罷成候間、先年之通河幅ひろげ申様被仰付被下候はゞ、難有可奉存候、以上。

元祿十一年三月十四日

淺野村・高柳村・松寺村・沖村・

乙丸村・田中村・磯部村 肝煎連名

田井村 次郎吉殿

右御斷申上候に付、致奥書上之申候、以上。

田井村 次郎吉

御改作御奉行

三月廿二日。蔭樹伐採に關する手續を示す。

〔改作所舊記〕

一、石川郡・加賀郡之内田島に障申松伐申度旨、百姓願候に付、其通申付候條、各右兩郡へ被罷出、御支配可有之候。則十村共より出候木數帳面相渡申候。

一、松田島日陰に成申所々、十村並村肝煎罷出相斷可申候條、御見計候而、其村々百姓共に爲御伐可有之候。松枝之分は百姓に可被相渡候。枝之外末々之分、御拂に罷成候間被渡間敷候。

一、伐申松長さ並目廻等、山廻之者御申付、間尺改極印打候者村々集置、二・三ヶ村宛之木數帳面記、各奥書に而當場迄追々可被指越候。右帳面此方より御作事奉行へ相達、御用木に可罷成分は除置、殘分前々定直段を以御拂罷成等に候。代銀取立之儀は、加州御郡奉行へ申談候。

一、陰伐松、惣而田島畔端より二間之内木爲御伐可有之候。高畔之上に有之松、田島之上に懸り申分も、平地之圖りにして二間より内之木迄爲御伐可有之候。但二間之内に而も枝迄下し可然所は、御見計候而本木は立置候様可有御了簡候。

一、村肝煎・與合頭一人二人宛代々に罷出、松伐人足裁許仕候様可被申付候。山廻りも郡切に罷出、伐申松之木數相改、並末木等之數も相違無之様しらべ置、各も其様子御見届可有之候。山廻之儀、此節方々御用に懸り罷在候故、誰々手相極申儀難成候間、其郡々に而明手山廻一人宛罷出候様可被申談候。則當場より其段申渡候。

御算用場

三月廿二日

氏家喜八郎殿

小塚伴七郎殿

右ヶ條之通、今般松陰伐御奉行の申渡候條、可得其意候、以上。

三月廿二日

御算用場

永原權承殿

長瀬湍兵衛殿

四月十八日。前田吉徳初めて能を學ぶ。

〔政隣記〕



四月十八日勝次郎様御能御稽古初有之、御年九歳也。

右に付左之通從御前は御用人、從勝次郎様は御近習頭を以拜領被仰付。

御前より白銀五枚 勝次郎様より拾二 寶生嘉内

同斷 三枚 同御國染二端 御歩 上原吟丞

同斷 同斷 諸橋陸丞

四月廿九日。金銀箔使用停止の幕府令を領内に傳へしむ。

〔岡部氏御用留〕

今般從公儀、御當地町方御觸在之候金銀箔御停止之趣、廻狀之寫、各々可相達哉之旨奉得御内意候處、可申遣由被仰出候。則右寫進之候條、被得其意、所々町奉行に可被仰聞置候、以上。

四月廿九日

前田 對馬

前田 備前

横山左衛門様

奥村 壹岐様

村井出雲様

以下幕令なり

町方の御觸

一、當座遣捨候諸色、金銀箔用候儀停止之事。

附、金銀水引停止之事。但未廣扇・能扇・舞扇各別、献上之外常之扇・團並たばこ入・たふふ紙之類遣捨等心得、本文之通可相守事。

一、菓子入・盃臺金銀箔停止之事。

一、童子持遊びもの遣捨之類、金銀箔停止之事。

但、ひいな・同道具・はりこ類、前々之通りに而不苦候。其内結構無之様可仕候。其外の持遊び物者、本文之通可相心得事。

一、諸道具金銀・梨子地・粉るる・蒔繪之類は、向後結構無之様可仕事。

一、諸道具金物之類に、金銀みだりに遣候儀可爲無用事。

右之趣相守之、惣而無益之儀金銀用申間敷候。但右品々之内、唯今迄仕置之ものは、當年中は御用捨に候間、新規に仕置候分右之通可相心得候事。

寅三月 日

右前田對馬・前田備前紙面、並御書立之寫指越候之條、可被得其意候、以上。

戊子五月十八日

村井出雲

奥村 壹岐

横山左衛門

今井源六郎殿

生駒傳助殿

五月十四日。米見役能登屋伊右衛門の職務執行を妨害せざるべきを諭す。

〔改作所舊記〕

先年より金澤町人之内米見役申付、御領國中浦方・宿方爲廻、他領米並紛敷收納米等之儀、都而相改させ候。先年は米見役數人申付置候に付、公事場奉行證印をも爲持置候得共、近年は能登屋伊右衛門一人に極置候に付、不及證印候。其段數ヶ年之儀に候故、御領國之者共何も存知罷在儀に候へ共、此間は伊右衛門自分に米を改候様に、其所々奉行へ所之者共申成、米改指つかへ申由相聞候條、向後右伊右衛門任申旨、無滯米爲改候様に被相心得、支配之宿方・浦方並諸給人米納候藏宿共々、急度可被申渡候。頃日心得違之方も有之に付、御年寄衆へ相達、先年之通猶更申觸事に候、以上。

戊寅五月十四日

山崎源五左衛門

伊藤平右衛門

不破彦三

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

五月廿六日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の演能を見る。

〔政隣記〕

五月廿六日御能爲御拜見御登城、辰下刻御出、酉刻過御歸館。御普爲聽之趣諸頭中へ對馬演述。

今日御登城之處、久々に而御能御拜見、御料理等御三卿様御同席に而被進、度々御目見、其上御手自御目錄を以御重硯箱御拜領被成、重疊結構成御仕合忝被思召候。兼而は高砂・自然居士被遊候筈之處に、御願に付翁被遊、重而一統御願に付亂も被遊候。其外田村豊後守殿、江口中根大隅守殿御勤候。翁之儀者兼々別而御願被思召候。此旨可申聞被仰出候。右御重硯箱、於御城杉江木工左衛門受取之、御歩長屋彌左衛門指添、持參人には新組之者五人罷越候に付、御歩小頭挨拶、御菓子等被下之。通ひ坊主。

一、前々御拜領物、中御色代より上候得共、今般藤田平兵衛・永井織部會議之上、御拜領物を  
中御色代より上る事に而は有間鋪、大御門より、御大色代より、御歩長持共に御玄關に而受

取、竹之間迄持參、竹之間より坊主共受取、御次々持參之事に相極。

四三〇

五月三十日。水野勝長能登の内一萬石に封ぜらる。

〔徳川實紀〕

五月三十日、備後國福山城主水野松之丞勝岑は、去年の秋父美作守勝種うせしかば、襤褸の中にて家つぎ、今年わづかに二歳なりしを、家の長等保護して參府すこて、この四月二十八日封地を出しが、旅中にて病にのぞみ、此月朔日うせたり。よて封地十萬石收公せられぬ。されど祖先の勤勞を思めし、一族備前守勝直が子數馬勝長に、別儀もて能登の國西谷にて一萬石給はり、その祭を奉せしめらる。

〔越登賀三州志來因概覽〕

同年十一月より四十六村分高一萬石を、水野數馬勝長備後福山水野美作守勝度十萬千石、元祿十年卒、備前守忠明の子勝長、於能州下村一萬石賜之とあり。且武鑑には結城へ得替を元祿十六年とす。勝長後殺隠岐守今の日向守勝愛の祖也。今の在所は下總國結城なり。に賜ふ。此時猶殘る十六村は公領也。

六月二日。前田綱紀取次を勤務する者の心得を諭す。

〔浚新秘策〕

一、元祿十一年戊寅六月二日、相公様御近習取次之者共々御渡被遊候御口上御紙面之寫。

西谷とは誤なるべし

同年は元祿十一年

口上之覺

一、取次之面々心得可有之事々、奥・表小將共目通に相詰、取次相勤候儀者、其譯きこえ難事にて、其々役人申通を取次可申候。聞まちがひ候儀を問返し候事は各別に候。其譯を不審仕も有之間敷候。但委細承届可參候由申付候時者、是以各別に候。

一、用事も申付候者共、諸事取次候儀は、急度其譯を承分、可致言上候。是以目通などにて取次申品は、小將共可爲同意事に候。

一、取次候者共手ぬるく候由申儀者、右用事も承候者共取次候時、一切譯立がたき事をうかど取次候を申事に候。但其譯を承分候とて、其口上を取直し取次申儀不宜候。先其者の申通を取次、此方より不審有之時、聞届候趣急度可申候。此時其譯を不申儀、先達而たづね返し具に不承故に候。こゝを手ぬるきと申候。然共益なき儀をば相尋間敷候。不入儀をも不審打候を才覺之様に存、物くごきもの有之、是者手ぬるきよりは劣たる儀与可存候。

一、右之通其譯を承届候儀を脇にいたし、其々役人申處を是非共請付不申、亦是言を□□、亦慮外之爲躰、一向取次仕者共の作法に而無之候。如何にも諸役人物ごと申にくからぬ様に仕、もつとも急度慙懃に仕、馴々敷爲躰有之間敷候。さてまた申所共譯難立候はゞ、承届之可致言上候處、詮議のためを不存、用事滞無之、其々筋宜有之様に心がけ候儀、第一の可爲

奉公候。

一、取次候者其の噂を申候に、何事も申能と褒候にも、亦是ものごと申にくきと謗候にも、善惡之二つ有之候間、能と褒申候共、かならずそれにのり申間敷候。此口上書之趣を引合、何とぞ相違無之様にと、朝暮心がけ候上、諸人の取沙汰も宜敷候はゞ、此紙面に叶候与存、いよ／＼取失不申様に心がけ、聊油斷仕間敷候。若又噂惡敷承候はゞ、此趣にちがひたる所可有之与存、朝暮心がけ、別而精を出し可相務候。但諸人一統ならざる批判者、信用たる間敷候。

右小將共用事承候面々、執次之差別可存辨候。不依何事に家身を忘れ、其事を大切に存寄、萬端油斷不仕様肝要に候。或は利口だて、或はひかえ思案、皆己がためを存、奉公おろそかなるにて候間、此段々急度相心得、常々不可存忘候、以上。

寅六月二日

追而執次候儀に不限、此紙面之趣諸事にわたり申儀候間、能々可存此旨候。但し諸事に付候而是、諸頭・諸役人・小將共之差別致し、其譯を立候儀別而能心懸に候、以上。

六月廿五日。前田綱紀近侍の士の勤務方を諭す。

〔凌新秘策〕

ぐわいの次  
脱字歟

一、惣而小將新規に罷出候者は、最前より有之者の様子を見習候之間、作法相嗜尤に候。殊更其方共五・六人之儀者、惣様之手本に可致事に候得ば、猶以萬事相嗜油斷有間敷事。

一、如何様之役儀申付候共、聊不可驕事。附、諸藝仕得候共、向上之體有間敷事。

一、不依貴賤、其々に随ひ慇懃可仕事。雖爲家禮、無禮をなさず加憐愍、尤之事。

一、聲高成者下劣に候之條、可致遠慮、猶更於屋敷可慎事。

一、不限近所、立居爲躰之ぐわいに無之様に可相慎候。應對無之は、緩怠に相見候條可致其心得事。

一、近所にて戸障子たて明、器物之取扱、立ながら仕儀無作法に相見候間、可相嗜候。假令次廻りにても、可致其心得候。尤可依時宜事。

一、不依何事、某申付候を其々に申渡時、輕々敷兪相に無之様に、實躰に可申渡。且又諸事入念を、某申付儀不聞請事は可窺返事。

一、某心計候て申談儀有間敷事。

一、近所廻之儀、他聞之儀も有之候。各共不申演候はゞ、可存品無之候。假令不苦儀与存、親類したしき者に令傳語候へば、其餘事も洩易き事に候間、不依何内談之儀不可致他言、若洩手筋候者可承届置事。

一、衣服等は、其方共之事に候得者各別に候。不入道具華麗一切無用に候。勿論武具之分、成程可致吟味事。附、衣類等も私之榮耀有間敷事。

一、威儀・口上等專可相嗜候。但此儀者一統に難爲申間候。時々各々に可申付候。併其大躰以口上申述事。

一、金澤諸士之風躰、過半不宜候條、各共より可相改心懸尤之事。

一、兒小將中間の契約懇切をなし候儀不可有之候。此儀は以來申分立間敷候條、可致遠慮事。附、兒小將之外たりといふとも、契約懇切之輩有之間敷事。

一、於宿所等、學文武藝計に而暮候儀難成事に候間、笛・鼓・圍碁・將碁・鞠、此等之類何に而も不苦候事。文事武藝之外、他人に勸申儀いたすべからず事。

一、其方共對朋輩中加慰勸、馴合不申候はゞ、惣様之風俗可宜事に候。第一朋友を引そこなひ申様成儀者、不覺千萬に候。其心得肝要之事。附、朋輩むざと戲言不可致事。

一、朋輩中之儀、誘合申間敷候。若惡敷儀於致見聞者、可加異見。但異見令遠慮、無其儀候はゞ、其あしき儀不可誹他人之事。附、假初之事に而も、人々を出し拔申儀聊有間敷事。

一、不行儀之好色不可有、且又不可過酒事。  
一、朋輩中座配作法宜成候様に可心懸儀專要に候。拔出無作法者、或は作法宜者見届置、某

相尋候様有躰可申間候。無左とて、無作法者を守居候におゐては、不届可致事。

右條々難相勤存者は、兼日唯今之奉公可致斷。若不及其儀候はゞ、堅可相守其儀、違背之族は寄々可加制詞候。於其上無作法之者は、不覺悟至極に候條、隨其趣急度可申付候間、可存此旨者也。

六月廿五日

五人者

六月廿八日。徳川綱吉、前田綱紀の女直姫を二條吉忠に嫁せしむべきを命ず。

〔政隣記〕

六月廿八日、昨日依奉書御登城、御下御老中方御勤、御歸館之上御普爲聽之趣。

今日御登城被遊候處、於御黒書院溜、豊後守殿・相模守殿・佐渡守殿御列座に而、豊後守殿被仰渡候者、御姫方之内二條少將殿与御縁組被仰付候旨御演述候。其以後御前へ御出被成、右御禮豊後守殿被仰述候處、目出度被思召候由上意、忝被思召候。從相公様は曾而御願不被遊候處、上より御見計被成被仰出、重疊難有被思召候。此旨可申間旨被仰出候由、於菊之間諸頭中の御弘。

二條右大將綱平公御息男正五位下少將吉忠公也。公女直姬様御定婚。但七月廿九日從二條様爲御賀使隱岐周防守參向、御太刀馬代被進。爲御謝儀御使番前田兵右衛門長次、八月四日金澤發趣京師。同廿二日歸着。二條御父子様御目見、御料理被下、御盃被下、御直答、御服二被下之。九月廿二日從二條様御結納之御使者北小路丹波守來着。同廿六日花色大紋・大風折鳥帽子着用登城。御小袖三重・御帶一對・昆布十二把・鯛十二把・鹽鯛十二枚・御樽三荷御進物。此外相公様の御太刀馬代・御肴二種・御樽二荷御進贈。丹波守自分獻上、御太刀馬代。御結納受取人野村與三兵衛・今村傳兵衛・津田彌一右衛門、於竹之間に請取之。於御小書院御目見、於竹之間三汁九菜之御料理被下之。相伴前田駿河守、並御醫師南保玄澄。於御奥書院御吸物御盃被下、御刀青江作代金八枚被下之。御直答畢而退出。其上に而旅宿の御使者を以、白銀三十枚・箱肴一種、從直姬様御小袖五・箱肴一種被下之。同廿七日發歸京。

但、廿六日丹波守退出後、在合候頭分以上御目見被仰付、御酒等被下、御囃子三番有之。附、丹波守旅宿、河原町泉屋武兵衛。

是月は小盡なり

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月晦日上使小笠原佐渡守殿を以、御國許の之御暇。

七月朔日。前田綱紀登營して就封の辭見す。

〔御年表〕

七月朔日御登城、前田對馬孝行・前田備前貞親御供に而御目見。

七月廿四日。石川郡の十村・山廻等郡内の繪圖に關して上申す。

〔改作所舊記〕

御領國御繪圖之内石川郡之儀に付御尋之品申上候覺

- 一、延寶六年之御繪圖に、石川郡与加賀郡之御境、同郡と能美郡之御境、同礪波郡御境、同飛州山境、何も私共見届吟味仕候處、相違無御座候。
- 一、正保之御繪圖に、石川郡水嶋村与源兵衛嶋村之間に一里塚御座候得共、只今一里塚崩申候哉無御座候。水嶋村より一町程西之方に、一里塚と相見え申跡一つ御座候。所之者共にも相尋申候所、様子存知申者無御座候。
- 一、正保之御繪圖に無御座一里塚、只今有之哉と御尋に御座候。正保之御繪圖に無御座一里塚、其後出來と申儀承および申儀無御座候。
- 一、往還道之外脇道に一里塚御座候所も有之候哉と御尋に御座候。往還道之外脇道、又は他國へ越申道筋にも、前々より一里塚無御座候。

一、一里塚之儀、三十六町或は五十町を一里に、國風に而用ひ來候所も御座候由。御領國之内町間長短之所も無之、一統三十六町を用申候哉と御尋に御座候。加州三郡之分は、一統三十六町を一里と申候。此外長短は無御座候。越中・能州之儀も三十六町を一里と申由、長短は無御座旨に御座候。

にごすみの橋は濁清橋

一、石川郡より他國へ越申道之儀、正保之御繪圖に御記御座候通、木滑村よりにごすみの橋通り、御公領瀬戸村之之道、並木滑村より市の橋通御公領荒谷村之之道筋御座候。此外に中宮村より籠の橋通、御公領尾添村之之道一筋御座候。此三筋之外他國へ越申道無御座候。

一、正保之御繪に有之道に而も、只今他國へ不越道、又は退轉道有之候哉と御尋に御座候。正保之御繪圖に有之道筋、今程他國へ不越道退轉之道無御座候。

一、源兵衛嶋より本吉湊之之道、正保之御繪圖に一里塚も有之道に候得共、延寶之御繪圖には水嶋村より往還道つき有之候。此儀如何之様子に候哉と御尋に御座候。此道先年は、源兵衛嶋村より本吉湊之道付有之候得共、中頃より水嶋村より道つき往還仕候。此儀如何様子に候哉承及不申に付、所之者共にも相尋候處、様子存知之者、並道替り候年號覺申者無御座候。

一、正保之御繪圖に、劍村と白山村之間町間不宜相見え候故、延寶之御繪圖之通、劍村を白山村之方寄候へば、劍村南之町端に有之候一里塚共寄申候。左候へば此間一里塚、正保之

御繪圖には相違之由御尋に御座候。此所先規より一里塚無御座候。所之者共も相尋候處、此所に一里塚有之儀不及承旨申候。惣而往還道之外、脇道には一里塚無御座候。右之通之内、金澤より劍村迄の間、圓光寺村・曾谷村・日御子村・知氣寺村、此村之上に當り候一里塚、正保之御繪圖・延寶之御繪圖とは、村之前後或は川を隔て相違有之由御尋に御座候。惣而往還道之外、脇道に一里塚は無御座候に付、此道筋にも一里塚無御座候。

一、吉岡村・吉野村・佐良村、此村々脇或村中へ通申小川共、正保之御繪圖には四ヶ所所有之、延寶御繪圖に者無之候。右小川共今程無之候哉と御尋に御座候。正保之御繪圖之通、今以四ヶ所共小川御座候。

一、中宮村之山入、正保之御繪圖に、尾添村・荒谷村二ヶ所共に石川郡之内に有之、御郡境川道等延寶之御繪圖とは違有之由、御尋に御座候。此所之儀先年御領替有之、尾添村・荒谷村御公領に罷成候故、御領境違申と奉存候。

一、正保之御繪圖に西大崎村、延寶之御繪圖に橋栗崎村と有之儀御尋に御座候。此段如何様之違に而御座候哉承及不申候。惣而西大崎村と申は無御座候。右御繪圖之面、今般御尋之儀共申上候通相違無御座候、以上。

元祿十一年七月廿四日

田井 福 富 野々市 押野

劍 吉野 村井 中林  
山廻 佐良九兵衛 吉野平三郎

野村五郎兵衛殿  
不破平左衛門殿  
小塚善左衛門殿

八月四日。町人の能登に於ける幕府領の百姓と婚嫁を通ずるを禁ず。

〔國事雜鈔〕

能州幕領之者と縁組養子停止之事

向後町方より、能州一萬石領の縁組養子等取遣仕間敷旨被仰渡候事。

寅の八月四日

八月十九日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。

〔御年表〕

八月十九日江戸御發駕、同晦日御歸國。御禮の御使者として、成瀬内藏助を江戸へ遣さる。  
九月廿五日。百姓にして切高を成し、者は再び之を回復することを得ざ

らしむ。

〔岡部氏御用留〕

今年百姓共耕作不情仕に付、往々開作茂仕兼、年貢難澁仕者共之儀、不届千萬之仕合に候。依之こらしめのため、近年切高申付、十村御扶持人吟味之上、夫々切高いたさせ、此方へ及斷候得者、則村高帳相記置申事に候。一度切高仕候上は、以來如何様之儀有之候而も、本人へ相返申儀有之間敷旨急度申渡置、其通に成來候處に、取返申等之由取沙汰仕候に付、切高請取置候者どもあやぶみ、何角と下に而申合候由に候。此儀且而無之事候。ケ様に不筋儀沙汰仕段、不届千萬に候。最前より申渡候通、向後共に切高仕者有之候はゞ、請取候者之永代之高に候間、其旨可相心得候。若切高取返申度など、相斷もの有之候而も、且而承届不申、品により急度可申付候間、此旨百姓中へ可申聞候、已上。

寅九月廿五日

毛利又太夫  
高田彌右衛門  
堀 孫左衛門  
坂井忠左衛門  
根來九兵衛



佐藤忠左衛門  
 今村源太夫  
 福島淺右衛門 煩  
 印牧少兵衛 煩  
 中村四兵衛 忌

諸 郡

十二月十四日。五十川剛伯その子の贖銀の罪に座して御預となる。

〔榮辱雜記〕

十二月十四日

儒者 五十川剛伯

子元市郎丁銀似銀の罪露顯に依て禁牢。依之父剛伯生駒右近直政人持組三千石内五百石與力方へ、次男藤三郎奥村長三郎脩運人持組二千七百石内二百石與力方へ被預の旨、於伊藤平右衛門重微人持組寺社奉行二千石宅、大河原八郎左衛門・佐垣多門各御横目列座にて申渡、御歩横目兩人出る。

〔袖裏雜記〕

五十川剛伯せがれ源市郎似せ銀仕候一件御加筆之御請に、剛伯儀生駒右近へ御預可被成候

間、可申渡之旨奉得其意候。即可申渡候。剛伯せがれ致吟味候處、源市郎外に次男當三郎十歳に罷成申候。父御預之事に候間、此者之儀も御預可被成事与僉議仕候。然者奥村長三郎へ御預之儀可申渡候与、十二月十四日出雲御請。剛伯せがれ源一郎儀早々せんさく申付尤候、其由可被申渡候と、十五日御親翰奉畏存候。然者伊藤平右衛門儀當病に被在、山崎源五左衛門一人に而御座候。何れ成とも御差加、彼者手前穿鑿可被仰付哉。但先源五左衛門一人に而致穿鑿候様可申渡哉と、十二月十五日出雲伺。明日僉議に而いづれにても指加尤候、一人にては如何と御加筆。山崎源五左衛門へ御加人之儀、兩町奉行歟、但野村與三兵衛・菊池十六郎内可被仰付哉与何も僉議仕候。且又源市郎手前御吟味之刻、公事場附御横目共迄罷出申に而可有御座候哉、但外に一兩人可被差添候哉、是亦奉伺旨翌十六日出雲紙面。町奉行可然候、横目者兩人迄罷在候間、可爲其分候と御加筆。御請替品無之。

〔前田家雜錄〕

一、五十川剛伯むすこ源一郎、銀子似せ封いたし被拘籠舎あやり、剛伯は生駒右近、罪人弟は奥村長三郎に御あづけ、源一郎隠し子原九左衛門家來のむすめ腹也。男子に而九左衛門に御預け、家來並むすめも同事也。

十二月廿四日 石川郡木滑村及び下折村に積雪ありて民屋及び人畜を害

ふ。

〔政隣記〕

十二月廿四日木滑之奥海原与云所、雪顔に而百姓家十六軒潰、怪我人七十二人、内廿二人半死。同廿五日越前境上下折村山雪顔、一村皆潰、壓死八十餘人、蘇生三十三人。白井宗目・黒川周鐵を被遣、依被令醫療也。其上衣糧をも被下之。

〔袖裏雜記〕

御親翰之寫

猶々其後の様子承度候。

石川郡之内雪なだれにてうたれ候在所へ、郡奉行等參り指引仕候哉、但かまひ不申候哉。雪なだれにてうたせ申ながら、此方はじめ治民に志うすきゆると令赤面事に候、以上。

廿七日

御親翰拜戴仕候。石川郡之内雪なだれにてうたれ候在所へ、郡奉行等能越候段不承申候。先刻御算用場奉行方より、右雪なだれにてうたれ候もの共之内、少々掘出存命仕者も御座候由申越候。御郡奉行相越指引等之儀、私式も心附不申、指圖不仕、不調法之仕合奉存候。猶又明日様子承届可致言上候、以上。

後文によれば廿五日なるべし

十二月廿七日

村井出雲

石川郡下折村雪なだれにて雪下に罷成候もの共之内、重而掘出候人数、劍村又七せがれ彦次書付入御覽申候。昨晚被仰出之趣、今日大年寄共初申聞候。其砌御請に如申上候、御郡奉行相越指引等爲仕候段、何れも心付不申、不念之仕合迷惑仕候。此上ながら御郡奉行共早速罷越、致支配候様申渡候、以上。

十二月廿八日

村井出雲

覺

一、七十八人 十二月廿四日雪なだれにて雪下に罷成候人数

内

二 人 同廿四日に掘出し候。存命に罷在申候。最前御注進申上候人々。

五十六人 同廿五日より廿六日までに掘出し申候人数、男女共。

内

二十八人 存命に罷在申候。

二十八人 相果申者共死骸。

残る

二十人 未掘出不申、死骸相見え不申候。

一、六疋 牛

内

二 疋 廿五日より廿六日迄掘出し申候。但一疋者死居申候。

右石川郡下折村雪なだれにて、家數十五軒雪下に罷成申由相斷申候付、私儀早速罷越、又七組下之内近在十一ヶ村より、人足家並に爲出、當廿五日より廿六日迄右之通爲掘出申候付、先爲御注進申上候。掘出申次第段々御斷可申上候、以上。

寅十二月廿七日

十村劍村又七せかれ 彦次判

永原 權丞殿

長瀬湍兵衛殿

御加筆寫

猶以合点不參候。郡奉行と有之上者、支配所之儀者其方中不及指圖罷越候哉と存有之候。但心得にては不參筈に候哉。先年荒井清太夫と申浪人、下人にきられ候時分も、急速郡奉行參候者儘に覺申候。其方中より指圖候間は無之様子に存候。但其時分も指圖にて參候哉。ほり出し候百姓之指引も、いかやうにか仕候哉、時も明不申事に候。

御加筆大年寄共初拜戴仕候。奉承知候。御郡奉行御郡方々罷越候儀、年寄共及指圖候儀無御座候。今般之儀者仍被仰出、御郡奉行參候而可然儀と何も心付、其段申渡指遣申候。御加筆奉返上候、以上。

十二月晦日

村井出雲

是歲。能登鹿島郡酒井村に押込檢地を行ふ。

〔郡方舊記〕

一、芹川組酒井村草高千二百石餘之所、地不足に而貞享元年惣高廻檢地被仰付、二百石餘引高に相成候處、其後隱田有之旨、元祿十年頃に同村與四郎与申者訴人仕、村方並十村廻口共、公事場におゐて數十度御吟味之上、地所相隱候儀無御座段、村方申譯相立、十村廻口之儀も、隱田有之儀不奉存趣申上、役筋相立、御答之筋無御座候。しかし御檢地後年數も相立候間、踏出等可有之哉之旨に而、同十一年押込御檢地被仰付、訴人與四郎竿先御案内仕候由。御高六十五石餘御座候而、其通唯今御收納相勤來候。且又村役人之内、御吟味之中暫禁牢被仰付置候得とも御免。御檢地之上、出高に而隱田無之に付、訴人與四郎禁牢被仰付置候處、爲赦御免之由承傳候段、芹川村兵助申聞候。

右承傳候趣書上申候、以上。

十月

御改作御奉行所

荻谷村 平右衛門

四四八

元祿十二年

正月廿二日。領主の相交錯せる村の稱呼に就いて質問す。

〔改作所舊記〕

村之内領主相交申村をひきあいと申由に候。何方に而も之事に候哉。惣而ケ様之村、江戸・京都に而何と申候哉之旨御尋被遊候條、可申上由葛巻新藏殿より申來候。各之内御存之方々者、書付可被差越候。右之趣十村山廻共之内にも覺申者は有之間敷候哉。此紙面先々へ御廻、落着より可被差越候、以上。

正月廿二日

不破平左衛門

御郡奉行・改作御奉行連名宛所

二月二日。加賀郡向粟ヶ崎・本根布諸村に植うべき松苗の下附を乞ふ。

〔前田貞親手記〕

一、二千本 苗松 但長四尺より六尺迄

右加賀郡向粟ヶ崎村より本根布村之方濱砂吹込、濁廻り水流之川幅せば罷成申候。先年は川幅百五十間程も御座候所、近年川幅五・六十間計にて底も淺く罷成、洪水之時分は早速水引不申に付、濁廻り御田地水込に罷成申候。右苗松被下候は、水入足を以爲植申度奉存候。ぜんく松茂り申候は、砂吹出不申、水引も宜可有御座と奉存候間、被仰付可被下候、以上。

元祿十二年二月二日

- 田井村 次郎吉
- 津幡村 庄右衛門
- 南森下村 太郎兵衛
- 南中條村 六兵衛
- 中橋村 久兵衛
- 忠繩村 彌右衛門
- 高松村 平兵衛
- 右七人 連名

御改作御奉行

右濁廻り砂込之所、去年私共之内致見分候所、十村共了簡仕通、松植付候は、畢竟砂除に罷成可然存候。其分に仕置候は、次第に水淺罷成、大分之田地水押に可罷成候間、願之通

松植候様に可被仰付候哉、粟ヶ崎御亭近邊之儀に御座候付而御相談申上候。

卯二月七日

改作奉行中 連判

野村五郎兵衛殿

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

二月十三日。前田綱紀の子雅十郎歿す。

〔政隣記〕

二月十三日雅十郎殿御驚風に而御死去、御歳二。急度被仰出与無之候得共、鳴物・作事等人々遠慮仕候。十五日出仕常々之通。御法號花心院春窓元夢童子。同十九日於寶圓寺御法事、頭分以上拜禮被仰付、熨斗目・半上下着用。

但去年二月十八日夜金澤二御丸に而御出生、御生母は長大隅守殿家臣得田源藏妹也。

四月十五日。前田綱紀速かに五十川剛伯の罪狀を質すべきを督促す。

〔前田貞親手記〕

四月十五日以新藏被渡下御親翰之寫。

五十川剛伯父子手前如何罷成候哉、早速落着可然存候。先此吟味之書付可被指越候也。

御親翰各頂戴仕候。五十川剛伯父子手前如何罷成候哉、早速落着可然被思召候、先此吟味之

書付可指上旨奉畏候。詮議仕候趣、附紙仕置候條、品々四通上之申候。

御親翰・御印御封共返上仕候、以上。

四月十五日

前田 對馬

右御請之裏に、翌十六日被成下御加筆。

剛伯儀似せ銀は不存事も可有之候。無之米をうり申候儀は多分可存候。急度吟味申付尤候、以上。

五月廿六日。組外の士上木齋宮、藩侯の印書を商人に質入したるを以て刎首の刑に處せらる。

〔政隣記〕

三月晦日組外二百石上木齋宮、人持前田大膳に御預之段、則頭於關屋市右衛門政知宅、御小將横目大久保傳太夫直秀・寺西三郎平直定列座申渡、五月廿六日於大膳寄孝宅刎首被仰付。其節出座左之通。

竹田五郎左衛門忠張・組外御番頭關屋市右衛門・水野十郎右衛門寔成、御横目は大河原八郎左衛門・寺西三郎兵衛、並御歩横目出座。

右齋宮行狀不法、且御印書を商人に質にする故也。

五月廿六日。五十川剛伯等を能登郡曲村に流すべきことを宣告せらる。

〔榮辱雜記〕

五月廿六日

五十川元市郎・同子岩之助四歳原九左衛門方に預置の處公事場へ引寄於公事場刎首。父剛伯並次男當三郎父子一所能州

曲村へ流刑依被仰付、則預人生駒右近直政・奥村長三郎脩運方、竹田五郎左衛門忠張・菊池

十六郎武康・伊藤平右衛門重微各寺社奉行・半田惣兵衛景苛公事場奉行・大河原八郎左衛門長博御横目・寺西三

郎平直定大小將横目及御歩行横目二人罷越申渡す。配所は六月十日赴く。剛伯妻は京都親類方へ被送遣。

〔金澤古蹟志〕

五十川剛伯傳

富田景周の燕臺風雅に其傳を載すといへども、剛伯が父祖の履歷詳ならず。按に寛文十一年剛伯より進達せし由緒帳に、祖父五十川了庵といふ。松平上總介殿に奉仕し、越後に居住、後京都へ出。父五十川梅庵と云、京都に居住す。剛伯は寛文八年七月綱紀卿召抱られ、三十人扶持・白銀三十枚賜之、于時二十歳とあり。寛文十一年の士帳にも、三十人扶持外白銀三十枚、組外儒者二十三歳五十川剛伯と見え、元禄六年の士帳に大阪着米三百石五十川剛伯とありて、後には三百石賜りたり。然るに長男源太郎と云もの賈銀偽造の事露顯し、夫が爲めに剛伯能登國へ配流せられ、遂に配所にて歿せりといへり。松雲公年譜に云、元禄十一年十二月十四日御儒者五十川剛伯が嫡子源太郎禁牢被仰付、剛伯儀は生駒右近へ被預、次男當三郎儀奥村長三郎へ被預。右は源太郎賈銀偽造之罪に依る也。翌年五月廿六日源太郎刎首、剛伯暨當三郎は能州流刑被仰付とあり。按に剛伯は綱紀卿政務初め頃よりの儒士にて、木下順庵・平岩仙桂・澤田宗堅・山科長安など、同時の學者にて、殊に博識なりといへども、長男の爲めに配流せられ、天命を終へず配所に歿せしは實に遺憾といふべし。生駒氏家譜にも、元禄十一年十二月五十川剛伯有故被預之、翌十二年五月遠嶋被命とあれば、能登嶋の地へ配せられしと聞ゆ。淺香山井の十要拔書に、元禄十二年五月御儒者五十川剛伯せがれ源市郎、賈銀偽造の事露顯禁牢刎首、三歳之男子同罪に被命。依之父剛伯及次男某流罪被仰付、博識といへども子供教授不行届、遂に配所にて終れりとあり。おもふに剛伯は特に博識なるゆゑにや、參議綱紀卿の命に依て、學聚問辨といふものを十八冊撰述せり。此書は詩文等の事を委しく辨解せり。貞享年間の著述なるよし自序に載たり。葛巻昌興自記に、元禄元年十一月一日内々五十川剛伯依仰、編輯學聚文辨之内助語集要一部十三冊、頃日成功、依之今朝副上書、附奥村因幡進献之、但最初因幡因傳御旨也。二日五十川剛伯事編撰之書、昨日進呈之付、今日

源太郎前文  
に源市郎とあり

りて、後には三百石賜りたり。然るに長男源太郎と云もの賈銀偽造の事露顯し、夫が爲めに剛伯能登國へ配流せられ、遂に配所にて歿せりといへり。松雲公年譜に云、元禄十一年十二月十四日御儒者五十川剛伯が嫡子源太郎禁牢被仰付、剛伯儀は生駒右近へ被預、次男當三郎儀奥村長三郎へ被預。右は源太郎賈銀偽造之罪に依る也。翌年五月廿六日源太郎刎首、剛伯暨當三郎は能州流刑被仰付とあり。按に剛伯は綱紀卿政務初め頃よりの儒士にて、木下順庵・平岩仙桂・澤田宗堅・山科長安など、同時の學者にて、殊に博識なりといへども、長男の爲めに配流せられ、天命を終へず配所に歿せしは實に遺憾といふべし。生駒氏家譜にも、元禄十一年十二月五十川剛伯有故被預之、翌十二年五月遠嶋被命とあれば、能登嶋の地へ配せられしと聞ゆ。淺香山井の十要拔書に、元禄十二年五月御儒者五十川剛伯せがれ源市郎、賈銀偽造の事露顯禁牢刎首、三歳之男子同罪に被命。依之父剛伯及次男某流罪被仰付、博識といへども子供教授不行届、遂に配所にて終れりとあり。おもふに剛伯は特に博識なるゆゑにや、參議綱紀卿の命に依て、學聚問辨といふものを十八冊撰述せり。此書は詩文等の事を委しく辨解せり。貞享年間の著述なるよし自序に載たり。葛巻昌興自記に、元禄元年十一月一日内々五十川剛伯依仰、編輯學聚文辨之内助語集要一部十三冊、頃日成功、依之今朝副上書、附奥村因幡進献之、但最初因幡因傳御旨也。二日五十川剛伯事編撰之書、昨日進呈之付、今日

白銀二十枚被下之、奥村因幡渡之といふ事も見たり。また剛伯が詩集は鶴皋集と號し、世に残れるよし燕臺風雅の傳中に記載し、詩文には殊に長ぜりといへり。實に元祿頃學事に勉勵す。其爲人は室鳩巢が梧月軒記に、濟之洛之産也。長學於武。不事章句。其爲人也寬簡自養。常不欲與俗齒。以故不遇於世。而濟之亦不求遇。於是退而疏猷納之言。次學聚之編。上之不負其君。下之不負其師。而濟之之志亦足矣云々。余與濟之交一十餘年。其知濟之不讓於人。而濟之亦莫余厭也。方俟月夕載酒。過梧樹之下。從濟之遊將必有日矣と記載せり。その氣性はらにて知られける。

〔金澤古蹟志〕

五十川剛伯舊邸

元祿六年の士帳に、五十川剛伯長町左近橋近所と見わたれば、圖書橋の下にて宗叔町の入口ならんか。按に鳩巢文集に、五十川氏梧月軒記を載たり。其記に云、賀城之西林薄環焉。清水激流而若玉。絲竹叢生而如簫。有一衡宇。隆然而臨其上焉者。余友濟之之宅也。入其門環堵蕭然。入室寂々如無人。軒楹虛而敞。牕戶疏以達。朝于斯夕于斯。可以絃可以誦。乃所謂梧月軒者也。自濟之始宅于茲。嘗手植梧桐一株於庭。曰唯植此足矣。未幾根大幹長。樹陰滿庭。濟之乃日掃除其下。以爲杖履徜徉之所。遂以名燕居之室。而使余記之云々。とありて、

濟之は即ち剛伯が字なり。右梧月軒記を考るに、其邸室は圖書橋の下、惣構堀の流水に添て、土居の竹叢を近く見なしける地なる事知られける。

〔由緒帳〕

五十川剛伯由緒書

一、三十人扶持、銀子三十枚

歳廿三 五十川剛伯

私儀寛文八年申七月十四日被召出、御合力拜領仕候。

一、祖父

五十川了庵

松平上總介殿に奉公仕、越後に罷在申候。其後京都に居住仕、十一年前に相果申候。

一、父

五十川梅庵

京都に居住仕候。

一、伯父

五十川道専

松平出羽守殿に奉公仕罷在申候。唯今御暇申候而京都に居住仕候。

一、外祖父

和田元春

京都に居住仕、廿八年已前に相果申候。

一、母舅

宇野仁兵衛

京都に居住仕申候。養子に來申候故、和田氏を宇野氏に改申候。

四五六

一、母 舅

和田 太郎兵衛

江戸に居住仕申候。仁兵衛弟に而御座候。

一、從 弟

五十川 三庵

本多下野守殿に奉公仕申候。唯今御暇申候而江戸に罷在申候。

右親類之外本國・他國に諸親類無御座候、以上。

寛文十一年亥六月廿日

五十川 剛伯 判

不破 彦 三殿

富田治部左衛門殿

六月十日。五十川剛伯等を配所に出發せしむ。

〔前田貞親手記〕

覺

奥村長三郎へ御預人

能州曲村の遠島

五十川 當三郎

右今日日晚、私並佐垣多門・奥村長三郎宅に相越、當三郎罷出、配所へ被遣候旨申聞、御徒荒

尾十兵衛・藤井源右衛門へ道中縮之儀急度申渡、足輕四人相添指遣申候、以上。

己卯六月十日

伊藤平右衛門 判

五人 宛 所殿

覺

生駒右近の御預人

能州曲村の遠島

五十川 剛伯

右今日日晚、私並佐垣多門・生駒右近宅に相越、剛伯罷出、配所へ被遣旨申聞、御徒水野源藏・渡邊新八の道中縮之儀急度申渡、足輕四人相副差遣申候、以上。

己卯六月十日

竹田五郎左衛門

五人 宛 所殿

〔前田貞親手記〕

五十川剛伯・同當三郎、昨十一日に小代官渡邊十郎兵衛・徳山文兵衛指添、即刻七尾浦出船、同日亥之刻時分に能登郡嶋之内曲り村に無異儀參着仕候。任御紙面に、刀・脇指・衣類等彼地に而爲相渡申候。縮之儀十村緩目村太間並嶋中之者共嚴重に申付候。爲御案内如此御座候、已上。



淺香左京判

六月十二日

- 横山左衛門様
- 前田對馬様
- 奥村壹岐様
- 村井出雲様
- 前田備前様

七月十六日。前田綱紀金澤を發し、二十六日江戸に著す。

〔御年表〕

七月公御不例に依て、御使番御少將組池田伴右衛門を江戸表へ遣され、御參勤の時節遲滯の儀を告らる。

〔政隣記〕

七月十六日金澤御發駕、同廿六日江戸御着。翌廿七日上使戸田山城殿御出。翌廿八日御登城等之筈に候處、御不快に付御斷。

八月九日。曩に幕府の發したる人賣買禁止の令を領内に傳ふ。

〔加藤氏日記〕

定

三月付のものは幕府の令なり

人賣買堅令禁止之。召仕之下人男女共に年季十ヶ年をかざるといへども、向後年季みかざり無之、譜代に召抱候とも可爲相對次第之間、可存其旨者也。仍而如件。

元祿十二年三月 日

奉行 奉

人賣買彌堅令禁止之、且又召仕之下人年季之儀に付、先頃安藤筑後守殿於御宅、杉江左衛門被仰渡御書出之寫、指越之候條、被得其意、支配所未々迄急度被申渡、御請可被出之候、以上。

己卯八月九日

長 大隅守  
本多安房守

今井源六郎殿

生駒傳助殿

右御大老衆より之紙面、別紙共に寫遣之候條、面々得其意、組下に委細申渡、御請早速可指越候、以上。

八月十二日

今井源六郎  
生駒傳助

八月十日。石川・加賀二郡の山林保護に就いて十村・山廻等に令を發す。

〔改作所舊記〕

石川郡・加賀郡松山連々荒申に付、毎度山廻共々申付、百姓共手前も無油斷令吟味候様に申渡置候得共、近年は別而金澤近き山々盜伐申段、今般御算用場御奉行衆見聞有之、第一山廻共油斷故に候。惣松盜人之儀百姓共不限、金澤より入込、末々奉公人等に至迄盜伐申沙汰有之候。山廻共此等之慥成盜人は終捕申儀無之、盜人により山廻共も乍見付も氣遣捕不申様に存候。向後は村々肝煎・與合頭共に急度申付置、松盜人有之躰見聞候者、百姓共大勢罷出、いか様に成ともいたし捕可申候。疵付候而も、縦當座に相殺候而も、百姓共不念に罷成間敷候條、少もなづみ不申捕可申候。勿論手寄之山廻方へも、其刻可申聞候。百姓共方より松盜人有之旨申斷候はゞ、山廻共無油斷罷出爲捕可申候。

一、山々之儀、先年より致割符村々に預置、尤松山縮之儀申渡置儀に候得ば、此度改申渡不及、松盜人有之躰見聞候はゞ捕、其持分之百姓共不調法に不能成様に相心得所に、第二百姓共盜伐申故、諸方より盜候而も見のがし申様に存候。今般申渡筋致油斷、松盜人有之山荒候はゞ、其持分村々肝煎・與合頭可爲越度候。

一、山廻共之儀、第一切々山廻可申候。山近き村々切々罷越、松山之様子相尋、少に而も無心元躰有之候はゞ、百姓共ひそかに爲見遣、盜人有之躰に候はゞ、百姓共催捕可申候。  
一、百姓共之儀は、不絶山々に居申事に候へば、諸方より入込松木盜伐申品、具に存居申儀に候間、右之通油斷仕間敷候。此上は向後松山荒候はゞ、百姓ども盜伐申外無之候間、此段可申渡候。且又里方之持山之分は、其山續村々より相守候様に可仕候。  
右之趣向後得其意、村々肝煎・與合頭御請に、其方共加奥書可上之候。山廻どもは別紙に連判に而御請可出之候、以上。

己卯八月十日

永原 權 丞

長瀬 湍 兵衛

石川・加賀郡十村・山廻中

八月十三日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

八月十三日、不時朝會あり。云々。松平加賀守綱紀はじめ、參觀の拜賀するもの五人。

〔政隣記〕

八月十三日御登城、御禮等如例。隨從横山左衛門・奥村壹岐。

加賀藩史料 第五編 元禄十二年

四六一

横山左衛門  
英定・奥村  
壹岐憲輝

九月二日。石川・加賀二郡に再び山林の保護に關して通牒す。

〔改作所舊記〕

今般申渡候松山縮之儀、彌油斷仕間敷候。就夫六才日に枯松葉かきに諸方より入込之者共、山刀・鎌致持參伐取候由、六才日之外にもこすはかき密々有之、猥之由沙汰有之候。此儀は百姓共相對を以、柴山・こすは山賣買仕故、此等に准、おのづから六才日之外にも入込候様存候。先年六才日相改候時分、右之趣急度申渡置候。右之族沙汰之限に候。山廻共油斷と存候。右之通に候へば、松山難縮候間、先年通可相守候、以上。

九月二日

永原權丞

長瀬湍兵衛

石川・加賀十村中・山廻中

九月廿七日。家中小塚伴七、山本三郎兵衛と金澤紺屋坂に鬪諍して共に死す。

〔政隣記〕

九月廿七日金城於紺屋坂下、定番御馬廻小塚伴七と、組外山本次太夫養子實は中川平右衛門子山本三郎兵衛及鬪諍、伴七いこ御射手石黒平八不斗此處に行懸り助太刀、三郎兵衛を切

殺、伴七は宅に退其夜死す。或人云三郎兵衛娘を伴七に嫁す。然に伴七が繼母惡心を以て、伴七妻父三郎兵衛与人倫非道之趣ありと伴七に告るに依て、則其妻を離別す。因之不得已及鬪諍と云々。三郎兵衛疵十一ヶ所、伴七疵二ヶ所也。御横目村田彌三郎・大久保傳太夫、御大將横目笠間又六郎・別所善左衛門、段々彼場の罷越候處、三郎兵衛死骸同人伯父定番御歩中川義左衛門方へ引取度旨に付、有賀甚六郎御月番備前殿の伺候之處、可爲其通由に付引取之。則各伴七宅に罷越、喧嘩之首尾を承届。

附、伴七は領百石、同人即夜就相果、翌廿四日村田彌三郎・關屋八平罷越見届之。

閏九月六日。前田綱紀その分限に關する書出を幕吏に提出す。

〔御年表〕

此年大目附溝口修理分限牒改役と成るゝに依て、閏九月六日御書出の寫。

加賀能登本國尾張 筑前守子

百二萬五千石餘

宰相 松平加賀守

越中近江 生國武藏

居城加賀金澤、卯に五十七歳

閏九月廿九日。徳川綱吉使を遣して前田綱紀の病を訪はしむ。

〔徳川實紀〕

今般は八月十日の令をいふ。六才日は六齋日にて六回の意。こすは落葉枯枝などないふ。

閏九月二十九日、松平加賀守綱紀病のよし聞し召、小姓組番頭酒井伊勢守忠英をしてこはせ給ふ。

十月六日。守隨秤下座等、領内の衡器を檢查するの許可を求む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、私共儀守隨秤下座候故、先年被仰出候御朱印之御定書を以、守隨彦太郎より申渡候趣、私共承届相勤申候所に、近年在々所々猥に罷成、千本秤・綿秤・皿秤・れいてんく、守隨無之似せ秤遣申者も御座候様に承申候。其上守隨極候秤に而も、自分に衡並おもり取替、又はかぎ糸など自分に而付替遣申者も有之躰に御座候。右族之者は急度可被仰付御定に御座候に付、先年守隨彦太郎御當地に罷越、右御定之趣申上候へば被爲聞召上、御領國中御觸御座候様に承申候。然共其後猥に罷成候故、四ヶ年以前も御断申上候へば、當町中迄御觸御座候に付、御郡方所々今以猥に御座候故、今般私共方より所々に遣申諸秤相改申度存候間、乍憚被爲聞召上、御領國中右之趣御觸御座候様に被爲成下候者、難有忝可奉存候。則於江戸守隨彦太郎方より相渡候御定書之寫六通、並彦太郎より申渡候紙面共に指上申候、以上。

元祿十二年十月六日

上堤町 秤屋 七右衛門 印

町御奉行所

尾張町 菓子屋 孫兵衛 印

右秤屋七右衛門・菓子屋孫兵衛書付出し申に付上之申候、以上。

元祿十二年十月六日

肝煎 新右衛門 印

同 佐兵衛 印

町御奉行所

十一月廿一日。前田綱紀の女節姫淺野吉長に入輿す。

〔政隣記〕

十一月廿一日節姫様、安藝守様御嫡備後守吉長公に御婚禮。午上刻御出輿、左衛門・壹岐子持筋褐鬘斗目・長上下、頭分同断半上下、侍分無地褐のしめ半上下、御歩服紗小袖花色上下に而御供。双方御取持西丸御留守居中根平十郎殿・上田周防守殿。御迎淺野佐渡守殿・小笠原遠江守殿。御送飛驒守様・長門守様。御輿副横山左衛門、御貝桶副奥村壹岐、此兩人御料理御盃、且代金五枚之御刀一腰宛被下之。

御出輿御見立、御一門様初五十餘人、御大書院に而御饗應、御盃之内御拍子三番。飛驒守様・長門守様御披來之上、於御小書院御饗應、御盃之内重而御拍子三番有之。

披來は歸來の意

廿二日皆子餅御取遣、此方様御使者御小將頭原將監、あなたより之御使者中村十郎左衛門。同爲御祝儀、以上使榊原左太夫殿、御樽三荷御肴三種御拜領、御臺様よりも以御使右同斷、桂昌院様等よりも同斷。

御新造様にも上使土屋勘助殿を以品々御拜領。上使御口上に御前様与被稱候に付、御取次中村兵左衛門御尋申候處、上意之旨被申。因而此後安藝御前様与稱す。

〔徳川實紀〕

十一月二十二日、松平加賀守綱紀が女松平備後守吉長に婚儀とのひしを賀せられ、綱紀にも女子にも三種二荷づゝたまふ。

十一月廿六日。前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聴き演能を觀る。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十二年十一月廿六日於殿中御能有之。相公様御登城御拜見、御斐應之上、色羅紗五十間御拜領被遊候。

白髭 御。 忠度 黒田豊前守。 松風 御。 猩々 松平飛騨守利重。

〔徳川實紀〕

十一月二十六日、家門並に松平加賀守綱紀・松平讃岐守頼常・酒井雅樂頭忠舉の願により御講

本文徳川綱吉のことに係る

利重は利直の誤

筵を開かれ、はて、猿樂御遊あり。白髭・松風・自然居士をなされ、忠度は黒田豊前守直邦、猩々は松平飛騨守利直つかふまつる。畢て家門並に綱紀に色羅紗一匣づゝ給ふ。この輩より檜重・肴を献じ、頼重よりも檜重を献す。

十一月。耕作に關する心得を改作所より百姓に諭す。

〔温故集録〕

覺

一、每春田地新起之儀、端々雪有之内より鍬初いたし、霜に逢候へば土之くだけ宜、植田に虫等病付無之宜候へ共、二十五・六年以前より次第に新起おそく罷成、村により、早くあらおこし仕候へば虫指申候旨申傳候へ共、虫指申年は早き遅くも一度は虫指申候。然者早く植候へば又早く指留り申候。左候へば二番稻も早きゆゑ、天氣宜内にふどり、寒さ請不申候故、勿論實入能候事。

一、田地植付之儀、おも田は大概半夏生四十日前に植懸り、三十日迄に植仕廻候へば、早き田植にて宜候。麥田は、半夏生十五日前迄にうゑ仕廻候へば宜候事。

一、遅く植候へば稻若く、虫指年當分さし不申様に候へ共、苗すね不申に付にち入、其上こえも多不仕候へば出來不宜候故、追々打こえに而作立候へば、葉和に而末々虫つゝみ候。尤

早く植申にしく事なく候。

一、種漬申儀、往古より春之彼岸中日に漬、池に二十日置候而揚申候へ共、三十年以前より少宛遅く罷成候。早く種つけ候へば、苗はえ立あしき由にて如此に罷成候。いかにも早くつけ申種は、はえ立不宜候得共、植付候而宜候。少時節より遅く漬候へば、苗はえ立能候。此儀は中日につけ候へば水つめたく、少に而も日數渡りつけ申種、苗のはへ立能きは、春の日は二・三日之違にて、漸く長閑に罷成候故に候。少之違にて水も和に成候に付、當分生立能候へ共、苗之姓和に出来いたし候故か、植候而虫指し、にちなど付安き事に候。且又中日に漬候へば、水もつめたく土之情もつよく候故、苗之生出はかじけ病申様に候へ共、末々うゑ候而之様子苗かたく出来、虫指にち入等もすくなく見え候。先規より極て彼岸中日に種漬來候儀、陽氣之考を以有故儀と被存候。種米之風味、中日に漬申粳と、其以後之種米とは、風味各別中日漬之米勝れ申儀速知申事に候。

一、當春石川郡松村之百姓苗不足いたし、宮腰より苗才覺仕、自分之苗と同田地に植申候處に、松村之苗は彼岸中日より遅漬申苗に候、宮腰之苗は中日に漬候處に、同日に植候へども、至秋宮腰より來候稻三日先に穂出申候。左候へば彌中日漬宜敷存候。然ば一日も早く穂出申候へば、寒等にも合不申、實入能有之事に候。

右之通に候へば、向後苗代蒔時之吟味可然存候。田地に札さし候而、苗代に而吟味いたし候へば、諸事相知可申候。苗早く蒔候へば、野仕事も自ら日數極り有之に付、油斷不能成事に候。不働成百姓野仕事段々之内一つ後れ候へば、稻蒔取秋入迄遅く罷成候儀、大事に可存事に候。

一、度々被仰渡候に付申渡儀に候へ共、遠國とは違ひたべ物宜き故、百姓之勝手もつまり申様に被存候間、隨分喰物つまへ、艱難に仕候様に百姓中人々々堅可申付事。

一、衣類等之儀も、右之通被仰渡に付、度々申付候へ共、漸々自ら宜罷成候様に被存候間、是又百姓人々々堅申渡、常々心を付可申付事。

元祿十二年十一月

十二月朔日。前田綱紀節姫の成婚を將軍に謝し、後屢々祝宴を張る。

〔政隣記〕

十二月朔日右御婚禮相濟候御禮被仰上、御獻上左之通。

公方様の御小袖三十。 御臺様の縮緬三十卷。

三御丸の縮緬三十卷。 五御丸の同 二十卷。

兩姫君の同二十卷宛。 其外御老中等の御進物有之。

加賀藩史料 第五編 元祿十二年

同四日御里披、備後守様も御招請。

同六日御勇入、相公様安藝守様に被爲入。

但十一月九日御道具六十六荷、外兩道具臺八被遣。御使者前田兵右衛門・齋藤吉左衛門、並御歩横目も子持筋褐のしめ・上下着用。御歩はふくさ小袖・花色上下。尤御客有之仕舞等被仰付。十日・十三日・十四日・十五日御道具被遣、十六日より十八日迄も輕御道具被遣之。右兵右衛門等の追而以御使者白銀十枚宛被下之、御歩横目の銀一枚宛、足輕に金百疋宛、小人の青銅三百五十貫被下之。

同十五日於金澤出仕之面々に、右御婚禮且上使御拜領物等之御弘有之。右に付御使役以上、爲御祝詞年寄中宅に參上。

同廿一日今度御婚禮御取極之中根殿・上田殿御招請。於御小書院御饗應三汁十菜、御嶋臺等出、御前御盃被召上、周防守殿に被遣。御刀備前元重代金十五枚被遣之。本多彌兵衛殿御取手に而御返盃、中根殿にも右同斷に而、御刀大和包利金十五枚被遣之。右御盃之内、寶生大夫等小謠、且上田殿・中根殿御盃、左衛門・壹岐・十六郎・與三兵衛に被遣、御結盃仕。御通ひ御表小將暨頭分のしめ、其外平士ふくさ小袖・上下着用。

十二月八日。除雪に就いて村民互に協力すべきを諭さしむ。

〔改作所舊記〕

頃日段々雪降積、就夫村々之内年寄不行歩もの、或やもめ住等之手前は、人多有之者其心を添、雪除とらせ可致介抱旨、村々申觸候様に、支配十村共可有御申渡候、以上。

十二月八日

御算用場

十二月廿三日。金澤茶白山崩壞して淺野川を塞ぎ家屋を倒し人畜を害ふ。

〔政隣記〕

十二月廿三日申刻過、金城東茶白山崩、淺野川を塞ぎ、壓死三十一人、人家潰數數百、崩山高十間計・幅廿間・長百間計。組外二百石塚本左内、御大工中村九太夫・御細工人加藤仁兵衛壓死。其外御扶持人大工小右衛門等也。右に付川上より水溢れ、横山外記後侍屋敷、夫より材木町後通りを悉く水付。依之町奉行・御普請奉行、尤御横目中中等罷出、彼是支配す。翌廿四日組外御番頭木梨助三郎・里見勘助罷出、右左内死骸を漸晝頃掘出す。同日御月番前田對馬殿山崩巡見、御横目中也罷出。同廿五日安房守殿・駿河守殿・大隅守殿・備前殿・對馬殿・主殿殿同道に而巡見。矢部權丞並御用人平田清左衛門、其外御横目中出。人持組岡島内膳一定居屋鋪にも水付、若火事之節受取火消當分難勤旨及御斷。且右中村九太夫死骸同日掘出す。同日江戸に注進、中飛脚酉刻發足、尤從御月番言上也。

本文は茶白山とあるを以て元禄十二年七月十六日崩壞の觀音山よりなる上流の地なるべし

同日右崩山新川筋附候奉行八人、御馬廻組茨木左太夫等高知之人々々被仰渡。此外御普請奉行・定檢地奉行・御小將横目等出、丁場を定、數千之人夫を以て水を切落し、土下之死人を掘出す事明春に及ぶ。

同日見物人多入込に付、爲縮御歩十人・足輕十人出之。

同晦日崩山御普請場内、御横目・御小將横目相廻可申、御歩横目は不絶一人宛可罷出旨、御月番被仰渡。

〔開書〕

一、同年十二月廿三日申の中刻茶臼山崩落て淺野川を埋、川除の上を越、人家之上迄打掛る。其土の高さ十丈計、長さ百間餘の山と成、人家多埋る。潰家多くして死人多し。川をせぎ留る故、水溢れて材木町之方へ流行、水に溺れ崩れ家多し。假令不崩家も、水筋に有之家は引崩して、川に早速水落る様にし、津田玄蕃下屋敷之邊に、船に而往來不致しては通路なし。山の高さ平均八間、崩口より崩れ止り迄八十間、川長さ百二十間、潰家十五軒。一説に長さ百三十間餘、幅九十間餘、高さ十三間、家四十四軒、内八軒は土の下、三十六間突毀し、外八軒半潰。死人八人、内五人男三人女。二百石組外塚本左内・御大工中村九太夫・御細工人加藤仁兵衛・御大工中村勘左衛門・御扶持方大工小右衛門・由比孫兵衛、新屋敷林彌平太・御鐵炮

張大橋久丞、名相知たる分如此。

右山崩れに付御奉行八人、廿五日於越後屋敷被仰渡也。二千五百石茨木左太夫・千石榎大學・千石生駒萬兵衛・千石山崎彦左衛門・千石富永權之助・千石大橋九郎兵衛・八百石荒木六兵衛・六百石大原十郎左衛門、此八人此所に丁場を立、數百人之役人を以て水を切落し、淺野川を通し、土下の死人を掘出す、明春に至る。

〔續漸得雜記〕

一、觀音山出崎崩申覺

元祿十三年辛辰十二月二十三日七過、山長さ三百四十間、深さ百五間計ぬけ出、淺野川はせ埋め、川除町七十七軒、侍家十一軒、岡島内膳馬場下は林彌平太・塚本左内屋敷つぶれ申也。水のまへ横山左衛門馬場先迄上り候を、本町・地子町より町夫出で水戸開申候。山に打れ死人十八人、山切流し候奉行富永權之助・生駒萬兵衛兩人也。

十二月廿六日。前田綱紀初めて世子吉徳と酒宴を行ふ。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十二年十二月廿六日從相公様勝次郎様内、初而御料理被進也。此儀桂昌院様被開召、御盃臺難波彩色御押物西王母被進之。此御盃臺にて、相公様と勝次郎様御盃事有。役者中四海波謠之。

十三年辛辰  
卯の誤

のまへは汎  
濫の義



勝次郎様御作法何茂奉感也。其後横山左衛門・奥村壹岐・玉井勘解由・菊池十六郎召之、御盃被下之。御能三番有之。

弓八幡 嘉内 井筒 寶生大夫 猩々 勝次郎様

〔政隣記〕

十二月廿六日於江戸、今度節姫様御婚禮相濟候爲御祝儀、勝次郎様は於表御居間二汁七菜之御料理被進、御拜領之嶋臺出、御盃事被遊。年寄中・若年寄中於奥御料理之間に而二汁七菜御料理被下、御通ひ御大小將・新番、御前は被召出御盃被下。左衛門・壹岐は奉返盃、勘解由・十六郎・與三兵衛は御盃被下、御肴も被下。寶生嘉内小謠。且於御前御時服五つ宛、臺居左衛門・壹岐は被下之。其外御小袖・白銀夫々に被下之。年寄中於席も夫々に被下之。將又大御料理上之間に而、人持・諸頭一番座二番座と分れ、二汁五菜之御料理、通ひ御大小將・新番に而被下之。御酒二篇、畢而土器出。勘解由罷出、何も祝候而御酒給候様に被仰出之旨演述。土器巡候内役者中罷出小謠、畢而御拜領之御菓子爲持、鹽川安左衛門罷出、何茂は被下候間頂戴可仕旨被仰出之由申述。各頂戴、夫々御茶請・御濃茶被下、各退出。押付又各列居、御大書院之方御唐紙開之、御目見。御近習頭中は於奥御料理二汁五菜之御料理等被下之。右御禮於竹之間奏者番は申述、御帳に付。

同日暮前より左之通御能有之、於舟之間御敷舞臺也。年寄中並御近習之人々拜見。

弓八幡 羽衣 猩々 勝次郎様

十二月廿八日。前田吉徳初めて淺野吉長を訪ふ。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十二年十二月廿八日勝次郎様初而備後守様へ被爲入、是御公界始也。兼而御老中秋元但馬殿へ御伺に而、御指圖有之故と也。從勝次郎様備後守様へ御太刀馬代金一枚、御前様は縮緬五卷・箱肴一種被進也。此外御手土産被進候様にとて、從相公様御香爐被進也。勝次郎様御心ひとつにて、御用意の御土産御用意之由。相公様御城より直に備後守様へ被爲入。御同道にて自證院様被爲入、從勝次郎様自證院様へ縮緬五卷・箱肴一種被進也。御雜煮御吸物に而御盃有。從自證院様勝次郎様へ被爲進物、奥嶋二端・箱肴、外に口張子の内に御鼻紙袋・金具銀御紋。備後守様へ御歸、以御使者被爲進。備後守様に而御盃事御奥に而有之故、御道具被進時分少の内御表へ御出。御熨斗出、信國小鏝かゝり代金三百五十貫・御小脇指横山左衛門殿持出被進。從自證院様御供菊池十六郎へ、爲御祝時服二被下。從青山御前様御供菊池十六郎へ縮緬三卷、中村市郎左衛門・駒井與兵衛さあや三卷宛、庄田權之助・富田甚五右衛門へ御國染二端充被下也。

備後守は淺野吉長

自證院は前田利常の女昌院なるべし

元祿十三年

正月六日。茶白山崩壞の爲に死者を出せるもの等救助を求む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、今般山ぬけ申に付、私共妻子等土下罷成果申候。並家諸道具共に土下に罷成迷惑仕申候。就夫借家等も仕度奉存候へ共、鍋釜諸道具等無御座候に付、一夜宛近付一門の方に而明申候。然ども只今ひしと仕可申様無御座、渴命におよび申候間、御慈悲を以御たすけ被爲遊被下候者、難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年正月六日

淺野川鍋屋地町

かぢや 安兵衛 小松屋 小兵衛  
ひだや 市兵衛 北市屋 善右衛門

町御奉行所

右人々書付出し申に付上申候。土下之惣家數八軒御座候處、二軒は斷絶仕、二軒は少々勝手取續可申者に御座候間指除申候。殘る四軒之者共、右御款申上候通、何共可仕様無御座候に

相見申候、以上。

肝煎 傳右衛門

〔前田貞親手記〕

今般崩山土下に成申家數並人數之覺

- 一、一軒 北市屋善右衛門<sup>四十</sup> 同人妻女<sup>三十</sup> 同人娘<sup>四</sup>
  - 一、一軒 小松屋八兵衛<sup>五十</sup> 同人妻女<sup>四十</sup> 同人娘<sup>五</sup>
  - 一、一軒 ひだ屋市兵衛<sup>四十</sup> 同人妻女<sup>三十</sup> 同人娘<sup>四</sup>
  - 一、一軒 鍛冶安兵衛<sup>三十</sup> 同人母<sup>五十</sup>
- ノ十一人、右十一人は御救奉願申人數に御座候。

- 一、一軒 勝手少々取續可申躰之者に御座候。浪人 高野惣兵衛
- 一、一軒 右同斷 田井屋九兵衛
- 一、一軒 斷絶仕申候。 組合頭八右衛門
- 一、一軒 右同斷 越中屋九郎兵衛

ノ右之通に御座候、以上。

正月八日。茶白山崩壞の爲に家屋の移轉を命ぜられたるもの等救助を求

む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、今般茶臼山崩申に付、私共居屋敷御用地に相成、家壞候様被爲仰渡、早速壞申候。私共儀身代輕き者共に御座候へば、宜敷縁者親類等も無御座、近付之方を頼一夜宛明し申候。私共身代不叶者に御座候處に、年罷寄申親共、並妻子等流浪仕、ひしと可仕様無御座、及渴命迷惑至極奉存候。乍恐御慈悲を以被爲聞召上、いか様共取續申様被爲遊被下候はゞ、難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年正月八日

淺野川岡嶋備中殿上ヶ地町

日用取 小右衛門 のと屋 七兵衛 たげ屋 與三兵衛

北市屋 三 助 辻番人 仁左衛門 こん屋 忠兵衛

鍋屋地町

大工富屋 八郎兵衛 古金屋 八齋門後家 新左衛門

越中屋 又兵衛 みの屋 太郎兵衛 大工 新兵衛

寸谷屋 四郎兵衛 きた屋 善助後家 八百屋 治右衛門

首 目正 順 道心坊主 玄 貞

町御奉行所

右人々書付出申に付上之申候、以上。

肝煎 傳右衛門 印

二月二日。茶臼山再び崩壞す。

〔政隣記〕

二月二日未之刻茶臼山再崩、去年より少々雖大、死傷者無之。但都合之處は舊臘之三ヶ一程也。

〔聞書〕

一、同年二月二日茶臼山去年の崩れたる所跡又崩落、新川筋埋め、材木町邊へ又水溢れ行、諸人難儀に及。山の崩れ口は去年より幅廣し、去共崩口土故に重ねうすし。新川除之奉行申も土を打かけらるゝ。去共此度過ち人なし、勿論家損もなし。

〔前田貞親手記〕

一、茶磨崩山下御普請御用に仕候舟廿四艘、二月二日重而山崩土下に成損し候に付、御買上に仕代銀相渡申渡旨、二月廿六日右川掘御奉行八人より出之書付。

二月八日。用水・土橋等營繕の爲に松木の下附を請ふもの、手續を示す。

〔改作所舊記〕

所々用水並土橋等に、前々より松木被下來候へ共、近年諸方より願多罷成候間、彌向後十村、御扶持人能々致吟味、帳面取次可申候。就夫是以後松木願帳面に、前書に而も奥書に而も、何れ之年木數何十本被下候旨書記上可申候。然者前後引合爲御吟味候間、可得其意候。此段御算用場御奉行毎度被仰渡候儀候間、別而向後致會議、至極之儀に候者御斷可申上旨、毛利又太夫様被仰渡候間、其御心得可被成候。爲其如此御座候、以上。

二月八日

御所村 源兵衛

南森下村 太郎兵衛様

二月九日。前田綱紀皇女の降誕を賀する爲使者を發遣す。

〔御年表〕

元祿十三年二月皇女御誕生の御祝儀として、九日御使者足輕頭不破覺丞時喜を京都へ遣さる。

二月。能登奥郡の漁網使用の慣習に就いて上申す。

〔十村勤方類聚〕

覺

- 一、珠洲・鳳至兩御郡浦方にて下し申網之儀、春網は惣而高かり網跡々より無御座候事。
- 一、鮪網之儀、春網よりへたに下し申に付、春網へたはへの用、沖はへのに仕候事。
- 一、鱒網之儀四十ヶ年計以前、高かり網仕來申候。就中網出入御郡に多出來仕候故、自今以後網出入無御座様に爲可仕、貞享二年私共相談所に而詮議仕、網間春網・鮪鱒網共に、上下臺並にして三百尋御座候はゞ、以前より下し來候網より構申旨出入御座候共、網下申様に仕、鱒網之儀は、高かり網百五十尋宛仕様に、定書上置申通、只今以相替儀無御座候。
- 一、新統之儀、本統臺並を立はなれ、沖には一切下不申等之事。
- 一、鶺鴒川村六藏組甲村・沖波村・古君村・鶺鴒川村・七海村・矢波村・波並村・宇出津村、其兵衛組藤波村・宇出津村・松波村、太郎右衛門組羽根村、此村々之儀仕切役場に而右之定無御座候。此外浦方は一切請役に、右定書之通り相守申候事。

元祿十三年二月

八

人

生駒傳助殿

今井源六郎殿

三月六日。犯罪者及び破産者の財産を闕所に附する際前例によりて女子に屬するものを没收せざることを定む。

〔國事雜鈔〕

覺

一、殺害人並分算人諸道具闕所之節、母・妻・女・娘之着類勿論、道具共に向後可被下旨被仰渡候事。

戊十月廿四日

右は今般森下町近江屋與右衛門分算に付、御詮議之上地子方に張紙御座候而、彌右之通被仰付候、以上。

辰三月六日

〔上田舊記〕

百姓頭振闕所仕分之覺

一、百姓分は家農道具は指除、其外闕所仕、拂立銀子闕所所為爲上可申事。

一、百姓せがれ之分は、其身道具之分は撰立致闕所、賣立是又上可申事。但近年此通相極候事。

戊年は元祿  
七年なるべし

一、頭振家之儀は村々に相渡、其外之道具等拂立銀子指上可申候事。  
右之様子公事場に罷出候役人衆は、元祿十三年相尋、如斯之格に付記置。  
三月十一日。茶白山崩壞の爲に閉塞せる淺野川の疏通工事成る。

〔政隣記〕

三月十二日崩山新川掘御普請出來之由、昨十一日奉行中より相達に付、今日晝御月番前田對馬殿爲巡見御出に付、御横目中也四人罷出。

三月十三日。前田吉徳弓初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

三月十三日於江戸、勝次郎様御弓初、御歳十一、御のしめにて、於長園爐裏間卷藁被爲射、御弓塗込也。吉田左太夫茂清御指南勤之、御時服二被下之、並毛利半平は御國染二反被下之。右兩人並勝次郎様附頭分のしめ着用、相公様御弓初之節は、左太夫親左近御指南申上、其御例也。右御射初過、同所に而御のし出、御手自左太夫は被下之。夫より表御居間に御着座、御前にも御出座、左太夫御禮被爲請。追付御雜煮出、御吸物与引替、御盃事被遊、御通ひ且頭分も服紗小袖上下着用、御年寄中並御近習頭分御祝御雜煮等頂戴被仰付。御表向に而は奏者番藤田平兵衛・永井織部迄御祝頂戴被仰付。

四月二十日。前田綱紀、徳川家光の五十回忌なるを以て日光に使者を發遣す。

〔御年表〕

四月二十日大猷公五十回忌に付、日光へ御使奥村壹岐・並副使使番林助太夫遣さる。

五月二日。石川郡大野川浚渫に要する土工材料の下附を求む。

〔改作所舊記〕

覺

- |           |        |              |       |
|-----------|--------|--------------|-------|
| 一、四百本     | 杭木     | 一、一萬五千六百五十七枚 | 米明俵   |
| 一、千三百八十九枚 | 菜種明かます | 一、九千六百四十六懸   | 米はづし繩 |
| 一、二百束     | 太繩     | 一、千三百八十八本    | 小唐竹   |
| 一、四百七十五枚  | 筵      |              |       |

右大野川元祿元年湯廻水つかへ、新川並川堰御普請被仰付候へ共、近年又右之通北の方へ大分に川まがり、去暮より當三月迄湯廻水引不申に付、此通に而は湯廻り植付につかへ可申と、百姓共斷申に付、當三月水下自普請を以、跡々之通新川掘、並古川せき仕申候處、湯廻水下

高大分に而、人足多御座候に付、隨分水下人足を以爲相勤可申と奉存、御普請不奉願、自普請に而出來仕、水も引、百姓共勝手能御座候へ共、存之外大分に入用並人足入申候。乍併人足之儀は百姓之手に叶申儀に御座候。買物代銀右之通入申候間、御相談被遊被下候者、百姓共難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年五月二日

九人連名

橋本久太郎殿

國府仙右衛門殿

願之通銀三貫目渡る。

五月十六日。前田吉徳乘馬初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

五月十六日勝次郎様、本郷御露地馬場に而御乗初有之、御馬南部黒、御纏絹川隼之助上之、三返被爲召候。御前にも御馬場の御出、申刻前御乗初相濟。御亭に而御熨斗出、於御次玉井勘解由を以、御目錄御馬奉行井口甚三郎の御帷子三内一單、御馬乗絹川隼之助の御帷子二被下之。畢而甚三郎・隼之助並御馬役中の御祝之雜煮・御酒被下之。其外奥向頭中及表向藤田平兵衛・永井織部にも同様被下之。其外御弓初御規式之節同斷。

但、御馬兩口附之者の金百疋宛被下之。

六月廿七日。十村の管轄する組毎に村々の繪圖を製して之を上らしむ。

〔改作所舊記〕

其方共支配之村々・新村共、不殘一組切に假繪圖相調、早々可指越候。

一、右繪圖に方角を附、山・海・瀉・川・橋等之有所、無相違様に書付、尤河は何方より流、何方へ落申段書記可申事。

一、寺社等有之候はゞ、是以繪圖に記可申候事。

一、村々續有所、能々無相違様に相改、書付可申候事。

一、往還道並村傳之道も相記可申候事。

一、他國の越道等、猶以委細書付可申候事。

一、支配續之十村共と申合、道方角・海川等之有所、無相違様可申談候。畢竟引合間違無之様に可相心得候事。

一、右御繪圖御用に候間、隨分念を入改書出可申候。諸事致隱密、洩不申様に可仕候。尤紙など吟味仕筋に而は無之候間、中折にて相調可指越候。此紙面人々封印に而末々相廻し、落着より此方へ可指越候、以上。

辰六月廿七日

不破平左衛門 判

小塚善左衛門 判

野村五郎兵衛 判

加州組持御扶持人・十村中

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月晦日御暇、爲上使小笠原佐渡守殿御出。

六月。加賀諸郡の十村等秋縮保證の期限を土用入の日に延べんことを請ふ。

〔改作所舊記〕

作毛秋縮遅く罷成候間、時分相考早く罷成候様に可仕旨、最前被仰渡に付、僉議仕、秋之土用入より七日以前を限に而、秋縮十村並御扶持人不殘金澤に揃、御断申上候様仕候はゞ可然旨申上、近年其通相勤申候へば、御見立有之節早く相濟、稻も早く蒔仕廻、百姓勝手にも宜御座候。乍然此儀相極、御見立願多無御座故滯申儀も無御座候へ共、近年様子相考見申候へば、稻善惡は秋之彼岸過ならで見え不申ものに御座候に付、只今迄之極り之日限土用七日以前と

秋縮とは當年の年貢上納を完からしむべきことを保証するをいふ

是月は大盡なり

有之候而は、僉議之日數無御座候に付、不作年などは別而十村共しらべ、御扶持人共見分僉議旁指つかへ、又は龜抹に罷成儀も可有御座与奉存候間、向後は土用に入候日を限に仕、秋縮上申様に被仰付被下候者可然奉存候。此外之儀は、最前此儀に付上置申紙面之通に御座候、以上。

元祿十三年六月

三

郡

御改作御奉行

七月朔日。前田綱紀登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

七月朔日御登城御禮、隨臣横山左衛門・奥村壹岐。

〔徳川實紀〕

七月朔日拜賀例のごとし。松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇賜はるもの三人。

七月十八日。石川郡玉鉾村の佛堂災に罹る。

〔聞書〕

一、同年七月十八日夜亥の刻、犀川下玉鉾之堂常燈より出火、一字炎上、本堂は少々焼候得共、早速取除申事。此玉鉾村之木像五佛、上古泰澄大師御作と云來歴不慥成、所の古き者も

不知由。何れの頃よりか有けん、小さき草堂を立、五佛居置候處、或る寒夜乞食共堂に宿り、佛一鉢打割焼火にし寒を凌げるとかや。其乞食忽目闇み、死申由申傳る也。四鉢今に有之。此佛をめざら佛と號、立願之者めざらを持參懸由。一説には久敷犀川之水中に埋れ有之しを奉取、水にしやれ申により、水じやれ佛共申とかや。往昔加州玉鉾の神社とて大迦藍の地、延喜式神名帳にあり。何の代より如此破壊仕哉覽、今一度再興有度靈尊也。元祿十年の頃かとよ、野町満谷屋何某と申者、不慮之難に逢ひ禁牢したり。彼者母此玉鉾の宮に來て願を懸、我突參る杖刺置、願相叶候はゞ此杖つき候へと念願歸申也。其杖芽を出し枝葉を榮え、彼者も出牢しけると也。此事金澤中隠なく、是より參詣多し。

七月二十日。加賀郡の太郎兵衛塚村を遠塚村と改めしむ。

〔改作所舊記〕

加賀郡太郎兵衛塚村、向後遠塚村と成申候間、遠塚村と書、勿論唱可申旨、七月廿日被仰渡候、以上。

七月廿七日。前田利常の女満姫歿す。

〔前田家譜〕

満姫、元和五年生金澤、寛永十二年九月二十日嫁安藝國主淺野安藝守光辰、元祿十三年七月



廿七日歿、享年八十二歳、號自昌院。

八月十四日。捨子を禁ずる幕府の前令を勵行すべきことを領内に傳へしむ。

〔岡部氏御用留〕

覺

一、捨子之儀御制禁に候。依之最前も申渡、養育成がたきにおゐては、奉公人は其主人、御料は御代官、私領は其村之名主・五人組、町方は其所之名主・五人組に其品申出之、於其所養育可仕旨相觸候處に、粗捨子いたし候段不届候。若捨子いたし候は可爲曲事候。彌捨子不仕候様に急度可被申付候、以上。

辰七月 日

安藤筑後守殿へ聞番御招、捨子之儀に付而御書出御渡候。右之趣達御聽、可相觸旨横山左衛門・奥村壹岐より申來候。則御書出之寫相越候條、被得其意、支配所之者共末々迄嚴重被申渡、御請可被上之候、已上。

庚辰八月十四日

本多安房守  
長 大隅守

本文は幕府の令なり

今井源六郎殿

生駒傳助殿

八月十五日。能美郡河原山村の百姓等、幕府領二口村との爭議沿革に關して上申す。

〔加越能御繪圖覺書〕

御尋に付而申上候。

二口村与河原山さかひ、先年よりこみぞ・さるなべのかべ与申所に而、其より北まくら尾の間、先年河原山村に作り仕候處に、さるなべの近所、うとひらと申所なき島に仕候得者、其所を二口村分之由申、又候哉其外之作りもきりあらし、出入仕懸申候。然所に牛首村藤兵衛、佛師ヶ野村迄參り、右うとひらを中分にあつかひ申所、むかしより之さかひを違申事成間敷と、河原山村に申、相濟不申由。則うとひらあらそひ申は、只今是へ參候左礫村慶心十三の歳に而、只今七十六歳に罷成申候に付、六十四年先に御座候御事。

一、右あつかひ承引不仕候得ば、藤兵衛罷歸り、二口村之者並島村半右衛門杯談合いたし、惣山へ懸り候得とて、其明年三月朔日に、二口村之者共山に登り、河原山之うへまで參り、てつぼうを打、大きにこゑをあげ申に付而、河原山村に茂俄に人數をそろへ、山に登り、お

二口河原山  
の山論は慶  
長十三年の  
事なり

りのみねと申所に而た、かひ、二口村之者之くび二つ取、其外三人死、~~べ~~五人二口村に死申候。河原山村にもくび一つとられ、在所へ歸り二人死、~~べ~~三人死申候。其外二三人宛手をおひ申者御座候。此年六十三年に成申候御事。

一、此儀御公儀様申上候所、たとへ如何様之儀有之とて、案内も不申上他領之者之ケ様之儀仕候。御しつけのためとて、山に而手をおひ申者二人籠へ御入、七年御置被爲成候。其後山に手入間敷子被仰付、今以耕作をも不仕候。右山に而うご・わらび・くすねのやう成ものは、二口村・河原山村・左礫村よりも取申候御事。

一、二口村之在所、先年あしが谷と申所之近所に御座候与申上る由に御座候。其は河原山村との山境こみぞ・さるなべのかべよりはるか南に而、則其所を島又はほえ木伐り、二口村之持分に而裁許仕申候。あしが谷と申は、繪圖に仕上申川之名に而御座候御事。

一、大みぞ・こみぞと申間の山、佛師ヶ野村に支配仕申候。此一村の山、おしこへ・まくらを迄二口村分と申は、申度まゝの事に而御座候御事。

一、大みぞ・小みぞ・南山・おり・長尾・横谷と申迄、嶺つゞきに御座候。扱は横谷に小山一つ御座候に付、此所を以まくら尾と申つたへ候御事。

一、上り立と申山は、左礫山に而、まくら尾とは谷をへだて、半道餘も間御座候御事。

兩用は兩様

右之山出入仕以後、十年計も二口村に支配仕る由申上る由御座候。其儀者偽に而御座候、二口村より請申とて、一年島村之者後山へ參り、南山と申所をなぎ島に仕候へ共、河原山よりおひはらひ、作りいたさせ不申、すみがまも二口村より、さるなべかべの下に參りうち申候へ共、是もあけさせ申候。右兩用年數は失念仕候御事。

寛文十年八月十五日

川原山村 肝煎 藤右衛門

同 庄三郎

組合頭 甚兵衛

長百姓 五郎右衛門

惣百姓 五十一人

左礫村 慶心

〔加越能御繪圖覺書〕

覺

一、先年後山に作り仕、則木村主計様・大橋九郎兵衛様・石川茂兵衛様御檢地に而、後山之分百石餘之御高に成申候由。然所に二口村之山境之近所うごひらと申所を、川原村長兵衛・藤左

衛門・惣右衛門・三郎右衛門と申者、なぎ島に仕候得者、其所を二口村之山と申、川原山村の立毛二口村より伐あらし申所、牛首村藤兵衛佛師ケ野村迄参り、右うとひらを中分にいたし濟し可申とあつかひ被申候へば、先年より之境を違申事難成と、河原山村之者申に付而、相渡不申候へば、左候者惣山へ懸り、三つ屋野村之境まくら尾より二口村の山と申候へとて、島村半右衛門と申者おしへ申と沙汰御座候。其明る年三月朔日、二口村之者右山へ参り、河原山之うへにて鐵砲をならし、大きにこゑをあげ、扱は河原山にも山へ登り可申とて、俄に人数をそろへ、手分いたし山へ登り、たゝかひ、二口村新四郎・四郎五郎くび取、其外二人山に而死、又一人は在所へ歸死、ノ五人二口村に死申候。川原山村にも岩と申者のくび、二口村へとられ、又在所へ歸り兵衛・甚四郎と申者、ノ三人死申候。此外二口村にも、川原山村にも、ノ二三人手おひ申者御座候。二口村之鐵炮一挺・刀一腰・鎗、川原山村へ取参り候。川原山のはとられ不申候。

一、山に而手をおひ申三郎四郎・甚四郎二人、其砌籠へ御入被成。然處に横山山城様尾添村湯へ御入被成、川原山村之むかひに而、佐良村九兵衛・吉野村彌兵衛出入山之様子御尋被爲成候處に、委細申上候へば、一村間をおき、三つ屋野村之うへまで二口村分之由申は、大領之様に御意被成候由。扱御歸被成籠舍御免、七年目に御出し被成候与申候。

大領は横領

法政本のま

一、右後山たがひに手入仕間敷与被爲仰付候に付而、其後川原山百姓中申は、後山作場へり申に付而何共めいわく仕候間、御高をも御へらし被下候様御斷申上候由に候へ共、其かへこして高をへし候へば、以後あしき事候間、夫銀法政御免可被爲成とて、御老中様御判形に而御墨付被下、其後御成替御書頂戴仕申候。

寛文十年八月

川原山村 肝煎 藤右衛門  
同 庄三郎  
同 組合頭 甚兵衛

八月廿一日。加賀郡を河北郡、能登郡を鹿島郡と改めしむ。

〔岡部氏御用留〕

唯今迄加賀郡 河北郡  
唯今迄能登郡 鹿嶋郡

右今般被仰渡、向後加賀郡は河北郡、能登郡は鹿嶋郡与萬事書出申筈に候間、可得其意候、以上。

辰八月廿一日

改作奉行

御領國中十村・御扶持人御代官中

加賀藩史料 第五編 元祿十三年

〔能州郡方舊記〕

元祿十三年八月廿一日より能登郡を鹿嶋郡と御改有之。但本名能登郡に而、永祿八年鹿嶋郡に改、寛文十一年能登郡に復候所、元祿十三年本文之通鹿嶋郡に相成候事。

九月四日。前田綱紀江戸を發し歸國の途に就く。

〔御年表〕

九月四日江戸御發駕、十五日御歸國。御禮の使者伴八矢を江戸に遣さる。

十月七日。馬廻組の士岡谷甚左衛門等拘置せられ、後死に處せらる。

〔政隣記〕

十月七日御馬廻頭篠原頼母宅に、同頭不破平左衛門・御横目兩人・御歩横目兩人相詰、左之通申渡。甚左衛門八百石、御馬廻組、年七十二也。

篠原市正の御預

岡谷甚左衛門

松平治部の御預

嫡 十郎左衛門

伴八矢の御預

次男 七左衛門

右は甚左衛門御大小將樋口久太夫就病氣、御國の之御暇願歸、於江戸病中に末期養子池田伴右衛門二男權三郎を願、遺書久太夫頭見届置之。然に十郎左衛門儀、爲久太夫看病發出之

處、久太夫於東岩瀨病死に付、久太夫家來阿形紋右衛門と密計、遺書調替之、弟以七左衛門を末期養子とす。此惡事露顯、右之通被仰付置、翌年二月十九日御預人宅に、公事場奉行並御横目兩人罷越途吟味、同廿六日於公事場吟味、御横目兩人出座。同年八月六日十郎左衛門刎首、甚左衛門・七左衛門は切腹被仰付、紋右衛門斬罪也。

十月八日。此の頃乞食増加せしを以てその本居に送還せしめんことを議す。

〔前田貞親手記〕

十月八日

一、今日御算用場奉行三人並に加藤十左衛門罷出、先日十左衛門申聞、近年金澤廻り乞食多き儀僉議有之、畢竟末々迄體に宜可有之と申所は不相知候へ共、先向後は加州・能州・越州之者ども十左衛門手合にて承分、一郡切に相返し候はゞ、一往は減申儀可有之候。先其通仕可然哉之旨に相極。其趣則十左衛門方より致言上等に相究事。

十一月八日。石川郡松任町奉行の沿革に就いて上申す。

〔袖裏雜記〕

一、松任町御奉行、寛永十四年頃より日比五郎左衛門殿御勤、則松任に居住被成候。御勤之年數覺申者無御座候。

一、右爲御代、山口次郎左衛門殿・松崎左兵衛殿被仰付候。御勤之年數覺申者無御座候。

一、右次郎左衛門殿・左兵衛殿爲御代、同所御代官共に細井彌左衛門殿被仰付候。御勤年數覺申者無御座候。

一、右彌左衛門殿爲御代、岡本小左衛門殿被仰付候。町御奉行役迄御勤被成候。御代官者御供田村勘四郎に被仰付候。何茂御勤之年數覺申者無御座候。

一、右小左衛門御指除、同所町支配御代官共に、金澤町淺野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門相勤申候。

一、右次郎兵衛・八左衛門御差除、同所町御奉行御代官□村岡左衛門殿被仰付候て御勤候處に閉門被仰付、當分松任御支配、其御郡御奉行林十左衛門殿・橋本治部左衛門殿寛文五年より被仰付、夫より御郡附に罷成申候。

右御尋に付書上申候。日比五郎左衛門殿より以前之御奉行、並其後段々御郡御奉行方年數之儀、古き者にも相尋候へども、委細覺申者無御座候、以上。

元祿十三年十一月八日

松任町肝煎 三郎 右衛門

同所地方肝煎 藤 右 衛 門

同所町年寄 油屋 太郎兵衛

同 斷 笠間屋六郎兵衛

永原 權 丞殿

長瀬 湍 兵衛殿

十一月十日。能美郡木滑關所に關する沿革を上申す。

〔袖裏雜記〕

木滑御關所、先年者吉野村領に御座候處、何頃より吉野村領に御關所被仰付候哉、年號等覺申者無御座候。御奉行者前田平左衛門殿、正保元年より寛文元年迄御勤被成候。右御關所寛文元年に木滑村へ被遣候。平左衛門殿先者御奉行無之旨及承申候。

一、寛文八年より同九年迄、北村八兵衛殿御勤被成候。

一、寛文十年より延寶六年迄、富永傳左衛門殿御勤被成候。

一、延寶二年より以來一ヶ年代り御勤被成候。

右之通書上申候、以上。

吉野村 甚 七

元祿十三年十一月十日

永原 權 丞殿

長瀬湍兵衛殿

十一月十二日。河北郡津幡町奉行等の沿革に就いて上申す。

〔國事雜抄〕

就御尋申上候。

一、先年津幡御支配之御奉行青木權右衛門殿、津幡居住被成、御代官共に御勤被成候由、其年號覺申者無御座候。寛永十八年之頃御勤被成候様承申候。津幡に御藏御座候而、御收納米御納被成候。權右衛門殿より前々も、津幡に御支配之御奉行御座候由候へども、覺申者無御座候。

一、寛永十八年之頃より、權右衛門殿御代り石野五兵衛殿、承應二年迄御勤被成候。權右衛門門同事に御代官共に御勤之由に御座候。津幡に五兵衛殿旅屋有之、折々津幡に御越御勤被成候。

一、承應二年より御郡附に罷成申候。其時分御郡奉行覺申者無御座候。

一、津幡宿に成申年號覺申者無御座候。

同事は同時

一、瑞龍院様御代慶長四年に津幡村・庄村・清水村・加賀爪村此四町、市日御定之御印被成下候。其後慶長十六年に、右御印之通微妙院様御印被成下候。右就御尋書上申候、以上。

元祿十三年十一月十二日

津幡肝煎 安 兵 衛

同 斷 三郎兵衛

同 斷 源右衛門

同 斷 三郎右衛門

永原 權 丞殿

長瀬湍兵衛殿

右御尋之趣、古き者共委細相尋、肝煎共書上申候付、奥書仕上之申候、以上。

津幡村 庄右衛門

能勢村 彌右衛門

十一月十二日。能美郡河原山關所・阿手關所及び別宮奉行に關する沿革を上申す。

〔袖裏雜記〕

加賀藩史料 第五編 元祿十三年

一、川原山御關所、先年者下吉谷村御座候。何頃より下吉谷村に御關所被仰付候哉、年號等覺申者無御座候。御奉行者原與三右衛門殿、則下吉谷村に御引越、正保四年より寛文三年迄御勤被成候。右御關所寛文二年に川原山に被遣候付、與三右衛門殿も河原山に御引越御勤被成候。與三右衛門殿より先には、御奉行無之旨及承申候。阿手村御關所も、正保四年より寛文六年迄原與三右衛門殿御支配被成候。與三右衛門殿より前、阿手御關所にも御奉行無之旨及承申候。寛文七年より阿手村御關所者、別宮御奉行長瀬孫之丞殿御支配被仰付候。

一、原與三右衛門殿御代り河原山御關所御奉行、寛文七年より同九年迄加藤六兵衛殿御勤被成候。

一、加藤六兵衛殿御代り、寛文十年より同十二年迄宇野五左衛門殿御勤被成候。

一、宇野五左衛門殿御代り、延寶四年より同六年迄中村次郎兵衛殿御勤被成候。

一、延寶七年より以來一ケ年代りに御勤被成候。

一、別宮御奉行前田故刑部殿、寛永十五年に御越、同二十年迄御勤、正保元年より寛文二年迄御子息刑部殿御勤被成候。故刑部殿先には別宮に御奉行無之旨及承申候。

一、同所御奉行、寛文三年より同五年まで千秋彦兵衛殿御勤被成候。

一、同所御奉行、寛文六年より長瀬孫之丞殿御勤、同七年より阿手御關所御支配も被仰付、延寶元年迄御勤被成候。夫より以來別宮之御奉行・阿手御關所御裁許共に御勤被成候。

一、長瀬孫之丞殿御代り、延寶二年より同八年迄多田次郎左衛門殿御勤被成候。

一、多田次郎左衛門殿御代り、天和元年より元祿十年迄本保内藏殿御勤被成候。

一、本保内藏殿御代り、元祿十一年より當年迄伊藤勘解由殿御勤被成候。

右河原山・阿手御關所奉行並別宮御奉行御附始りより唯今迄書上之申候、以上。

元祿十三年十一月十二日

能美郡釜清水村 小右衛門 印判

同郡 二曲村 與右衛門 判

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

〔袖裏雜記〕

一、阿手村御關所、萬治三年より寛文六年迄、下吉谷村御關所御奉行原與三右衛門支配仕、御關所御番人則原與三右衛門支配足輕之内、替り〱二人充阿手村御關所に通、一兩年相勤申旨及承申候。

一、寛文元年之頃、阿手村御關所御番所被仰付、其節より足輕五人引越、今以相勤罷在候。

本文は日附を異にするに附載す

一、寛文七年より阿手村御關所、別宮御奉行長瀬孫丞支配被仰付、今以段々相勤來申候。右之外前々之儀奉覺者無御座候、以上。

辰十一月十七日

伊藤勘解由

十一月十五日。組外組の士由比滋右衛門窃盜を爲したるを以て殺害を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、野村勘兵衛・平野岡右衛門組、組外由比滋右衛門儀、團貞右衛門之脇指を盜候仕形、亂心之躰に付、御知行指上、一類方に致縮置候様仕度旨一類書付に、御番頭野村勘兵衛等添書付に、見分者亂心之躰に相見え不申旨調出候故、先一類に差預、急度縮仕指置候様對馬申渡、其段達御聽、右書付入御覽候處、亂心決着に候者一門共書付之通、不然者殺害を以御加筆被仰出候故、猶又承届候様御番頭申渡、遂吟味候處、賊之趣申顯候付、彌殺害可被仰付哉。左候は、最前より由比安左衛門宅に縮仕置候間、兩御番頭・御横目並竹田五郎左衛門・伊藤平右衛門内相越、申付候様可有御座哉と伺有之候處、御聞届之旨以御加筆被仰出、其申渡左之通。

以上

由比滋右衛門儀、侍に不似合不届之仕形に付而、殺害被仰付候條、由比安左衛門宅に五郎左

衛門・平右衛門内一人、且又兩御番頭並御横目相越、殺害可被申付候、以上。

十一月十五日

村井出雲

前田備前

奥村壹岐

前田對馬

横山左衛門

竹田五郎左衛門殿

伊藤平右衛門殿

野村勘兵衛殿

平野岡右衛門殿

十一月十九日。能美郡釜清水村の百姓等、河原山・二口兩村の論所に關する下問に答ふ。

〔加越能繪圖覺書〕

覺

御公領十六ヶ村之内二口村寺、御領川原山村先年論所之儀に付、二口村之者書記越申書物等



同時は同事

有之候哉、又者何ぞ慥成品有之候者可申上旨被仰渡、奉畏候。川原山村並右論所境目之村々々相尋詮議仕候へ共、論所之儀に付二口村より之書物、其外證據に罷成可申物無御座候。一、右論所内、二口村・河原山村より道程遠近等、谷之様子、兩村共に同時に相見え申候。在々持山之儀者、他村領へ入組申所々多御座候に付、右論所何方領へ近寄申共難申上御座候。併谷之跡者、御領左礫村之方へ向、谷之水も同村へ流出申候に付、左礫村へ近寄申様にも奉存候。

右之通に御座候、以上。

元祿十三年十一月十九日

能美郡釜清水村 小右衛門 判

同 二曲村 與右衛門 判

野村五郎兵衛殿

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

十一月廿二日。金澤附近の十村等先に諸士の百姓地を賃借するを禁ぜられたるも現に該當者なきことを上申す。

〔國事雜抄〕

金澤廻り百姓地、御侍方下下に而相對を以島下し仕間敷旨、當七月被仰渡候に付、寛文六年八月御觸以來相對に而島地と仕下し申内、御下屋敷續御圍込被成候も御座候。ケ様之類は不及申上、一作島下し仕分も不殘取上、只今寛文六年被仰出以來之相對下し、一作島下し地等迄、御侍方に少も無御座候。彌向後御請込地不及申、一作島下し等茂不仕様に可申付候、以上。

元祿十三年十一月廿二日

上野村・淵上村・御所村等十村連名

御改作御奉行

十一月廿六日。河北郡山上村の頭振に豆腐製造を許し、金澤にて賣捌くことを禁ず。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

私儀頭ふりに而、可仕家職も無御座候間、少々たうふ仕商申度御座候。就夫御郡方者御役銀も上り不申由御座候共、金澤廻りに罷在候に付御斷申上候、以上。

元祿十三年十一月廿四日

山上村頭ふり 六兵衛

御所村 源兵衛殿

加賀藩史料 第五編 元祿十三年

右之通御斷申上候に付、奥書仕上之申候、以上。

御所村 源兵衛

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

右之通書付出申に付、御郡所に而僉議之上承届、尤御郡方に付役銀之儀者赦免。然上者金澤へたうふより賣仕間敷旨、十一月廿六日申渡候。但金澤より買に參申儀は格別、又御郡之内より賣も構なき旨申渡、則縮り御請取立置候事。

〔改作所舊記〕

一、私儀たうふ商賣仕度御座候間、金澤廻に罷在申に付御斷申上候所に、御郡方に付たうふ御役銀之儀者御赦免被爲成、難有忝奉存候。然上者たうふより賣仕儀、御郡之内者格別、金澤町より賣仕間敷旨被仰渡、畏奉存候。若金澤へより賣仕儀、後日被聞召上候はゞ、如何様とも越度可被仰付候。爲其御請上申候、以上。

元祿十三年十一月廿八日

河北郡山上村頭より 六兵衛

右之通御請上げ申に付、奥書仕上之申候、以上。

御所村 源兵衛

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

十二月二日。金澤妙慶寺坂崩壊せしを以て通行を禁ず。

〔改作所舊記〕

犀川妙慶寺坂崩込候に付、寺社御奉行中申談、窺候而垣申付、往來止申候。在々より往來之牛馬、玉泉寺前より野町へ令往來候様、御申付可有之候。勿論野町一丁目往來之道筋有之候へ共、殊之外狭く、牛馬難通に付如此に候、以上。

十二月二日

三輪 七左衛門

湯原 主膳

十二月三日。十村等從來藩より米銀物資を貸與せられたる場合を列擧して諮問に答ふ。

〔改作所舊記〕

御公儀より御借物並被下物

一、御貸米之事

加賀藩史料 第五編 元祿十三年

- 一、定作食米之事。
- 一、御鹽延賣被爲成候事。
- 一、御鹽手米之事。
- 一、大豆を御貸被爲成候事。
- 一、家作銀之事。但宿方並金澤廻り火事に逢申者共へ御貸。
- 一、宿方馬借銀之事。附飼料代御貸被成候事。
- 一、先年在々百姓共持高仕替申度旨申上候へば、馬代銀御貸被成候事。
- 一、濱方獵仕入銀之事。
- 一、在々こえ代銀之事。
- 一、宿方頭振共へ商賣銀御貸被成候事。
- 一、十村共御收納皆濟仕御褒美銀之事、並組合頭拜領錢之事。
- 一、宿方並一ヶ村丸に火事に逢申躰之所御貸米、且又銀子御貸被成候事。
- 一、島方日損仕刻御貸銀之事。
- 一、菜種下直之時分御買上に被成候儀も御座候事。
- 一、かいこ糸下直之時分、銀子御貸可被成旨被仰觸候事も御座候。

- 一、流稻有之時分御貸米之事。
- 一、雪なだれに逢家つふれ申村御貸銀、並飯米・着類被下候事。
- 一、山崩にて家つふれ申所へ家建料銀子御貸之事。
- 一、湯本破損仕刻年季に銀子御貸被成候事。
- 一、火事家有之候へば家材木松木被下候事。
- 一、在々百姓自分橋松木被下候事。
- 一、宿方家作仕度旨申上候へば、松材木被下候事。並十村山廻共同斷。
- 一、先年宿方家並宜仕刻、爲御褒美御米被下候事。
- 一、川除方自普請に仕刻、根苧籠其外材木並くひ木・俵等被下候事。
- 一、用水懸樋等自普請に仕刻、松材木被下候事。

十二月三日

田井村 次郎吉  
 御所村 源兵衛  
 野々市村 少左衛門  
 津幡村 庄右衛門

十二月八日。前田綱紀初て徳川綱吉より寒中見舞の爲に宿繼奉書を受く。

是月は十二

〔御年表〕

是月八日寒中御尋の宿繼奉書始て来る。御禮の御使者、御馬廻頭野村五郎兵衛永重を江戸表へ遣さる。此以後御在國寒中御尋常例となる。

是歳。河北郡の海濱に補植すべき松苗の下附を乞ふ。

〔改作所舊記〕

覺

一、千本 苗松、但四尺より五尺迄

右加賀郡粟ヶ崎より本根布村之間濱通爲砂除、去春御断申上、苗松植申所に、枯松も出来仕、其上風當りつよき所松うすく御座候故、植たし申度所も御座候。右苗被爲懸御意被下候者、水入人足を以只今爲植申度奉存、御断申上候、以上。

忠繩村彌右衛門・南森下村太郎兵衛・南中條・中橋

上野・御所村・津幡村庄右衛門・田井村 八人連名

右之通願申に付、爲植申様に相談仕候間御渡可被成候、以上。

元祿十三年

改作御奉行九人連名

右書付木數之所に御算用場印押来る。

是歳。石川郡大野川の水戸口疏通の方法に關する覺書を作る。

〔改作所舊記〕

以後川除普請仕様覺書

一、大野川先年より北の方へまがり、十一・二ヶ年に一度宛直に川掘不被仰付候へば、湧水引不申に付、先年御歴々御奉行御附被成、石川・加賀郡平夫に而御普請被仰付刻、堰所水戸合不罷成由承候。其後御普請被仰付、古川堰所堰幅程、川の上下に杭木をふり、一へん通りけたゆひ付、其上に中から竹を四分目にゆひあて、双方よりせき詰、真中より水戸合候へ共、荒之時分は難成と申、海のなぎ見つくろひ堰懸候へば、水戸合大形堰そこなひ不申候。大分人足並土俵入申候。

一、大野川まがり申候ひ而水引不申に付、元祿十三年三月十五日水入人足に而川堰仕所に、前方に杭をふり、双方に土俵拵置、水戸合は片方へ寄、下に敷筵等拵せき懸り候得ば、不存寄天氣惡敷罷成、海のた高く成候へば、川の水不申候故、何之手間も不入せき留申候。向後も前方にふり、土俵等詰置、のた高く川の水ながれ不申時分せき候へば、堰そこなひは無之候。併せき留候とてすて置候へば、なぎに成水引申時水はやく成候故、せきすざり下掘れ申に付、堰しづみ申故、何時も新川は當分せばく候故、堰前之川水増申に付、堰の所水こ

のたは波浪

つくい木本の  
のまへは汎

のまへは汎  
濫の意

し切申候。せき留候はゞ、何時も用意土俵二千程仕、双方にしづみ申にしたがひ置候へば、こたへ申候。杭木も双方共に、外の方よりつくい木、けたのつき目く一本宛仕候へば、能々せき置候ひ而も、下掘れ候へば堰くるひ候故、前後共に杭入申事に極申候。

一、右之通にせき立候ひ而も、五日も十日も毎日人足五十程宛指遣、新川當り所々見つくるひ直し不申候へば、新川早速大川に成不申候。

一、新川掘堰能留候ひ而も、新川廣く罷成不申間は、十日・十五日も湧之内へ水増申候。又水増不申候へば、海と湧之水のり無之故、新川に瀬付不申故、掘れ不申候。湧に水はゞみ候へば、新川の水せいつよきゆるゑ、早速川に成申候。右川掘候事、水下高三萬石餘有之、御公儀百姓共に大分損徳有之事に御座候故、大事と存候。川堰は大かた春仕候故、堰仕新川出来いたし候日限相考、荒起等之間に不罷成様相心得第一に候。日限之考無御座候へば、川掘堰所も出来候ひ而も、のまへ水引不申候へ而、不納出来いたし候事有之、能考可申事。

一、土俵用意は、米俵に十分砂詰申俵、一萬七千程入申候。何時も此圖程は入申事。

一、大普請之時分は、右之通相心得可申候。併向後は年々心を付、少宛かるき川除仕候へば、大かたは川まがり申間敷存候。

元祿十三年

是歳。領内の聚落にして町と稱するものを調査す。

〔改作方雜留〕

御郡之内に而町与相調候所々

志雄町	羽咋郡	河合町	鳳至郡	中居兩町	鳳至郡
宇出津町	鳳至郡	飯田町	珠洲郡	正院町	珠洲郡
滑川町	新川郡	魚津町	新川郡	泊町	新川郡
氷見町	射水郡	守山町	射水郡	杉木新町	礪波郡
津澤町	礪波郡	今石動町	礪波郡		

べ十四ヶ所

外に大聖寺町 江沼郡

右元祿十三年相調。

追加、宮腰・本吉などは町とも村ともなく、宮腰・本吉と調也。本吉は他所よりの紙面には町と調る由也。井波などは百姓方にては村、商賣方にては町と調ると云。畢竟町と調るは改作方の手をのくやうなるにより、町と調る意味あり。こゝを心得べし。

此調査に金  
澤と小松を  
加へざるは  
加下なれば  
なるべし

元祿十四年

正月二十日。大聖寺侯前田利直の使者金澤に來りて銀札發行の意あるを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

生駒監物私宅へ罷越申聞候者、飛驒守様次第に御勝手御不如意に御座候。御借銀之儀は、於京都町人肝煎申もの有之、御登米を以指引仕候。然共御領分打續不作に付而、御登米高茂減候故、御肝煎申候儀及斷申候。就夫右肝煎申候もの申候は、御領分札遣に被仰付候者、御肝煎可申旨申候。此段飛驒守様の申上候處、脇々御聞合被成候得者、姫路・白川・村上並御仲間にては松平伊賀守殿御領分、且又肥後守様御領分も近き頃は札遣之由に御座候。仍之又御聞合被成候處札遣に罷成候時者、御用御頼之御方まで御斷、其上にて被仰付由に候。其趣當十五日過、御使者東野瀨兵衛を以、私共まで被仰越、相公様達御聽候様被成候而、御意次第可被及御沙汰由御座候。

正月朔日

奥村 壹岐

東野瀨兵衛正月廿日御使者の御口上も留あり。右同趣故略之。其末に仰出之御書左之通。右之通御申付、以後迄勝手御取續候者一段之儀、早速御兩方へ御内談尤候。若又當年迄に而、

一兩年以後より又々手づかへも可有之候者、何とぞ外に御勘辨可有之事候間、能々僉議御申付可然存候。其共に向御了簡無之候ば、御思案次第に先此通可言達由相合可被申候。

一、當年相滞に入用高何程計にて可有之哉。

一、諸事可成程被指詰候者、當年は何程計銀高出可申哉。

一、借銀方當年之利分何程之高に而有之候哉。

右三ヶ條之品承度事に候、以上。

巳正月廿六日

正月廿一日。越後・信濃より越中新川郡小川温泉に入湯するもの、通關手續を質す。

〔袖裏雜記〕

越後・信濃より新川郡小川わ入湯仕男女通申節、或境町百姓、或境足輕等之請合を御關所わ出し往來仕候。此儀書出にも無御座候。先規より右之通御座候へ共、他國者御番之足輕等請合申儀、難心得奉存に付奉窺候。此儀右之通仕置可申哉御事。勿論入湯之節御關所通り罷越申者之儀に御座候へば、指而無心許儀は無御座候得共、御番人之内より請合申儀難心得奉存候故奉窺候。向後は肴等商賣に參候者之格儀に順、上湯之節小川湯肝煎方より、幾廻り入湯仕

り、只今上湯仕候旨切手を取、往來爲仕候様に可仕哉。肴等調に罷越候者は、宿主の切手に而跡々より往來仕候。此段御書出に御座候、以上。

正月廿一日

津田太郎右衛門

付札。此儀向後は肴等商賣に相越候者之通、小川湯肝煎方より切手往來爲仕候様に可被致哉之儀、可爲紙面之通候。

正月廿三日。本年より御先手物頭をして喧嘩追掛者役を兼ねしむ。

〔政隣記〕

正月廿三日左之通森半左衛門に被仰渡。

喧嘩追掛者役、先年者松浦仁右衛門守成・坂井與右衛門直往勤之。然處今年より御先手物頭中兩人宛、一年代に可相勤旨被仰出。交替之節、其度々月番年寄中の案内可有之由被仰渡。

正月廿四日。本年徳川綱吉加賀藩の江戸邸に臨むべきを以てその費用に充つべき銀子調達を命ず。

〔改作所舊記〕

猶以指上可申銀高御開届、早速御申渡可有之候、以上。

是月は大盡なり

當年御成之被仰渡御座候に付、御入用銀多入可申候。就夫各御支配中、今般之儀に候間、隨分情を被出、御かり銀指上候様可被申渡旨、御年寄衆も御申候間、左様に御心得可有之候。御返濟之品は、銀子上申以上相極り可申候。大切成御用之事に候間、御油斷有之間敷候、以上。

正月廿四日

御算用場

右御算用場紙面寫遣候條、得其意、今般之御入用之儀に候得ば、大切成事に候條、得其意、與下之者共々委細爲申聞、御用に相立候様に可仕候。具に御扶持人十村共々口上に而可申渡候、以上。

永原權丞

長瀬湍兵衛

河北・石川・能美郡十村中

正月晦日。十村等作毛に關し臨檢を乞ふ場合には自今秋土用入の日に届出づること定めんと請願す。

〔改作所舊記〕

近年悪作之時分御見立乞相延如何に候間、向後御見立願申候者、隨分日數指詰可申旨被仰渡に付、毎歲秋土用七日以前を限、御見立願申組々十村並御扶持人、不殘金澤に揃申様に定置、

翌日一統御算用場の罷出、夫々可申上旨最前申上置候處に、御見立有之刻、十村共僉議仕日數より段々御斷申上候迄日限之儀、一兩年御郡により少々御見立村御座候而、様子相考見申候へば、最前申上候通に而は、何共日數つまり、御見立村多有之時は、十村共しらべ、御扶持人共吟味方に手據、畢竟内見立罷抹に罷成可申上奉存候。去共日數多指延申候而は遅く罷成、百姓も勝手不宜候間、向後は秋土用入之日、秋縮御請並御見立願等申上候様仕度奉存候。此外委細之儀は、最前申上候通御座候。不及申上候へ共、作毛宜年は十村共働次第、早速秋縮御請取揃、右日限にかゝわり不申、前廉追々御請上申様に可仕候、以上。

元祿十四年正月晦日

十村・御扶持人

右紙面御奉行衆にも懸御目申候、考之通今年より可相心得候、以上。

巳二月四日

改作奉行

二月二日。十村等に諮問せられたる加賀四郡中央の地點に就いて意見を上申す。

〔溫故集錄〕

加賀國四郡之中央之地御尋

覺

一、加州四郡之真中之村は、石川郡堂村と相考申候。

一、越前境より能州境海邊之真中は、石川郡石立村と奉存候。堂村より石立村は西の方に當り申候。

一、堂村より海邊能州境河北郡高松村は北之方に當り申候。

一、堂村より海邊越前境江沼郡吉崎村は南寄西之方に當り申候。

右相考書上申候、以上。

巳二月二日

能美郡二曲村 與右衛門

同 波佐谷村 清右衛門

同 澤 村 源右衛門

石川郡田井村 次郎吉

同 野々市村 少左衛門

河北郡御所村 源兵衛

二月廿二日。河北郡濱海の諸村砂防の爲に苗松の下附を申請す。

〔改作所舊記〕

覺



一、千木 苗松、長二尺より一尺迄。

右河北郡能瀬村彌右衛門組並高松村平兵衛組、宇野氣新村領より森村・鉢伏新村・宇野氣村・鉢伏村・横山村・高松村領迄、近年濱砂吹寄、田地大分砂入罷成、百姓中迷惑仕候に付、田地爲砂除植申度奉存候間、右苗松被爲懸御意可被下候。植申儀は水下人足を以爲植可申候。爲其御斷申上候、以上。

元祿十四年二月廿二日

能瀬・高松・津幡・田井・御所村

御改作御奉行

右之願同廿四日聞届時明候由留帳にあり。

三月四日。再び將軍臨邸の準備に要する銀子調達を命ず。

〔改作所舊記〕

江戸御成御入用御かり銀之儀先頃申入候處、御支配之分は情を出銀高も指上申候へ共、又一昨日江戸より申來候。今般御入用手據申候、就其重而御領國中に被仰渡候間、各御支配之儀茂、末々者共にも御申渡、何とぞ少々宛に而も重而指上候様可有之候。急御用に候間、早速指上候様に可有之候、以上。

三月四日

御算用場

右御算用場紙面寫遣候間、委曲可得其意候。先頃之御かり銀之儀、何も情を出爲上候得共、重而御入用御差つかへと有之候儀、大切成事に候間、末々之者共迄此段具に申聞、少々宛に而も何とぞ御用に相立候様に了簡可仕候、以上。

永原 權 丞

長瀬 湍 兵衛

能美・石川・河北郡・松任

三月十三日。先代の藩侯より與へられたる感狀の提出を命ず。

〔袖裏雜記〕

家中侍中に此方先祖より之感狀所持候歟、又は加増判物に働之儀被感候文言加り申候證文所持候は、見申度候。本紙斷絶候は、寫に而も一覽可申候。此段年寄中に茂可有示談候、以上。

三月十三日

御先祖様御感狀等夫々頭共々申聞、今般取集別紙目錄之通上之申候。此外追而指出候者御座候者重而上之申候、以上。

五月廿一日

三月十六日。前田綱紀先にもその女節姫の出産せるを祝し能を演ぜしむ。

〔御年表〕

元祿十四年三月十六日去々年節姫君御婚禮、去年御安産等の御祝儀として、御城に於て御能仰付らる、御馬組使役以上見物、御料理被下之。

三月廿二日。能美郡阿手村の百姓等、幕府領小原村の民がその地を侵害したる次第を上申す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、當二月中旬時分御公領小原村より申越候者、爰元より繪圖調差上候様にと被仰渡候に付、太閤様圖帳之通書上候旨申越候に付、太閤様圖帳と申儀如何様之わけに候哉不存儀に候へば、此方より何共可申様無之と返事仕申候。

一、當月十九日に阿手村之百姓人々持分御境目御田島荒起仕に、女共四・五人罷越居申所、御境目打越阿手村領、小原村より大概男女百五・六十人計入込、右女共を追拂、同日阿手村之御田島小原村之者共荒起仕、夫より阿手村之持山の登り、阿手村より御領分尾小屋村之者共へ下し申山に、同村之者六人すみやき罷在申所に、是も追拂、向後此山へ手入仕間敷候。其上何方より御尋之儀有之候共、尾小屋村之者阿手村之山を請支配仕申間敷と、小原村

之百姓共申由尾小屋村之者申候。

一、右之通に御座候付、當月十九日之曉阿手村肝煎組合頭方より、同村おこな百姓久兵衛・傳右衛門与申者小原村の遣申候。今日其村之衆大勢被參、古來より阿手村領にて支配仕來る田島荒起仕被申儀、何方よりか被仰渡を以ケ様に被仕候哉、如何難心得存候と小原村へ申遣候處に、返事に申越候は、何方よりも被仰渡之儀無之、先規太閤様圖帳之内に有之儀に付、今般之繪圖にも書上申候間、向後うすの目之尾より、はちがくぼ之みわを限、小原村より支配仕申候間、阿手村より手入仕間敷旨申候。はちがくぼと申山之名は、阿手村には不申候。阿手村にてはひなくぼと古來より申來候。

一、先規より御境筋、平地に者小石を寄埋み有之由承傳申候。然共御境目大事之品に御座候故、見届申儀は無御座候。

一、七十二・三ヶ年以前にも只今申懸候通、田島山共に取可申与大りやう成申懸候付、色々詮議之上、御公領知十六ヶ村裁許人衆方へ御斷可申上とて、阿手村之者共罷出候處、小原村に而押留、色々詮言仕申に付、阿手村之者共かんにん仕、古來之通今以阿手村之者共支配仕來申候。

一、阿手村田地人々小わけ、七十五・六年前仕申候。其節より今般小原村より荒起仕田島、

阿手村之者共小わけ仕、今以支配仕來申候。

一、右場所繪圖上之申候、以上。

元祿十四年三月廿二日

能美郡阿手村肝煎 作 兵 衛

同村 組 合 頭 長 右 衛 門

次郎左衛門

次 兵 衛

右指上申候、以上。

二曲村 與 右 衛 門

永 原 權 丞 殿

長 瀬 湍 兵 衛 殿

四月廿三日。能美郡阿手村の民、幕府領小原村の民と和解す。

〔袖裏雜記〕

能美郡阿手村百姓共、先年より作來候田島へ、御公領小原村より歛入仕に付、阿手村百姓共  
手前吟味仕、歛入之地見分、並小原村百姓口上も承届申候様被仰渡、今月十六日私共阿手村  
に罷越吟味仕、今廿四日罷歸申候。

一、阿手村百姓共手前吟味仕候處、今般小原村より歛入仕候田島・山共に、古來より阿手村之  
領に紛無御座候。小原村之領与申儀傳承無御座候由申候。則書付一通上之申候。

一、當三月十九日阿手村島所、同村之女四・五人罷越候處、小原村より男女百五・六十人程  
罷越、右之者共追拂申候旨、三月廿二日於御算用場、肝煎・組合頭書付仕候。今般彌吟味仕  
候處、阿手村百姓甚右衛門と申者与、下女一人島打罷在候所、小原村之者共二・三十人罷越、  
此所是以後小原村之地与と申に付、罷歸候旨申候。右女之外に阿手村百姓甚三郎・同所平兵衛  
下人さほと申者、島打並抄伐に罷越候處、右女小原村之者共申候趣爲申聞候付、半途より甚  
三郎・さは罷歸候由申候。右之通に御座候へば、其節追拂申にては無御座様に奉存候。則人々  
口上書三通上之申候。

一、右同日阿手村之者共山より罷歸、肝煎・組合頭方へ右之趣相斷申に付、同村角兵衛と申者  
見分に遣申候處、大概男女百五・六十人程罷越、阿手村之田島荒起仕旨申に付、今般彌相尋申  
候處、右之趣相違無御座由申候。則口書一通上之申候。

一、阿手村領山之内、先年より尾小屋村百姓一作請山に仕、鍛冶炭燒申候。當三月十九日御  
公領小原村百姓之内七・八人罷越、向後此山小原村より支配仕由申に付、山より罷歸申、同月  
廿八日於御算用場書付仕通、相違無御座候。則口書一通上之申候。

一、當廿一日吉野甚七召寄、小原村庄屋甚右衛門・嶋村庄屋八左衛門方、阿手村迄罷越候様申遣候所、相心得申由に而、翌廿二日嶋村庄屋八左衛門、並小原村甚右衛門老躰に付せがれ治太夫、右兩人阿手村に罷越候付、口上承届別紙に相調上之申候。

一、嶋村庄屋八左衛門私共の申候。小原村百姓中至極仕候所、四・五人不同心之者御座候。右田の召連不届之儀申立、急度迷惑被仰付候様に仕度候間、私共暫相待候様申に付、其儀は勝手次第、此方逗留難成由申候處、小原村に罷歸、翌廿三日早朝嶋村庄屋八左衛門、小原村庄屋甚右衛門せがれ治太夫、阿手村に罷越、十村共を以私共迄詔言仕候付、先達而各に窺置候通、右兩人旅宿の召寄、誤書付仕候様再三申候得共、其段は用捨仕候様達而及斷候故、兩方書付取替申様に召連候十村共に申付、則書付爲致候。小原村庄屋甚右衛門書付、並阿手村肝煎方より書付遣候寫共に上之申候。

以上

巳四月廿四日

長瀬湍兵衛 判

堀 孫左衛門 同

横山左衛門殿

村井出雲殿

前田 對馬殿

前田 備前殿

奥村 壹岐殿

私共在所若き者共、當三月十九日に与風、阿手村領田畠小原村領之由申候而荒起仕儀、年寄申者共は不奉存候。只今より先規之通田畠共阿手村に相返し申候間、向後申分無御座候。爲其如斯に御座候、以上。

元祿十四年四月廿三日

小原村庄屋 甚右衛門 判

阿手村肝煎 作兵衛殿

百姓 中

小原村之者共、當三月十九日に阿手村田畠に罷越、あらおこし仕に付、私共方より手先相斷申候處に、今般先規之通田畠共阿手村に相返被申候付、今日より請取支配仕申候。然上は向後互に申分無御座候。爲其如此御座候、以上。

元祿十四年四月廿三日

阿手村肝煎 作兵衛

小原村庄屋 甚右衛門殿

百姓 中

五月八日。河北郡御所村の狼を退治せしむる爲人を派遣す。

〔改作所舊記〕

覺

一、二夕四分

御兩人分宿賃銀但御一人に付一夜二分宛、但五月八日より同十三日夜迄。

右當所狼打爲御用御泊り被成候宿賃銀、慥に請取申候。此外御買懸り等も無御座候。勿論押買も不被罷成候。道具等も相違無御座候。爲其如此御座候、以上。

巳五月十四日

河北郡御所村肝煎宿 宗兵衛

岡本七郎左衛門殿

高桑甚助殿

右宿賃銀、御宿宗兵衛請取申所相違無御座候、以上。

御所村 源兵衛

五月廿七日。白山權現遷宮の爲高野山南院將に下國せんとするを以て傳馬を發すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

本文は幕府より與へたるものなり

御朱印

人足六人・馬二疋、從京都加賀國白山寺迄上下可出之候。是は北國白山權現就遷宮、從高野山南院被下候節被下候者也。

元祿十四年巳五月廿七日

傳馬 宿中

〔改作所舊記〕

休泊り之覺

五月廿八日

一、草津 休

一、武佐 泊り

廿九日

一、鳥本 休

一、木の本 泊り

晦日

一、中河内 休

一、今庄 泊り

六月朔日

一、府中 休

一、福井 泊り

六月二日

一、大聖寺 休

一、小松 泊り

三日

一、柏野村 休

一、金澤 泊り

白山御遷宮導師 高野山南院

巳五月廿八日

加賀藩史料 第五編 元祿十四年

是月は大盡  
なり

五月晦日。白山遷宮の爲下向する高野山南院に人馬の供給を誤まること  
勿らしむ。

〔改作所舊記〕

白山就御遷宮、高野山より出家衆、近日加州より登山之由に候間、様子承合、人馬等手搦無  
之様兼而可相心得候。先年御遷宮之砌被參候出家衆は、御朱印人馬有之旨に候間、左様之品  
も先達而相知候はゞ即刻可申越候。尾添村に而も様子知申儀も可有之候間、上口宿方へ茂申  
遣置、聞合可申候、以上。

五月晦日

永原 權 丞

長瀬 湍 兵衛

又 七 甚 七

六月二日。高野山南院能美郡小松に宿す。

〔改作所舊記〕

口上書を以申上候

一、高野山南院様御通に付、御乗物一挺並輕籠一挺・御長柄一指に而御座候。先達而送り之  
表、御朱印馬二疋・同人足六人に而御座候得共、重く御座候由に而、上宿より増人足六人出し

來り申に付、御當地も増人足六人出し、賃銀は宿役に仕申候。御朱印人足並増人足共、メ十  
二人に而御座候。此外御雇人馬無御座候、以上。

巳六月二日

馬肝煎 吉右衛門

小松町御奉行所

六月二日晚御料理

なます 大こん、うり  
きくらげ

みそ御汁 とうふ、しみこんにやく  
しい竹

香物

煮物 ぶ、竹の子  
干瓢

三日之朝

さしみ こんにやく、かんひや  
う、こゝろぶとのり

みそ御汁 大根、午芽  
あげとうふ

引而香物

煮物 山のいも、ぜんまゐ  
しい茸

右上下共口上書を以申上候。

高野山南院様上下御人數十一人。

内御寺僧二人

素田様  
昌春様

御家來之内御侍分二人

平野清兵衛殿  
吉田奥之助殿

加賀藩史料 第五編 元祿十四年

右白山權現様御遷宮に付而御下被成、今晚私方に御一宿被遊、御料理は木賃に而宜仕候様に御家來被仰候に付、別紙之通に仕候。木賃代は未被下相知不申候。右南院様於金澤何方へ被爲入候哉と御尋申候へば、御宿は犀川橋爪雨寶院様に御着被成、御一宿之筈に御座候得共、何とぞ御隙入も御座候間、御逗留も可有御座候哉と、御寺僧様方被仰聞候。明朝六つ時に御立、御晝休柏野之由被仰候に付、御案内申上候、以上。

巳六月二日

京都 萬屋傳右衛門

小松町御奉行所

白山權現御遷宮に付、從高野山御出家方上方より御通に付、上宿大聖寺御馳走之様子、右御出家方上下御人數木賃旅籠之様子、大正持町肝煎方ぬ拙子方より委細尋に遣申候へ共、大正持之御馳走未相極、御宿之儀も旅籠屋之内一軒拵置申旨申來候。昨今も人馬數木賃旅籠之様子、上宿より申來候はゞ、早速宿送りを以可申遣候。此段當地御奉行所より、下宿に可申達旨被仰渡、如斯に御座候。松任より金澤へ御達可被成候、以上。

六月二日

小松町肝煎 六郎右衛門

同 太兵衛

同 孫兵衛

湊 撫子屋半兵衛様

六月三日。高野山南院金澤に宿す。

〔改作所舊記〕

白山就御遷宮、高野山南院様明三日當地御泊り被爲成候に付、人高之送り狀並御泊り付、先達而參着仕候間遣申候。早速先被遣、此方へ請取切手可給候、以上。

巳六月二日

金澤 馬肝煎 與三右衛門

劍 馬肝煎 忠兵衛殿

六月十六日。小人・小者の中前田利家の時より仕へたる者の由緒を上申す。

〔金澤古蹟志〕

吾舊藩にては仲間・小人・小者・小遣或は長柄小人などの名目にて、各其宛行高等差等ありて、勤方各異なりといへども、身分取扱方は凡同体裁なり。中にも小人と呼べる奴僕は、元祿十四年藩祖大納言利家卿越前府中以來奉仕致しける筋目の足輕小者子孫連綿の者、綱紀卿穿鑿し給ふにより、割場奉行等より言上由緒書如左。

横田甚左衛門由緒

一、祖父

三右衛門

大納言様御代御小人に被召抱、中納言様大阪御出陣御供仕、御歸陣之後數年御奉公申上、承應二年病死仕候。

一、父

孫助

中納言様御代本座御小人に被召抱、御奉公申上、其後筑前守様の御奉公申上、江戸より高野の御遺骨御供仕、御國の罷歸候所、江戸定番足輕に被成、假名相改横田孫助と申候。

岩崎彦助由緒

一、曾祖父

七右衛門

大納言様御代、於越前府中御草履取に被召抱、御奉公申上候處、御當地に而病死仕候。

一、祖父

七右衛門

故肥前守様御代御草履取に被召抱、中納言様御代迄御奉公申上候處、慶安四年病死仕候。

一、父

長兵衛

中納言様御代寛永十六年御草履取に被召抱、御奉公申上候處、元祿五年病死仕候。

森久兵衛由緒

一、曾祖父

御小人小頭 喜右衛門

大納言様御代御長刀持に被召抱、御奉公申上候處、小頭被仰付、元和九年病死仕候。

一、祖父

同 喜右衛門

故肥前守様御代御小人被召抱御奉公申上、小頭被仰付、寛永十年病死仕候。

一、父

同 喜右衛門

中納言様御代御小人に被召抱、其後小頭被仰付、御奉公申上候處、歳罷寄、萬治三年御斷申上、小頭役御指除、延寶二年病死仕候。

一、私儀承應三年御小人被召抱、其後萬治三年小頭被仰付。

山岡五郎兵衛由緒

一、祖父

御小人小頭 新兵衛

大納言様御代御小人被召抱、其以後小頭に被仰付、慶長十年病死仕候。

一、父

御小人 作兵衛

肥前守様御代、祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、正保四年病死仕候。

一、私儀萬治元年御小人被召抱、御奉公申上候處、延寶五年小頭被仰付候。

御小人半右衛門由緒



一、祖父

御小人作兵衛

肥前守様御代、親爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、正保四年病死仕候。

一、父

御小人半兵衛

中納言様御代祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、歳罷寄難相勤御斷申上、代人相立申候。

一、私儀元祿十年親半兵衛爲代、御小人被召抱。

御小人彌右衛門由緒

一、高祖父

御小人 次郎兵衛

大納言様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、寛永十二年病死仕候。

一、曾祖父

同 理兵衛

肥前守様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、慶安三年病死仕候。

一、祖父

同 甚兵衛

中納言様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、元祿七年病死仕候。

一、父

同 彌兵衛

萬治元年御小人被召抱、御奉公申上候處、歳罷寄御斷申上、代人相立申候。

一、私儀元祿十年親彌兵衛爲代、御小人被召抱。

小者七左衛門由緒

一、曾祖父

矢田次郎左衛門

大納言様御代御知行百五十石被下置、能州七尾に而御代官被仰付、相勤罷有候由承及申候。

次郎左衛門病死仕候年限、承傳不申候。

一、祖父

次郎 助

能州新保村百姓に而、寛永十年病死仕候由承及申候。且又御先代拜領仕候御一行等、燒失仕候由承及申候。

一、父

太郎左衛門

右同所同村百姓に而、元祿十二年病死仕候。

一、私儀天和二年金澤に罷越、御家中小者奉公仕候處、元祿七年御割場附小者被召抱候。

右大納言様御代被召出候筋目之御小人並割場附小者。

森五兵衛由緒

一、曾祖父

御小人 七左衛門

大納言様御代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱候時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 七左衛門

故肥前守様御代、曾祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分、並病死年限承傳不申候。

一、父

同 七右衛門

中納言様御代、祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上、貞享元年病死仕候。右私由緒如此御座候。御家中若黨奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候、以上。

不破彦三内歳四十八

森 五兵衛

長兵衛由緒

一、曾祖父

御小人 豊右衛門

大納言様御代、御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 豊右衛門

故肥前守様御代、親豊右衛門爲代御小人被召抱、其後小頭被仰付。被召抱時分等並病死仕年限承傳不申候。

一、父

同 安兵衛

中納言様御代、親豊右衛門爲代御小人被召抱、御奉公申上、元祿六年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候、以上。

篠原頼母内歳三十四

長 兵 衛

與四右衛門由緒

一、曾祖父

御小人 忠 兵 衛

大納言様御代、御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 忠 兵 衛

故肥前守様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死年限承傳不申候。

一、父

同 忠 右 衛 門

中納言様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱、御奉公相勤、貞享二年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候、被召抱被下候者難有忝可奉存候。

永原左京内歳三十八

與 四 右 衛 門

三人

右大納言様御代被召出候筋目之者相果、子孫御奉公奉願候者共。

右割場より裁許仕候御小人、並割場附小者之内、從御先代御奉公申上候者共由緒書申付、私共方に扣置帳面記上之申候、以上。

元祿十四年六月十六日

神保次郎太夫 判

郡 彌三兵衛 判

柘植平左衛門 判

岸 勘太夫 判

按に慶長十年利長卿富山養老附士帳に、御小人三十六人、但一人八俵宛、御坊様衆御小人五人、但一人七俵宛、岩松様衆御小人五人と見え、十二冊定書割場部に、御小人頭先年は六人有之所、近年四人有之、御歩並に而四十俵被下置、御小人之人高八十人、内六人小頭、平七十四人、此内十五人平生御提灯持、十二人御玄關番、此外小遣とあり。湯淺祇庸の藩國職員考に、御小人頭は古來は士列にて勤之といひ傳ふ。藩祖高德公の時、荒木八右衛門御小人頭を勤めたり。瑞龍公の時に至ては長谷川庄左衛門勤といへり。是等其起原なるべし。荒木八右衛門は越前府中にて召抱被連、采地二十石を賜へり。長谷川庄左衛門は則八右衛門の子に

て、寛永七年死去と長谷川系圖にあり。又慶長十年瑞龍公富山へ養老の時、御小人小頭喜左衛門と云あり。是等の記録に小人の名目は舊き號也と云とあり。又利常卿小松に居給ふ時、御小人目附といふものありたるよし夜話録に見ゆ。

六月二十日。前田利常の養女某歿す。

〔雜 錄〕

神谷式部長治女、微妙公御養女になされ古國府勝興寺名常へ婚嫁せらる。元祿十四年六月廿日御死去、法號廉正院殿。

〔雜 錄〕

利常公爲御養女越中古國府勝興寺住持光昌院常圓西本願寺良如上人連枝被嫁、婚禮之諸道具且於勝興寺御普請等被仰付。婚禮之節は本多安房守政長室春姫君御妹分之儀に候條、政長宅より出立可然旨被仰出、彼の宅より御出興、元祿十四辛巳六月廿日御死去、御法名廉正院殿。

七月朔日。越中五ヶ山の流人安見與八郎曩に死に處せられんことを請ひたる趣旨を上申す。

〔政隣記〕

六月五箇山流人安見與八郎上訴狀、御小將横目別所善左衛門被遣御糺之上、重く禁錮獄中被

六月は七月の誤なり

仰付。

〔袖裏雜記〕

一、私儀舊冬一書を奉指上げ、殊に死刑之御掟を奉願上候付而、右一書之存念を御尋被爲成候。存念之儀は、舊冬奉指上一書之趣之外は、少も存念之儀無御座候。然ば死刑を奉願上儀、先祖與三右衛門ために死刑を奉願候哉と御不審に御座候へ共、いさゝか左様之存念にては無御座候。私之身の上を以て、餘之憚に奉存、無世に父之儀には御座候へ共、亡父與三左衛門願と被爲思召、御慈悲を以被爲聞召上被爲下候様奉願上申候。

一、一書に茂奉申上候通、御刑罰之身上を以一書を奉指上儀は、重罪之仕合に奉存付而、一書を殘置、於廢所自殺をも仕度奉存候得共、廢所之儀御郡奉行所より品々被申渡に付而、左様之節は所之者共は不及申上、十村等迄迷惑仕筋に御座候へば、是以自殺仕儀難仕、無是非憚多一書を奉指上候。

一、一書を奉指上付而願上候段々有之候。彌以奉憚上儀、如何之存念に候哉之旨御尋に御座候。此儀何之存寄も無御座、迎御慈悲を奉願上儀に御座候付而、段々申上候。只今御尋を以存辨候へば、是又憚多儀を奉申上、迷惑至極奉存候、以上。

七月朔日

安見與八郎判

廢所は配所

別所善左衛門殿

此書付別所善左衛門相渡候付、何茂遂僉議申候。安見與八郎儀彌亂心仕に而も無御座候處、流刑之身分に而段々之首尾、不届至極に御座候間、死罪可被仰付候哉。左候は、青木治太夫例之通、御郡奉行に御徒横目兩人指添遣し、見届申に而可有御座候哉。

但此上遂僉議仕候へば、故も無御座儀に死を願申意趣、一切分立不申候。狂亂不仕候へ共、本心取亂申候より外は無御座と奉存候。然ば不及死刑、只今迄は居在所をも徘徊仕候へ共、向後はひしと彼所に禁鋼仕指置候に可有御座候哉、以上。

七月七日

奥村 壹岐  
村井 出雲  
横山 左衛門  
前田 備前  
前田 對馬

(朱書) 末之通可然候、以上。

七月十日。前田綱紀金澤を發し、廿一日江戸に着す。

〔政隣記〕

加賀藩史料 第五編 元祿十四年

七月十日朝五時過金澤御發駕、同廿一日申下刻江戸御着府。

但、廿日夜桶川御泊に而、廿一日朝御立之處大風雨、浦輪迄御駕、同所より御馬龍車に被爲召、蕨迄被爲入候處、戸田川船渡奉行高田久兵衛・寺西三郎平より、以紙面風烈波高、渡舟以之外危見え候段申上。其後最初御舟出候事難成与舟頭共申旨申上。依之蕨に御旅館拵、岩淵之渡わも尋に可遣旨被仰出、御前には直に戸田川端迄被成御座、御先弓・御長柄等迄相渡不申、川端に扣有之候處、何も御前御指圖被遊、段々相渡候處無滞相越、御行列從者迄相渡候而、御前御渡被遊候。惣而馬は茶船、人は高瀬に而相渡申候。七時過御中屋敷に御着。

舟頭は船頭なるべし

〔御年表〕

廿一日御着府、翌日上使稻葉丹後守殿。

七月廿六日。十村等晚稻の將に成熟せんとするを以て放鷹の停止を請願す。

〔改作所舊記〕

御家中御鷹野場、晚稻穂に出懸り申候間、只今より三十日計御鷹野御停止被成候者、百姓共忝可奉存候、以上。

元祿十四年七月廿六日

田井村 次郎吉  
野々市村 少左衛門  
福留村 間兵衛  
御所村 源兵衛

御改作御奉行

八月十五日。風雨の爲に金澤の修理谷阪崩壊す。

〔政隣記〕

八月十五日金澤朝より大雨、未之刻奥村伊豫上ゲ屋鋪修理谷坂之方土居、幅七間長十九間計崩、脇田七兵衛・山田八郎兵衛居屋敷際より六尺程此方に而崩留る。右に付坂半を埋む。翌日より修理當分奉行御徒牧田源左衛門・黒川喜三右衛門。同月十八日も終日風雨、辰下刻石川御門之外柵御門足輕番所之後土居、幅九尺計長五・六間計崩出、出口彌市左衛門宅勝手之方並土藏打潰、怪我人は無之。同日馬坂も半ば土ぬけ出。

八月十八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

八月十八日臨時朝會あり。松平加賀守綱紀・龜井隱岐守茲親參觀し、松平大藏大輔正甫就封の

いごま給ふ。

〔御年表〕

少々御不豫に依て御禮御延引、八月十八日御登城、前田美作孝行・前田備前貞親御供にて御目見。

九月朔日。前田綱紀登營し特に許されて足袋を穿つ。

〔政隣記〕

九月朔日御登城。但於殿中御前の御出之節、御足御痛所に御附藥被成事、且時節違御足袋難被召に付、去月廿八日御登城御斷、秋元但馬守殿に被仰遣候處、同日並來朔日茂不及御登城旨申來。翌廿九日達上聞之處、時節無構足袋被召候様上意之旨、但馬守殿より前田美作呼に被遣、參出之處右之趣依御演述、今日御登城也。

九月五日。前田綱紀領内の城郭に關して諮問す。

〔前田貞親手記〕

九月五日夜御使新藏

金澤御城之儀、大猷院様御時分一國一城之御定付而、小松御城之儀は、微妙院様御願に而、御故郷御同事与被思召候儀に御座候間、其儘被指置度候旨被仰上候處、御勝手次第之旨被仰

渡候。仍之魚津・高岡・七尾等之御城は御掃捨被遊候。大聖持之儀者御城構にても無之、御屋敷構にて御住宅と申物に候。石垣・櫓等も無御座候處、飛驒守様よりは御城と被仰上候由、如何之事に候哉。左候へば微妙院様思召とは相違いたし候。御續之儀はあなたも御同事に候得共、此方は御家本之御事候故、別而御違逆被遊御事候。右微妙院様より御願被遊候御首尾、源隨など承傳候儀可有之候。左様之儀物語仕候を承不申候哉之旨就被仰出候。先日此儀御尋に御座候へ共、其段承知不仕候。源隨・安房守など覺罷在候哉、又は御土藏之内留帳なども、左様之筋相知申儀可有御座候哉、尋遣申にて可有御座哉之旨申上候處、源隨・安房守ともに未生以前之儀にて可有之候。右之品少々其時之紙面共御前に有之候へ共、揃不申候間、若有之候はゞ御覽被遊度候。前田出雲儀は左様之物書集置候由にて候間、備前方に可有之哉と思召候旨被仰出候付、如何様左様之物も少々御座候得共、初終相揃入御覽申様成物は無御座候旨申上候處、とかく先源隨・安房守方へ可申遣候。且又故壹岐事々様之物すきにて書集置候間、壹岐方へも可申遣候。其外之年寄中手前にも可有之哉、是亦可申越旨被仰出。

〔前田貞親手記〕

御領國中御城之儀付而御尋之趣、別紙書付進之候間被得其意、書記之物有之候はゞ可有御上候。其外被承及候方有之におゐては、其趣書付御取御上可被成候。尤別紙有之御面々之外は、

先御尋被成に不及御様子に候間、其心得可被成候、以上。

九月六日

前田美作判

前田備前判

本多主殿様

横山左衛門様

奥村壹岐様

村井出雲様

〔前田貞親手記〕

一、去六日之御紙面致拜見候。御領國中御城之儀に付而御尋之趣、別紙書付御差越、書記之物有之候はゞ可差上、其外承及候方有之におゐては其趣書付を取可申上候。尤別紙有之面々之外は、先相尋に不及御様子に候旨承知いたし候。則件之面々へ相達候處、書記置物何れも所持不仕候。越後屋敷御土藏之内をも爲致吟味候へ共、左様之もの見當不申候。小松御城之儀安房守・源隨及承候は、右御城も一國一城之御定之時分、魚津・高岡等御城同事一統御はき被遊候之處、其以後微妙院様御隠居之御時分、小松之儀者御故郷御同事被思召儀に候間、被成御座候様被遊度旨御頼候處、御勝手次第と被仰渡候付、則御しつらひ、御作事をも被仰付

はきの次捨  
脱歟

御住居被遊候。只今之石垣等は、大概其時分出来仕候。右石垣等被仰付候儀は、兩人茂覺候由申聞候。大正持之儀者、被仰出候通御城に而は無御座候。石垣槽等も無之、御屋敷構にて御座候。夫故御城とは不申、御館と申來候。尤慥成書面等は無之候へども、何茂覺申候通は如此御座候。此段被達御聽に而茂可有御座候哉、御様子次第可被仰上候、以上。

九月廿九日

奥村壹岐判

村井出雲判

横山左衛門判

本多主殿判

前田美作様

前田備前様

九月十五日。領内の繪圖を幕府に上つる。

〔政隣記〕

七月五日不破平左衛門・佐藤忠左衛門・有澤彌三郎を江戸に被遣、爲國圖也。御國繪圖出来、九月十五日に上之、一國一枚に付三枚出来。但御扣御入用六枚出来。繪師之工料方一尺に付銀子十八匁八分、白紙之所も此格を以料之、畫工廿人丑年より起て、今年到巳の年に、五ヶ

年に而成就。右繪圖御用平左衛門・忠左衛門・彌三郎・鹽川安左衛門・戸田清太夫・高田作右衛門、御歩横目山本彌九郎・山下宅左衛門、御横目・足輕兩人添之。

十月朔日。先に八丈島の宇喜多氏に合力米を贈與したる返書到來す。

〔前田貞親手記〕

一、八丈島へ御合力米等被遣、返書到來候由に而、今日戸田清右衛門より相達則左に記之。八丈島打續不作就困窮、去秋並當春兩度御合力米之願奉申上候處、其段宰相様へ被爲仰上、早速相叶、當五月朔日之御日付に而、御目錄之表白米六十俵、但四斗入被下置、則御代官小長谷勘左衛門殿より御届被下、慥に請取難有頂戴仕候。私一類並村田助六兄弟共配分仕候。一、□子供之儀奉願上候處、是又相叶、御合力米被下置、誠以御慈悲、何茂助命仕難有仕合奉存候。御序之刻加賀守様御前、何分にも宜敷御座候様被仰上可被下奉願候、以上。

巳七月十二日

浮田孫九郎 印

浮田次郎 印

浮田藤松 印

浮田半兵 印

松平加賀守様御内

今日に十月朔日なり

村井出雲様  
奥村壹岐様  
前田對馬様  
横山左衛門様

但此返書は、村瀬武助方より戸田清太夫迄手紙添相届。但武助は御代官衆手代なり。

十月十二日。金澤の修理谷阪再び崩壊す。

〔政隣記〕

十月十二日金澤雨霰降。八月崩候伊豫上ゲ地、今日申刻過又崩出、坂の向山田八郎兵衛宅土扉突崩、土藏其外家も少々損。依之御横目宮井武兵衛爲見分罷出、御月番安房守も爲巡見被出。但山田儀宅地指上、外に立退。

十一月二十日。前田綱紀祖先の居城及び臣屬をして守らしめたる堡壘に付諮問す。

〔前田貞親手記〕

一、御先代様御居城、三ヶ國にてどれく候哉、且又右之外、御家來三ヶ國之内端城に被



今日十一月廿日なり

指置候面々誰々に候哉。

五五四

右之品御尋に候。美作・備前覺不申候哉。且又覺可申ものも可有之候哉、相尋候様にと今日新藏演述に付、有澤九八郎など覺可申哉、召寄承可申旨申達、九八郎呼寄申談候處、九八郎に御前よりも御尋有之、覺申候通書立上之候由にて、同御夜詰九八郎持參に付、左に記之置候事。

信長公より天正三年九月越前府中へ利家公御移被成。

同御代天正九年八月能州御拜領七尾之城に御移。右之節越前府中には利長公其儘御居城。

秀吉公より天正十一年四月加州石川・河北兩郡御拜領、利家公金澤之城へ御移。此時利長公越前府中より松任之城に御移り、御自領四萬石。

秀吉公より天正十三年九月越中三郡利長公御拜領、森山之城に御移り、此時松任四萬石者御代官地と成。

同十五年筑紫陣之時、丹羽五郎左衛門様子有之、若州を被召放、四萬石にて松任に居住、其以後慶長二年能美郡八萬石御加増にて合十二萬石に成、小松之城に移らる。同五年に牢々、其跡能美郡・江沼郡共に御領國と成。其次小松・大正持之城代不承傳候。

右天正十五年佐々成政九州肥後國拜領に付、新川郡利家公御領、此時富山・魚津・泊之山城に

城代被指置候哉、其城主承傳不申候。

慶長二年利家公森山より同國富山之城に御移り、同四年閏三月利家公御逝去に付、金澤之城に御移り、其節富山には前田源峯を御殘置候旨。

同十年利長公金澤御城微妙院様に御譲り、越中富山に御隱居。

同十四年同國關野を新城に御築被遊、高岡と名付御移り被成。其年三月十七日富山御城町共に燒失に付、夏中は同國魚津之城へ被爲入、三ヶ國之人夫を以御普請御作事御急被成、十月頃御入城、同十九年迄六ヶ年御在城之由。

魚津之城。右富山火事之節青山豊後居住之由。其前奥村伊豫も在城、其以後大音主馬も在城之由。

高岡之城。大阪御陣之時分小塚淡路町奉行に而居住之由。

木舟之城。前田右近殿居住、天正中歟大地震に而破壊之由。

今石動之城。右近殿子息又十郎殿居住、高麗陣之節西國出陣之途中に而早世、其後古城に成候由。

能州七尾。慶長二年利政公へ御譲り、同五年御牢々之後段々城主被指置候哉、承傳不申候。右有増覺申候通書記申候。

十一月廿日

十二月朔日。郡中に諸勸進を入る、こと勿らしむ。

〔司農典〕

御郡中百姓共手前、先年御改作に被仰付候刻より、諸勸進入候儀御停止、其以後萬治元年にも、御郡方之儀に付御年寄衆御觸狀に、諸勸進停止、其外費成儀無之様可申付旨被仰渡、寛文二年にも拙者共より其段相觸置候。然處年久敷儀に付、右之品爾与相辨者も有之哉、近年末々に而諸勸進入候族有之様に相聞候。御改作方御縮之儀者、以前より之御格相違無之事に候間、彌右之趣百姓共の急度申渡、承知仕通御請判形取置、此方は十村共より書付出之可申候、以上。

有之に無之なるべし

辛巳十二月朔日

- 毛利又太夫 中村四兵衛
- 堀 孫左衛門 根來九兵衛
- 印牧少兵衛 今村源太夫
- 高田作右衛門 佐藤忠左衛門
- 福嶋淺右衛門

羽咋・鹿嶋十村御扶持人中

十二月廿二日。前田綱紀柳營に上り明年將軍の臨邸すべき豫告とその息女を鳥取侯松平吉泰に嫁せしむべき命を受く。

〔政隣記〕

十二月廿二日秋元但馬守殿より依奉書御登城、直に御老中御勤。最初秋元殿御勤之時分、御大小將横田吉太夫の年寄中への御書御直に御渡、馬に而可遣旨御表小將寺島貞右衛門に被仰渡。則御使馬に乗罷歸相達、年寄中御請取、本庄安藝守殿御勤之時上之。今日は當十八日上使御書院番頭板倉筑後守殿を以て、御拜領之御檜重御披に付、御一門様初御客有之。御拍子高砂・東北・狸々有之。御客御歸以後、右御檜重之御菓子頭分以上に被下之。其後奥御料理之間に頭以上列座、今日御城之御様子左之通備前演述。

今日御登城被遊候處、御黒書院松之間に而、美濃守殿其外御老中方不殘御出、來年當御屋鋪に可被爲成候由上意之旨、美濃守殿被仰渡候。御白書院御縁類に而御老中列座、松平右衛門督殿御一所に御出被成候處、御國許に御息女御座候由被聞召候、右衛門督殿方の御縁組被仰付候旨、但馬守殿御申渡候。於御座之間御前に御出被成候處、來年可被爲成候旨御直之上意。且又右御縁組之御禮但馬守殿御申上之處、目出度被思召候旨上意にて、右一々不被寄思召御仕合、兎角可被仰様茂無之御儀、有難被思召候。此旨頭分之面々に可申聞旨被仰出候。

右松平右衛門督吉泰朝臣は、因幡鳥取領三十二萬石也。右之趣に付吉泰朝臣は、爲御使前田美作を被遣、種々御饗有之。從吉泰公も爲御使御家老荒尾志摩を被遣、御廣間上之間に而御口上申述、於御小書院御目見、其後御料理三汁十菜、相伴前田帶刀殿、御取持小堀下總守殿、本多彌兵衛殿也。

但志摩は領一萬石、是伯耆米子之城主四萬石荒尾伊勢が弟也。附、此御縁組之儀は、十一月初頃徳山五兵衛殿、中根壹岐守殿御越御對面之節、御國に被成御座御息女様之内、松平右衛門督殿御貫被成度与有之御相談被申出。綱紀公御答には、嫡女儀備後守方に遣候事は重縁之筋目故也。末々之娘左様之大名には存寄も無之旨被仰に付、左候者あなたより被達上聞者、如何思召候哉と被申ければ、其儀者兎角不被申と被仰。其後四・五日も有之又御越、右之儀被申ければ、被達上聞之儀は兎角御了簡難被遊旨被仰。左様なれば相濟申由に而被歸、十一月九日秋元但馬守殿より御家老呼に參、美作參上御内證有之哉、歸而被申上處、申の下刻但馬守殿に御禮に御出、十五日從御城御歸、追付稻葉丹後守殿に御出、酉刻過御歸館之處、本庄安藝守殿從三丸御使に御越、御料理出御物語有て亥刻御歸。十六日早朝安藝守殿に御禮に御出之由。右御縁女御名敬姫様与云々。

同日金澤に之御使、御近習番八百石青地彌四郎に被仰渡。翌正月十一日發足、同廿日金澤着、

廿一日越後屋敷に出、御成等之御旨を演述。

十二月廿五日。前田知頼に明春北野天滿天神八百年祭の代拜を命じ又萬句の連歌を興行す。

〔政隣記〕

十二月廿五日、來年二月天神宮八百年御忌に付、於洛陽北野神事修行。依之前田萬之助知頼御代參被仰渡、名改修理、且一萬燈可被上由被仰出。將又北野萬句會始、俗號加賀萬句。卷頭

梅が香や世々の松風神の庭	御願主
仰ぎても猶瑞籬の春	能順
空高き月は霞に顯はれて	風早中納言
鐘の聲する峯靜なり	西洞院宰相
舟とめし江の浪しらむ曙に	風早中將
鹽干鹽滿折はしるしも	能東
誘はれて風の上に鳴衛	常久
夕景寒み霜や置らん	能斗

脱字あり

十二月廿六日。松平吉泰初めて前田綱紀を訪問す。

〔政隣記〕

十二月廿六日右衛門督様初而御見廻、兼而相知候に付、頭分熨斗目、平士服紗小袖・布上下、但返小紋は除之、淺黄下着は不苦。御取持衆も夫々御出之處、午刻過御出、於御廣間御持參之御太刀、前田備前披露之。褐のしめ・小紋上下着用。右畢而御熨斗木地三方出之。追付御小書院の御通、三汁十菜附後段之御料理出、且塗三方土器に而御盃事有之。御茶御菓子出之。未刻過御退出。其以後勝次郎様わ、御使者長井太郎兵衛を以て御太刀被進之。於御廣間溜三汁九菜之御料理附後段被下之。相伴御歩頭井上三太夫、爲挨拶菊池十六郎出、同人を以御返答。附、右衛門督様御料理後、勝次郎様初而御對面有之。御濃茶以後美作・備前・勘解由御目見。御装束は花色御熨斗目、萌黄無地之御上下御着用也。

勝次郎は前田吉徳

十二月廿九日。前田綱紀初めて松平吉泰を訪問す。

〔政隣記〕

十二月廿九日右衛門督様わ初而御見廻。御太刀被進、杉江木工左衛門番持參。御料理等大抵此方に被爲入候節之通成御作法。未刻過御歸館。追付從右衛門督様御使者辰巳安房參上、於御廣間三汁九菜之御料理被下之。相伴小堀土佐守殿、通御大小將布上下。畢而御大書院わ被

召出、御目見御直答。

是歲。楊柳を河北郡の海濱に植う。

〔改作所舊記〕

覺

一、五千百八十九本 川柳但長三尺より四尺迄すわい。但木柳は能無御座候。

内

千六百七十二本 南森下与。 六百六十四本 中橋与。

千二百二十五本 能瀬与。 千三百四十七本 南中條与。

三百四十本 上野与。 二十八本 粟崎村。

十 三 本 内日角村。

右川柳、向粟崎より本根布村迄の間、並向粟崎より橋粟ヶ崎迄松植申所、松より三間程濱の方へすさり、右柳さし申由。元祿十四年上野組留帳にあり。

すさりは離れの意

元祿十五年

正月六日。本郷邸に於ける御成御殿の作事奉行を命ず。

加賀藩史料 第五編 元祿十五年

〔政隣記〕

正月五日御成御殿之儀、小普請奉行間宮諸左衛門の萬事可有御頼旨、秋元但馬守殿より申來。六日御馬廻頭不破平左衛門・御小將頭津田兵庫の御殿御用被命、惣御奉行前田美作孝行の被命。同廿三日但馬守殿の聞番被招呼、御成之御作事三月を限出來候様被仰渡。同廿六日より南御門往來相止、御作事御門より出入仕候様被仰出。

二月四日。御成御殿手斧初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

二月四日御成御殿手斧初、同廿九日御棟上。但同十九日御柱立。廿二日御柱堅御祝儀。十九日間宮諸左衛門殿御越、於御大書院溜三汁九菜之御料理出、御通御表小將大谷甲斐・同平太夫。並御扶持被下諸職人、御料理之間於御縁煩、二汁七菜之御料理被下、通御歩・甲斐。下肝煎共於竹之間二汁五菜之御料理被下、通足輕。廿九日も同斷。且甲斐は束帶、小棟梁は□□、御自分御大工は熨斗目布上下着用。赤飯百俵・餅五百八十大樽、大八車に載之。煮物むしり肴、批に盛。

二月十五日。前田吉徳松平犬千代と稱す。

〔政隣記〕

二月十一日秋元但馬守殿より聞番戸田清太夫を被招呼、勝次郎殿御目見、御成之時分に而は

批はへき

御序之様に候間、御目見御願可然旨被仰聞。二月十三日勝次郎様御名を勝丸様与御改之旨、玉井勘解由を以被仰達、十四日御表向御披露。御稱號之儀秋元殿の御相談之處、御同役不及御相談候、松平に御改可被成旨に付、御名も犬千代丸様与御改之旨、十五日前田備前・玉井勘解由兩御使を以被仰進、向後様付に可唱旨頭共迄被仰出。同十六日御上邸に而御改名之御禮被仰上、御太刀馬代被獻、從相公様御手自御熨斗匏被進、來國光代金廿五枚御腰物被進、御頂戴。同日爲御祝儀、頭分以上出仕御帳に付。但勝次郎様本郷御上屋鋪に被成御座候處、二月四日より駒込御中屋敷の御移徙御居住、且御同君に被附御大小將等、夫々同月二日に被仰出。御大小將は頭高田久兵衛誘引、御醫師は高田十郎兵衛御馬廻頭誘引、御歩小頭は頭井上三太夫誘引、於菊之間美作被申渡、御歩は三太夫申渡。右御附被遊人々左之通。

御大小將 三嶋安左衛門・吉野善八郎・富田勝右衛門・中村吉郎兵衛・伊藤帶刀、以上五人は在江戸。

水越新次郎・野村貞四郎・氏家喜六郎・羽田傳左衛門・梅又吉、以上五人は在金澤、追付出府之筈。

御醫師 堀部養碩。御歩小頭 曾田左助。

御歩横目 木村助兵衛。御歩 半田兵左衛門・小杉安太夫・丹羽七左衛門・山岸義左衛門・森

汲右衛門・藤井源太夫・吉岡權六。  
右之外御歩横目一人、御歩七人在金澤、追付出府之筈。

二月廿一日。前田吉徳名を又左衛門利興といひ綱紀と共に閣老を訪問す。

〔政隣記〕

二月廿日秋元殿に聞番杉江左衛門御使に而、明廿一日犬千代丸様御老中方に御同伴に付、御薙刀御道具數之儀御尋被仰遣候處、相公様御同事に爲御持可被成旨御指圖。同夜は犬千代丸様御上邸に被爲入御止宿。翌廿一朝又左衛門様与御改、御名乘利興公与御稱之旨御親翰被遊被進之。御名乘兼而林大學頭殿被考之、反切陵字。向後御供數等都而相公様御同事与御出。辰刻前御父子様御同道に而、御老中方松平美濃守殿御勤。秋元但馬守殿・稻葉丹後守殿に而は御通、又左衛門様御介添本多彌兵衛殿也。右相濟、彌兵衛殿御歸。又左衛門様迄御覽斗目被爲召、夫より本庄安藝守殿に御同道に而御勤、午刻前御歸。追付又左衛門様は御中邸に御歸、於竹之間年寄中左之通頭分之人々に申渡。

犬千代丸様之儀、漸御成長被成、御童名御似合不被遊候得共、御代々御附被成來候御名に候故、當分犬千代丸様に被成置候得共、此度御老中に御同道被遊、御目見をも御願被遊候而は、御名御替被成儀も難被遊候故、但馬守殿御内談被成、今日より又左衛門様に御改被成候。

〔御年表〕

今日より御名利興公と稱せらるゝ處、是より先富山の御嫡長門守殿御名を利興と稱せらる。爰に至て御同名たれば即日改めらるべき所、聊其沙汰なし。間もなく吉治公に改めらるゝ故、彌其儀に及ばざる歟。當時有職の輩、御本家に對せられ失禮の甚しきと謂べしと、深く非具と云々。

二月廿五日。前田綱紀菅公八百年祭なるを以て北野天滿宮に寶劔を上つる。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十五年壬午二月北野聖廟に從相公様御太刀被献、是年八百御年忌也。御使者前田修理知頼、箱の書付山本源右衛門基庸調之。

天滿宮 寶劔青江恒次作 一鞘

右箱の裏に書付

元祿十五年歲次壬午春二月二十五日

參議正四位下行左近衛權中將兼加賀守 菅原朝臣綱紀

上箱の書付

加賀藩史料 第五編 元祿十五年

〔加藩諸事雜記〕

一、元祿十五年二月二十五日八百年祭、御代拜人前田修理、御太刀御奉納青江恒次代金十枚、神馬代白銀二千兩。

舊傳に言、元祿十五年御奉納太刀裁許仁岸惣右衛門、暨修竹庵能順等有合申候。承應二年七百五十年祭之時、御代拜人御太刀奉納之時雷鳴震動奇瑞有之、今度は如何有之哉と申處、間も無之雷鳴震動致し、何茂不堪不審と云々。

二月廿八日。前田吉徳、綱紀と共に登營し徳川綱吉に謁す。

〔政隣記〕

二月廿七日秋元殿より奉書到來、翌廿八日辰刻前御父子様御同道御登城、一統之御禮相濟、於御白書院初而御目見。其次重而相公様御同所に而御禮被仰上御退、御次に御扣被遊候處に、御父子様御一同に重而御前の御出御對顔、其後御老中の御禮被仰述御退出。

但、又左衛門様御のしめ・御長袴。附、御前近く被召御懇之上意と云々。相公様は御のしめ・御半袴。

肥後守様の被爲入、又左衛門様御裝束被召替、御老中方等御父子様御勤、未刻過御歸館。又

左衛門様御供菊池十六郎、御城御玄關迄御先の參上、御供騎馬中村市郎左衛門上下御供、御抱守庄田權佐、御側小將新番並高島平次郎、聞番林助太夫勤之。今日御獻上左之通。

公方様の、眞御太刀備前政光代金七枚五兩・御小袖廿・白銀三百枚、御目録。

御臺様・三丸様の、白銀百枚・綿百把宛、包熨斗御目録。

五丸様の、白銀五十枚・綿同斷、同斷。

鶴姬様・八重姫様の、紗綾三十卷・御樽代千疋宛、同斷。

右從利興公御先の聞番戸田清太夫持參仕、鶴姬様等には御小將頭高田久兵衛御使に而被上之。

公方様の、御太刀金馬代・御小袖三十・干鯛一箱。

御臺様及三御丸様の、紗綾五十卷・御樽代千疋宛。

五御丸様の、同 三十卷・御樽代同斷。

鶴姬様・八重姫様の、縮緬廿卷・御樽代同斷宛。

右從相公様被上之、戸田清太夫一集に持參、高田久兵衛も一集に相勤。

御下り後、御老中方五人並松平美濃守殿・松平右京太夫殿・本庄安藝守殿の。

御太刀金馬代・時服十・昆布・干鯛一箱宛・御樽代千疋宛。

若年寄中四人に。

御太刀金馬代・時服五・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

御側衆五人、並土屋采女殿・小笠原伴八郎殿・秋元伊賀殿・稻葉長門守殿・松平伊勢守殿・本庄日向守殿に。

御太刀金馬代・時服三・御香二種干鯛  
昆布・御樽代千疋宛。

御奏者八人・寺社奉行四人・御留守居衆五人・御目附衆四人・支配衆五人に。

御太刀金馬代・時服三・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

御勘定奉行四人・町奉行二人・平御目附廿四人・御作事奉行三人・御屋敷奉行三人に。

時服三・御香二種・御樽代千疋宛。

銀五枚宛　御徒組頭横目三人。

同三枚宛　御徒目付九十人・二之御丸坊主小頭六人・御廣間坊主廿四人。

同二枚宛　御數奇屋方五人・御出入坊主子供十七人。

金三百疋宛　御玄關番三十人・中之口番人廿六人。

銀三枚宛　百人組與力廿人・町見與力五人。

銀五枚宛　二之御丸大番御徒頭三人。

京都町奉行・二條御在番・大阪町奉行・大阪御城番・伏見町奉行・長崎町奉行に。

御太刀金馬代・御小袖五・干鯛一箱宛。

白銀十枚宛　御城女中衆八人。

同　百枚宛　惣女中。

相公様より御老中方、並松平美濃守殿・松平右京太夫殿・本庄安藝守殿に。

御太刀金馬代・綿百把・昆布一箱・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

同若年寄並御側衆に。

御太刀金馬代・綿五十把・干鯛一箱宛。

右之外は不被進之。

右御目見爲御祝儀、翌廿九日各鬘斗・目布上下に而出、御帳に付、恐悦申上也。

〔徳川實紀〕

二月二十八日、松平加賀守綱紀が子又左衛門初見の禮をとり、備前政光の刀・銀三百枚・時服二十獻す。

三月八日、前田吉徳、菊池十六郎を日光東照宮に派して代拜せしむ。

〔政隣記〕



三月六日上野、七日増上寺、八日廣德寺・傳通院、九日御三家等、夫々御父子様御同道に而御出。

五七〇

同月八日日光に、利興公御代參之御使者菊池十六郎に被仰付、於御次判金三枚・時服三・御羽織一拜領、於御中屋鋪從利興公、白銀十枚・八丈嶋二反被下之、且於御前日光に之御口上被仰開發出。同道之聞番近藤治右衛門恒興に、白銀五枚被下之。同九日日光に參着、十日十六郎長上下着用參堂、御宮板縁之左右に、日光御奉行井上周防守殿・稻葉河内守殿伺候會釋有之。敷居之内一疊過て膝付三尺四方之御座縁に有之、其上に而持參之太刀折紙を前に置候て、膝付より少退手を突居る、無拜禮。社人烏帽子持衣著用右御太刀受取、社壇に持參し上之、御幣を持來て令戴之。此時謹而拜禮。御三家御代參は御敷居之内、其外は敷居之外、板縁之上に而拜禮。是此方様御代參御三家之御格也。其後社人與の同道、一段卑く石階あり、下て又上る。其間に疊敷て有之。於其所に御酒頂戴、土器を取て請之。其土器懷中して退出。此間に兩御奉行御佛殿に而て被相待、其間十町計、社人同道に而階を上り、敷居之内に而拜禮如前。但太刀折紙無之、銀十枚、附臺。退出之節兩御奉行會釋あり。於御門外長上下を着替、頼朝堂等順見して宿所に歸り、午上刻發足、初壬生通、歸路宇都宮通。

三月十五日。前田吉徳駒込邸に於いて綱紀を饗す。

〔政隣記〕

三月十五日於御中邸從利興公相公様の御料理被獻、御相伴御一門様、並御出入御旗本衆、都合御六人。御勝手は御醫師衆等御四人。三汁十菜之御料理被上、御盃事被遊内御拍子始り、一調一管被仰付、寶生太夫仕舞數度、相公様御供御歩以上御料理被下之。

四月二日。前田吉徳、林大學頭を招きて學問初の儀を舉ぐ。

〔政隣記〕

元祿十五年四月二日又左衛門様御學文初。同廿二日林大學頭殿御出、四書正宗八冊物一箱、御肴一箱御持參。於御奥書院に而讀初被遊、御盃事等有之。

四月十八日。徳川綱吉前田綱紀の邸に臨む期を告ぐ。

〔徳川實紀〕

四月十八日、この二十六日松平加賀守綱紀がもこに臨駕の事仰下さる。

四月廿四日。徳川綱吉の本郷邸に臨む前後に互り領内の火防を嚴にせしむ。

〔改作所舊記〕

御成御日限、當月廿六日に相極り候條、今日より火之用心別而堅く相守、煙つよく立申薪等

燒申儀、可得其意候。

一、燒火隨分心懸用心可仕候。病人或は如何様之急切有之候共、火の用心第一に可仕候。其家之者は病人等に取込可申候間、右之品有之家には、其村々肝煎・與合頭之内切々罷越、火用心堅く可仕候。水など手遠有之在所は、此節は兼而汲寄置可申候。

一、御成之御當日前後二・三日、隨分諸事縮油斷仕間敷候。自然之儀有之候はゞ、其村々肝煎・與合頭別而迷惑可仕候。晝夜五・六度宛時を不定、番人之外肝煎・與合頭共村中廻り、火之用心可申付候。肝煎・與合頭指合候村は、慥成百姓共廻り可申候。

一、盜人其外罪人有之候はゞ、先其所に扣置、十村方へ申談、指圖次第當地を爲引可申候。金澤より遠方之村々に而も、御城下同事に相心得、諸事油斷仕間敷候。尤裁許之十村せがれ手代等、組之内切々見廻可申候。佛事等も右當日は相扣可申候、以上。

四月廿四日

長瀬湍兵衛

永原權丞

石川・河北・能美郡十村・御扶持人、松任兩肝煎中

四月廿五日。加賀藩の諸大夫を四人とし、新に前田主税を近江守、横山左衛門を山城守と稱せしむ。

〔政隣記〕

四月廿五日、昨日依御奉書、已刻過御登城、直に御老中方御勤、御歸之上御普爲聽。昨晚御奉書、今朝御登城被遊候處、御老中方御列座、兼々御願被成候通、諸大夫向後四人に被仰付候段御演述に付而、秋元但馬守殿迄、思召寄御書付御達可被成旨被仰入候處、其通与御指圖に付、前田主税・横山左衛門兩人叙爵被仰付度旨被仰上候。則前田主税近江守、横山左衛門山城守に被仰付候。右之趣可申聞旨御意に候。

四月廿六日。徳川綱吉、前田綱紀の本郷邸に臨む。

〔徳川實紀〕

四月二十六日、加賀守綱紀がもとに始てならせ給ふにより、綱紀つとめて御迎にまうのぼり、奏者番に謁して退く。豫參は松平美濃守吉保・阿部豊後守正武・土屋相模守政直・秋元但馬守喬知・稻葉丹後守正往・松平左京大夫輝貞、少老加藤越中守明英、御側青山伊賀守秘成・大久保長門守教寛、大目付・目付・使番・納戸頭・腰物奉行・御膳奉行・進物番・賄頭・臺所頭・奥右筆等なり。大廣間より御乗物奉る。供奉は少老稻垣對馬守重富・本多伯耆守正永、御側島田丹後守利由・安藤出雲守信富、兩番頭・目付・徒頭・小十人頭・中奥近習の輩多くつきそひ奉る。大駕門外にわたり給へば、綱紀並に長子又左衛門長袴着しむかへ奉る。但馬守喬知とりあはせ奉り、

御詞をたまふ。綱紀父子立かへり、玄關にむかへ進らす。一族親縁の輩松平安藝守綱長・松平右衛門督吉泰・松平備後守吉長・松平飛驒守利直・淺野土佐守長澄・松平長門守利興・前田采女利昌・前田隼人利英、皆門外にて拜し奉る。見参ゆりし家人も同じ。一族には御詞をたまふ。かねて御供命せられし牧野備前守成春・松平遠江守忠喬・松浦壹岐守棟・久世出雲守重之・青山下野守忠重・蜂須賀飛驒守隆重・青山播磨守幸督・松平伊賀守忠周・阿部飛驒守正喬・三浦壹岐守明敬・松平彈正忠正久・秋元伊賀守喬房・稻葉長門守正知は、同じ門の内にて拜し奉り、御詞下さる。松平讃岐守頼常・酒井雅樂頭忠舉・井伊掃部頭直通は、扉重門内にて拜調し、これも御詞をたまふ。御乗物を降たまへば、綱紀先導して、廊より表書院の側奥廊にてとゞまれば、御詞ありて奥書院にいらせられ、上段に着給ふ。時に綱紀長鮑もちいで、供す。とらせたまひ綱紀父子にたまふ。かくて綱紀父子に賜物あり。畢て美濃守吉保先導し、表書院にならせ給ひ、父子献物す。次に家人等拜し奉り、次に一族出て拜し奉る。ふたゝび奥書院にならせ給ひ、松平備後守吉長・松平右衛門督吉泰が妻ごも、仙溪院尼・松平飛驒守利直・松平長門守利興・前田采女利昌もの奉り、綱紀父子よりも内々の献り物あり。次に雑煮吸物奉り、父子伴食す。御盃賜はるとき、綱紀に御刀・御さしそへ引出物し給ふ。綱紀よりも返盃のとき、刀・さしそへ奉る。次に又左衛門、御盃に御刀賜はり、是も其御盃かへし進らするとき刀を奉り、

また其御盃を綱紀にたまはる。次に七五三の御膳を供す。次に御講書あり。父子並に一族・溜詰・普代の衆・鷹間詰・奏者番及び家司等拜聽し奉る。綱紀も事さらの仰蒙りて進講す。次に猿樂あり。翁・高砂・東北・祝言・狂言末廣がり等はてゝ、御休息所にわたらせられ、常のおもの進り、御宴あり。父子召れ、綱紀に茶壺、又左衛門に掛幅賜はる。備後守吉長・右衛門督吉泰の妻・仙溪院尼・飛驒守利直・長門守利興・采女利昌並に家人等への賜物は、老臣仰を傳ふ。次に又表書院に出たまひ、御仕舞あり。御講書拜聽の人々みな見え奉る。次に綱紀父子・安藝守綱長・右衛門督吉泰・備後守吉長、舞を御覽に備ふ。次に又奥書院にてのし奉り、還御なる。父子はじめ御送りのさま、先に迎へ奉るときのごとし。門外より伯耆守正永もて、父子に御喜悅の御詞をたまふ。父子やがてまうのぼり、拜調し、御手づからのし賜はりて退つ。けふの賜物、綱紀に備前國宗の御太刀・銀三十枚・時服百・繻珍百卷・天鷲絨五十卷、御盃のとき島津正宗の御刀・吉光の御さしそへ、内々より師匠坊肩衝の茶入、又左衛門に備前長光の御太刀・金五十枚・時服五十、御盃のとき貞宗の御刀、内々より卒翁筆痴絶讚布袋の掛幅、備後守吉長妻に綿百把・文臺硯、右衛門督吉泰妻にも同じ。仙溪院尼に綿百把・十炷香箱、飛驒守利直に時服十、長門守利興に七、采女利昌に六、家司本多安房守に金十枚・御紋の時服五、其他一門・家司・家司並の輩に金・時服たまふ事差あり。又綱紀に一位尼公・御臺所より綿三百把・

二種一荷づゝ、五ノ丸・鶴姫・八重姫の御方々より綿二百把・二種一荷づゝ、又左衛門へ兩御方より綿二百把・二種一荷づつ、御三方より百把・二種一荷づゝなり。獻物は綱紀より備前長光の太刀・鞍馬一疋・金三百枚・時服百・緞子五十卷・いろ縠子五十卷・猩々緋三十間・綿五百把、御さかづきのごとき郷の刀・新藤五國光のさしそへ、内々より茶壺(きつや肩衝)・徐熙の畫幅・箱肴、又左衛門より助長の太刀・銀三百枚・羽二重百疋、御さかづきのごとき左文字のかたな、内々より書棚・箱肴、備後守吉長・右衛門督吉泰が妻、仙溪院尼より、おのゝく・紗綾五十卷・檜重一組・箱肴、また内々より備後守吉長妻は十炷香箱・箱肴、右衛門督吉泰妻は伽羅箱・箱肴、仙溪院尼は銀丁子釜・箱肴、飛驒守利直は金馬代・綿百把・銀釣花瓶・箱肴、長門守利興は金馬代・紗綾三十卷・檜重・箱肴、采女利昌は金馬代・さあや十卷・檜重・箱肴、安房守はじめ家司等みな銀馬代・時服奉る。また綱紀より一位尼公・御臺所に各銀百枚・紗綾百卷・二種一荷、五ノ丸・兩姫君におのゝく・銀百枚・二種一荷、三御方に銀五十枚・二種一荷づゝ奉る。この日邸内は兩番頭・新番頭・徒頭組ども警衛し、諸門は持筒・先手頭つかふまつれり。

## 〔松雲公夜話〕

一、元祿十五年四月廿五日綱吉公御成被遊候時分、勿論綱吉公御講釋・御仕廻など被遊候。相公様にも御講釋被遊候様に其頃沙汰有之候。其故に候哉、御表小將部屋留帳に、青地藤太夫

廿五日は廿六日なり

手跡にて、相公様にも御講釋被遊候様候旨記置申候。然所享保三年、右留帳御用にて入御覽、則御成之時分綱吉公御前の罷出候御家來の數など御尋にて事濟。扱相公様御講釋被遊候段調置候儀、如何之儀候哉、相公様には此日曾而御講釋不被遊候。加様なる不慥儀仕置候もの候哉と、千羽津太夫を以被仰出候に付、成田幸右衛門に伊藤平太夫申談候。富永金具物がたり承申候。

## 〔政隣記〕

四月廿六日少曇、午刻過より小雨降、還御之時分晴微降、暮前より又雨天。今朝卯刻過御迎爲御案内、相公様御登城、被仰置御歸館。公方綱吉公已刻過御成、申下刻還御。自途中本多伯耆守殿爲上使御出。追付御父子様御登城之處、於御奥書院御對顔、御手自御熨斗鮑御頂戴、御満足之段上意。御歸館之節、御老中・若年寄衆等不殘御勤、戌下刻御歸館。

但御成之節、御父子様御門外に御出迎、安房守・近江守・山城守・美作・伊豫・備前・勘解由拜伏。御門内には前田權佐・永原左京・西尾隼人・不破彦三・菊池十六郎・成瀬左京拜伏也。着御之上、先御父子様御拜謁、伊豫以上五人は一人宛拜謁、其次備前・勘解由二人、權佐以下三人宛拜謁被仰付。

御講釋・御仕廻、拜領・獻上暨御獻膳等、詳に有別記に。御成前日之饗應千八百五十人、當日之饗膳七千三百三十人。大概以上之趣也。

〔前田御家雜錄〕

同年四月廿六日綱吉公已刻、綱紀公の本郷の御成御殿に渡御、申後刻還御。朝より曇、時々細雨。

從將軍綱吉公被下物品々。

眞御太刀一腰國宗代金十七枚・白銀三千枚・御拾百領・緇珍百卷・天鵝絨五十卷、御盃の時御刀一腰正宗代金三百五・御脇指吉光代金二百枚・御茶入師匠坊厨衛、但替袋あり。 綱紀公に。

眞太刀一腰長光代金十枚・黄金五十枚・御拾五十領、御盃の時御刀一腰眞宗代金二百枚・御掛物一幅布袋繪卒翁筆又左衛門様は。

綿百把・御文臺・御硯、松平備後守様御前様は。

同斷、松平右衛門督様御内室様は。

綿百把・十種香箱、仙溪院様は。

從相公様御献上之分。

御表向より眞御太刀長光代金三百貫・黄金三百枚・時服百・純子五十卷・色緇子五十卷・猩々皮三十間・綿五百把・御馬一疋鞍置白錫毛、白菊と云。

御盃の時、御腰物一腰郷義弘代三百枚・御脇指一腰會津新藤五國光代三百枚。

御内證より、御茶入木津屋、徐然筆。 御掛物意の繪。

御奥より、御回香爐二金・御笥地十端・御舞扇子十本・金入五十卷・御彫物五十通三所物廿通二箱に、二所物廿通。

御文臺・御硯箱・御印籠五十・御國象眼御鏝百枚二箱に・御肴一種。

右之外に御座敷御飾被遊候而御献上之分、御書物九部・御見臺・御香合百二箱に。

一位様御臺様は

白銀百枚宛・紗綾五十卷宛・二種一荷宛。

從又左衛門様御献上之分。又左衛門様利興公と奉稱。

御表向より、眞御太刀一腰助長二、百貫・御馬代白銀三百枚・羽二重百疋。

御盃の時、御腰物一腰左文字代百五十枚。

御内證より、御書棚一・御肴一種。

御奥向より、御香爐孔雀・御中屏風一雙、表團扇、裏草花、狩野探信筆。

茶字嶋百・御巾着百・御肴一種。

御臺様・一位様・五丸様・鶴姫君様・八重姫君様は。

白銀百枚・二種一荷宛。但五丸様・鶴姫君様・八重姫君様は白銀五十枚宛。

加賀藩史料 第五編 元祿十五年

御一家様方より御献上之分。

檜重一組・紗綾五十卷紅白・御肴一箱但御表・十種香具一通、御肴一箱但御内、松平備後守様御前様より。

表向御献上同斷・御伽羅箱一・御肴一箱但御内、松平右衛門督様御奥様より。

紗綾五十卷・御檜重一組・御肴一箱但御表・御丁子釜銀一・御肴一箱但御内、仙溪院様より。

御太刀馬代金一枚・銀釣花入一・御肴一箱但御内、飛驒守様より。

御太刀馬代金一枚・紗綾十卷・長門守様より。

御太刀馬代金一枚・御檜重一組・御肴一箱但御内、前田采女殿より。

相公様より御作物御重五、右者相定之外御献上也。

御成御當日御饗應之次第。

朝之分

御譜代大名衆・御奏者番・大御目付、御饗應之席御大書院、御休息所御奥小書院、人數十五人程。御書院御番頭・御小將御番頭・中奥御小將・新御番頭・中奥御番、御饗應之席御大書院、御休息所御勝手、人數七人程。御持頭・御先手・御使番・御小將組頭・御書院番組頭・小十人御番頭・御徒頭・御小納戸頭・御腰物奉行頭・小普請御奉行組頭・新御番組頭・道御奉行、御饗應の席

奥御書院御勝手、御書院御勝手の掛け。御納戸組頭・小十人組頭・新御番・御小納戸御腰物奉行・小十人組・御厩方・御膳御奉行・御賄頭・御臺所頭・御同朋・御數寄屋頭・二の御丸坊主衆、御饗應之席大御料理之間、御休息所假御座敷、人數六十五六人程。

御進物御番・御小將組・御書院番・御饗應の席假御座敷、詰所御廣間・同二の間・御勝手共人數百人程。

是迄之分御料理二汁五菜、酒肴一種、面々菓子三種、木具不殘同事也。

奥坊主組頭・同坊主・御數寄屋組頭・同坊主・表坊主組頭・同坊主、御饗應所竹の間、人數二百廿人程。御徒目付組頭・火の御番組頭・御具役人・太鼓役人・御徒目付・御臺所目付・御徒押・火の番、御饗應所假御座敷、人數六十人程。

御徒組頭・御徒・御持與力・御先手與力・御馬乘、御饗應所玉井勘解由跡小屋、人數百七十人程。御臺所組・御臺所人・御賄人・御小間遣頭・御六尺頭・新組頭・御小間遣組頭・御臺所六尺頭・御中間頭・小人頭・御駕籠頭、御饗應所御舞臺跡御座敷、人數百人程。

是迄不殘御料理二汁五菜・酒、干菓子足打紙敷積、木具。

小普請方手代・伊賀同心・御小納戸同心・御持同心・御先手同心、御饗應南馬場假小屋、人數百三十人程。御玄關番人・中口番人・御小人目付・御役小人・押小人・御小人御中間諸役・御小納戸六

尺組頭・御風呂屋六尺・御小間遣・御膳所六尺・坊主六尺・御數寄屋御露地之者・二の丸御露地の者・御賄方六尺・御供廻り御駕籠者、御饗應所東御門續御長屋右の方、人數三百人程。御徒行・町方同心・町方與力、御饗應所稻垣三郎兵衛元小屋、人數百廿人程。

是迄何茂御料理一汁四菜酒菓子出る、各木具。

御料理人・御用達町人、御饗應所東御門續御長屋、人數六十人程。

御蒔繪師・御鍛冶・御壘刺・大工肝煎・同仕手・鍛冶肝煎・同仕手・石切肝煎・同仕手・飾方肝煎・同仕手・小普請方杖突人足・同仕手、御饗應所南の方中の口御門の向、人數六十人程。但朝夕。

是迄不殘御料理一汁四菜・御酒出る、各木具。

御役者樂屋人數二百七十人程。朝夕御料理一汁四菜。

御勝手方御取持の方御饗應席、御居間書院。

御一門様方御饗應の席、御表御居間。

晩之分

御譜代大名十三人歟、大御番頭十人歟、中奥御小將十人歟、中奥御九人歟、御書院御小將・兩御番頭六人歟、御持頭一人、御先手頭三人、御使番四人、御徒頭十三人、小十人番頭八人歟、御納戸頭二人、御腰奉行一人、御普請奉行一人。

御老中方・御出家方・御小將衆。

此分御料理三汁八菜、後段肴一種・吸物・御酒・菓子、後菓子縁高に盛、八寸に居、各木具。桐の間衆御勝手方。

御進物番廿人、御小將組御書院番百六十人、新御番廿人、道御奉行二人、御納戸組頭四人、小十人組頭四人、小十人四十人、御厩方一人。

此分何茂御料理二汁七菜、後段肴一種・酒・菓子、後菓子縁高に盛、八寸に居、各木具。

御徒目付組頭一人、火番組頭一人、御貝・太鼓役二人、御徒組頭十人、火御番十六人、御徒行百四十人、御徒目付三十五人、御徒押九人、御中間頭一人、御持與力十人、御駕籠御小人頭三十人、御馬乘四・五人、御先手與力一人、御料理二汁五菜、後段肴一種・吸物・酒・餅菓子、片木盛、八寸居、各木具。

小普請手代三人、人足方・伊賀者同心十人、御納戸同心三十五人、御腰物同心五人、御持同心五十人、御先手同心百五十人、御玄關番十人、中口御番十人、御小人・御小人目付四十一人、御使御小者八十人、押御小人廿人、御小納戸六尺十五人、御中間諸役・御馬方共に五十三人、坊主六尺八人、御風呂屋六尺十人、御數寄屋御露地者三十五人、二の丸御露地者十五人、御小道具者四十六人、御駕籠者廿人、御料理一汁四菜、酒・餅菓子、各木具。新組其外御道具持

參者、並御老中其外御供之中間二千人、御料理一汁三菜、酒・餅菓子、片木盛。  
松平美濃守・御老中・松平右京太夫・若御年寄衆・御側衆・御奏者番・御留守居・大目付・御小將・  
桐間御廊下兩御番頭・御納戸衆、右之面々之家來侍分、二汁五菜、後段吸物・肴一種・餅菓子、  
片木盛。

御譜代大名衆之家來、御料理右同斷。

役者下々五百人、一汁三菜、本郷六丁目賄所。

御成二日前朝夕御料理高六百八人前。

二汁五菜・酒肴一種・干菓子

二百人前

一汁四菜、酒不出

四百人前

同前日朝夕御料理高千二百五十人前。

二汁五菜・酒肴一種・干菓子

六百五十人前

一汁四菜、酒不出

五百人前

同御當日朝夕御料理高七千三百三十人前。

二汁五菜・酒肴一種・銘々菓子三種、木具

二百人前

二汁五菜・酒、干菓子足打紙敷盛、木具

六百五十人前

一汁四菜・酒、菓子出、木具

八百人前

夕御料理高五千五百八十八人前。

三汁八菜、後段酒肴一種・吸物・菓子、後菓子縁高盛、八寸居、木具

三百十人前

二汁七菜、後段酒肴一種・吸物・菓子、後菓子右同斷

五百五十人前

二汁五菜、後段酒肴一種・吸物・餅菓子、片木盛、八寸居、木具

千二百人前

一汁四菜・酒・餅菓子、片木盛、木具

千五百人前

一汁三菜・酒・餅菓子、右同斷

二千人前

三口合九千八百八十人

惣賄高三萬人程有之。

右朝御成方々より被進御音物之覺

御屏風一双兩面如川筆・御臺子五飾・干鯛一折

甲府中納言様

障子紙三百束十箱・箱肴

水戸宰相様

御屏風二双・毛氈三百枚・箱肴

二度目 水戸宰相様



御褥二一箱・銀銅三  
 錫水次廿  
 御茶碗五百  
 御臺子二飾・美濃紙百束・箱肴  
 銀銅五・鯛三  
 蠟燭千挺  
 毛氈十枚  
 蠟燭二千挺  
 疊表千枚・箱肴  
 御料紙御硯箱・箱肴  
 銀銅二・箱肴  
 毛氈百枚・箱肴  
 御臺子五飾・箱肴  
 銀銅三・箱肴  
 御家具二百人前・箱肴

二度目

水戸少將様  
 松平播磨守殿  
 松平大學頭殿  
 尾張宰相様  
 松平讃岐守殿  
 松平讃岐守殿  
 松平筑後守殿  
 肥後守様  
 大藏大輔様  
 飛騨守様  
 前田隼人殿  
 備後守様  
 長門守様  
 前田采女殿  
 安藝守様

蠟燭二百挺・箱肴  
 蠟燭千挺・箱肴  
 御手拭二百筋・箱肴  
 錫湯次十箱百・鯛三  
 錫金色十・箱肴  
 蠟燭三百挺・箱肴二種  
 金色十・箱肴  
 御屏風片面金砂子泥引、周信筆・疊表千枚・箱肴  
 御臺子三飾・箱肴二種・御樽代五百疋  
 毛氈廿枚・箱肴  
 御皿百・箱肴  
 花毛氈十間・箱肴  
 御服紗五十・箱肴  
 疊表千枚・箱肴二種  
 花毛氈百枚・荒木酒一陶泉母

淺野土佐守殿  
 伯耆守様  
 御恭様  
 仙溪院様  
 本多能登守殿御内様  
 慈眼院様  
 池田河内守殿  
 右衛門督様  
 備後守様御前様  
 淺野土佐守殿御内様  
 松平紀伊守殿御内様  
 水野中務少輔殿御内様  
 壽法院殿  
 細川越中守殿  
 松平信濃守殿

胡銅盟水鉢十・鯛十  
 毛氈廿枚・箱肴  
 御文箱五・箱肴  
 御見臺・御料紙箱・御硯箱・鯛三  
 銅水鉢五・箱肴  
 御屏風一雙 惣金泥引砂子繪 土佐光成筆・鯛三  
 毛氈百枚・箱肴  
 御臺子三飾  
 蠟燭千挺・箱肴  
 毛氈五十枚・箱肴  
 毛氈五十枚・箱肴  
 蠟燭千挺・箱肴  
 毛氈五十枚・箱肴  
 毛氈五十枚・箱肴  
 毛氈五十枚・箱肴

二度目

藤堂和泉守殿  
 飛驒守様御内様  
 慈芳院殿  
 細川越中守殿  
 井伊掃部頭殿  
 松平美濃守殿  
 松平美濃守殿  
 本多能登守殿  
 小笠原右近將監殿  
 土屋相模守殿  
 稻葉丹後守殿  
 榊原式部少輔殿  
 阿部豐後守殿  
 小笠原佐渡守殿  
 松平右京大夫殿

蠟燭五百挺・箱肴  
 毛氈廿枚・箱肴二種  
 毛氈十枚・箱肴  
 蠟燭三百挺・鯛三  
 蠟燭五百挺・箱肴  
 蠟燭三百挺・箱肴  
 羅紗十間・蠟燭五百挺・鯛十  
 蠟燭三百挺・箱肴  
 蠟燭三百挺・箱肴  
 蠟燭五百挺  
 奉書紙十束・箱肴  
 毛氈廿間・箱肴  
 疊表三百枚・箱肴  
 桐刀掛二・鯛一折  
 障子紙百帖・箱肴

加賀藩史料 第五編 元祿十五年

酒井雅樂頭殿  
 安部丹波守殿  
 南部右近殿  
 松平遠江守殿  
 水野隼人正殿  
 同監物殿  
 酒井左衛門尉殿  
 戶田能登守殿  
 牧野周防守殿  
 松平駿河守殿  
 水野中務少輔殿  
 保科兵部少輔殿  
 溝口信濃守殿  
 金森出雲守殿  
 小堀大膳殿

二度目 小堀大膳殿

戸澤上總介殿

仙石越前守殿

津輕越中守殿

織田山城守殿

前田市左衛門殿

前田帶刀殿

本多彌兵衛殿

横山左門殿

坂井八郎兵衛殿

溝口左門殿

同 源兵衛殿

本多作十郎殿

同 忠左衛門殿

紫ふくさ廿

蠟燭三百挺・鯛一折

蠟燭二百挺・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

手燭十五本・箱肴

二度目

御茶碗百・御肴

御手拭晒布卅尺・鯛一折

錫挽溜十・蛟一折

御手拭百筋・箱肴

御手拭五十筋・箱肴二種

御皿百

塵取二箱百入・蛟十

錫水茶碗卅

櫃二百枚

蛟本のまゝ

櫃本のまゝ

杉柄杓百本

御きせる五十本

御きせる五十本

茶碗百

猪口百

御ふくさ百・御肴一種

丸盆百枚

御茶柄杓二箱五本入・箱肴

御箸一箱・箱肴

御手燭十本・鯛一折

白箸一箱二千五百膳

伊萬利燒御皿二百・箱肴

御茶碗百

紫帛一箱・箱肴

紫ふくさ卅

本多市左衛門殿

横山主殿殿

坂井沖之助殿

溝口織部殿

同 十太夫殿

岡田將監殿

西尾八兵衛殿

同 七兵衛殿

酒井小平次殿

成瀬吉右衛門殿

西尾十右衛門殿

與津能登守殿

福嶋助六殿

小堀仁右衛門殿

同 伊兵衛殿

紫ふくさ十  
 御手拭卅筋  
 御茶碗百  
 大皿五十  
 御茶碗百  
 御きせる百本  
 御帛一箱  
 杉楊枝一箱・御箸一箱  
 御きせる百本・箱肴  
 御茶碗百  
 御盃百  
 手鹽皿百  
 御皿二百・干鯛一折  
 御手水柄杓百本  
 御皿二百

五九二  
 小堀土佐守殿  
 牧村右衛門殿  
 土屋忠兵衛殿  
 千本兵左衛門殿  
 河村源右衛門殿  
 丹羽小左衛門殿  
 村上次郎左衛門殿  
 堀 萬次郎殿  
 山中丹波守殿  
 小嶋 昌 怡老  
 猪子左太夫殿  
 高林彌市郎殿  
 徳山又兵衛殿  
 中川市丞殿  
 堀 筑後守殿

御皿百  
 御茶碗百  
 御刀掛二脚・箱肴二種  
 高原焼二百・箱肴  
 毛織十間  
 飯銅二・箱肴  
 錫御湯次十・箱肴  
 毛氈十枚・箱肴  
 御きせる百本  
 猩々緋十間  
 御茶碗五十  
 御ふくさ十  
 御臺子二飾 箱肴  
 飯銅二・箱肴  
 錫水次十・箱肴

加賀藩史料 第五編 元禄十五年

逸見八左衛門殿  
 上田兵庫殿  
 間宮諸左衛門殿  
 増田壽得老  
 東本願寺  
 長 大隅守  
 前田主税  
 前田美作  
 栗嶋道有老  
 日光御門跡  
 廣 徳寺  
 桂 香院  
 本多主殿  
 横山左衛門  
 村井出雲

五九三